犯罪被害者等支援関連事業

（令和７年度版）

三重県　環境生活部　くらし・交通安全課

目　　次

１　この冊子の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

２　犯罪被害者等支援に関する国の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

３　犯罪被害者等支援に関する三重県の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

４　推進計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

（１）基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

（２）具体的施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

５　犯罪被害者等支援関連事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

（１）推進計画に基づく体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

（２）各事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

Ａ　相談及び情報の提供（条例第 15 条、第 18 条）

○　条例第 15、18 条　犯罪被害者等が直面しているさまざまな問題や損害賠償請求に対する相談・情報提供等に資する事業

◇　高齢者虐待防止事業【医療保健部】・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

◇　地域自殺対策緊急強化事業【医療保健部】・・・・・・・・・・・・・・　4

◇　生活困窮者自立相談支援事業【子ども・福祉部】・・・・・・・・・・・　5

◇　母子・父子自立支援員設置事業【子ども・福祉部】・・・・・・・・・・　6

◇　母子・父子福祉センター運営事業【子ども・福祉部】・・・・・・・・・　7

◇　三重県配偶者暴力相談支援センター事業【子ども・福祉部】・・・・　8

◇　児童虐待に係る相談【子ども・福祉部】・・・・・・・・・・・・・・・　9

◇　若年層における児童虐待予防事業　「妊娠ＳＯＳみえ」【子ども・福祉部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

◇　高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業【子ども・福祉部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

◇　障がい者虐待防止・権利擁護事業【子ども・福祉部】・・・・・・・・・　12

◇　障害者相談支援センター運営事業【子ども・福祉部】・・・・・・・・・　13

◇　障がい者就業・生活支援事業【子ども・福祉部】・・・・・・・・・・・　14

◇　人権相談事業【環境生活部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

◇　フレンテみえ相談室【環境生活部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

◇　みえ外国人相談サポートセンター（みえこ「ＭｉｅＣｏ」）運営事業【環境生活部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18

◇　犯罪被害者等支援に係る総合的対応窓口【環境生活部】・・・・・　19

◇　性犯罪・性暴力被害者支援事業【環境生活部】・・・・・・・・・・・　20

◇　交通事故相談事業【環境生活部】・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
◇　消費生活相談事業【環境生活部】・・・・・・・・・・・・・・・・・　22
◇　三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金制度【環境生活部】・・・・・・　23
◇　三重県犯罪被害者等財産開示手続及び第三者からの情報取得手続費用助成金制度【環境生活部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
◇　３分野合同ＳＮＳ相談事業（「ＤＶ被害者支援」「妊娠ＳＯＳみえ」「性暴力被害者支援」）【子ども・福祉部、環境生活部】・・・・・・　26
◇　労働相談室運営事業（「三重県労働相談室」）【雇用経済部】・・・・　27
◇　ホームページによる雇用情報提供【雇用経済部】・・・・・・・・・・　28
◇　労働紛争の解決支援（個別労働関係紛争のあっせん）【三重県労働委員会】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29
◇　教育相談事業【教育委員会】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
◇　被害者支援要員制度【警察本部】・・・・・・・・・・・・・・・・・　32
◇　性犯罪指定捜査員制度【警察本部】・・・・・・・・・・・・・・・・　33
◇　「被害者の手引」の配付【警察本部】・・・・・・・・・・・・・・・　34
◇　犯罪被害者支援活動【警察本部】・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
◇　性犯罪被害相談電話【警察本部】・・・・・・・・・・・・・・・・・　36
◇　少年相談１１０番【警察本部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37
◇　被害者連絡制度【警察本部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　38
◇　暴力相談電話・組抜け１１０番【警察本部】・・・・・・・・・・・・　39
◇　暴力追放活動【警察本部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　40

Ｂ　被害の早期回復・軽減のための支援（条例第 16 条、第 17 条）

○　条例第 16 条　犯罪被害者等の経済的負担の軽減に資する事業

◇　納税の猶予制度【総務部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　41
◇　生活福祉資金貸付事業【子ども・福祉部】・・・・・・・・・・・・　42
◇　生活保護制度【子ども・福祉部】・・・・・・・・・・・・・・・・・　46
◇　母子父子寡婦福祉資金貸付事業【子ども・福祉部】・・・・・・・・　47
◇　母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業【子ども・福祉部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　49
◇　児童扶養手当事業【子ども・福祉部】・・・・・・・・・・・・・・・　50
◇　私立小中学校等授業料減免補助金【環境生活部】・・・・・・・・・　52
◇　私立高等学校等就学支援金【環境生活部】・・・・・・・・・・・・　53
◇　私立高校生等臨時支援金【環境生活部】・・・・・・・・・・・・・　54
◇　私立高等学校等入学金補助金【環境生活部】・・・・・・・・・・・　55
◇　専修学校高等課程修業奨学金【環境生活部】・・・・・・・・・・・　56
◇　専修学校専門課程修業支援利子助成金【環境生活部】・・・・・・・　57
◇　私立高校生等奨学給付金【環境生活部】・・・・・・・・・・・・・　58
◇　私立専門学校授業料等減免補助金【環境生活部】・・・・・・・・・　59

◇　三重県立高等学校授業料減免制度【教育委員会】・・・・・・・・・・　60
◇　三重県高等学校等修学奨学金【教育委員会】・・・・・・・・・・・・　61
◇　三重県立高等学校就学支援金【教育委員会】・・・・・・・・・・・・　62
◇　高校生等臨時支援金【教育委員会】・・・・・・・・・・・・・・・・　63
◇　国公立高校生等奨学給付金【教育委員会】・・・・・・・・・・・・・　64
◇　三重県犯罪被害者等見舞金【環境生活部】・・・・・・・・・・・・・　65
◇　犯罪被害給付制度【警察本部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・　67
◇　国外犯罪被害弔慰金等支給制度【警察本部】・・・・・・・・・・・・　68
◇　公費負担制度【警察本部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　69

◇　（再掲）三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金制度【環境生活部】・　23
◇　（再掲）三重県犯罪被害者等財産開示手続及び第三者からの情報
　　取得手続費用助成金制度再提訴費用助成制度【環境生活部】・・・・　25
◇　（再掲）暴力追放活動【警察本部】・・・・・・・・・・・・・・・・　40

○　条例第 17 条　犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響からの回復に資する事業

◇　地域子ども・子育て支援事業【子ども・福祉部】・・・・・・・・・・　70
◇　ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣事業【子ども・福祉部】・・・・　72
◇　ＤＶ被害者支援事業【子ども・福祉部】・・・・・・・・・・・・・・　73
◇　スクールカウンセラー等活用事業【教育委員会】・・・・・・・・・・　74

◇　（再掲）性犯罪・性暴力被害者支援事業【環境生活部】・・・・・・　20
◇　（再掲）教育相談事業【教育委員会】・・・・・・・・・・・・・・・　30
◇　（再掲）犯罪被害者支援活動【警察本部】・・・・・・・・・・・・・　35

Ｃ　生活再建に対する支援（条例第 19 条、第 20 条、第 21 条）

○　条例第 19 条　犯罪被害者等の再被害の防止や安全の確保に資する事業

◇　被虐待児等の一時保護【子ども・福祉部】・・・・・・・・・・・・・　75
◇　再被害防止措置【警察本部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　76

◇　（再掲）高齢者虐待防止事業【医療保健部】・・・・・・・・・・・・　３
◇　（再掲）障がい者虐待防止・権利擁護事業【子ども・福祉部】・・・　12
◇　（再掲）ＤＶ被害者支援事業【子ども・福祉部】・・・・・・・・・・　73

○　条例第 20 条　犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定に資する事業

◇　犯罪被害者等の民間賃貸住宅物件情報提供等制度【環境生活部】・・　77

○　条例第 21 条　犯罪被害者等の雇用の安定に資する事業

◇　犯罪被害者等の県営住宅優先枠抽選制度【県土整備部】・・・・・・　78
◇　ＤＶ被害者の県営住宅優先枠抽選制度【県土整備部】・・・・・・・　79
◇　公共職業訓練費（離転職者用委託訓練）【雇用経済部】・・・・・・・　80
◇　公共職業訓練費（短期課程施設内訓練）【雇用経済部】・・・・・・・　81
◇　若者就業サポートステーション・みえ【雇用経済部】・・・・・・・　82
◇　いせ若者就業サポートステーション【雇用経済部】・・・・・・・・　83
◇　いが若者サポートステーション【雇用経済部】・・・・・・・・・・　84
◇　北勢地域若者サポートステーション【雇用経済部】・・・・・・・・　85

◇　（再掲）母子・父子自立支援員設置事業【子ども・福祉部】・・・・　6
◇　（再掲）母子・父子福祉センター運営事業【子ども・福祉部】・・・　7
◇　（再掲）障がい者就業・生活支援事業【子ども・福祉部】・・・・・　14
◇　（再掲）労働相談室運営事業（「三重県労働相談室」）【雇用経済部】・　27
◇　（再掲）ホームページによる雇用情報提供【雇用経済部】・・・・・　28
◇　（再掲）母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業
【子ども・福祉部】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　49

（３）犯罪被害者等支援関連窓口一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　86

Ａ　県の相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　86
Ｂ　県内の保健所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　88
Ｃ　県内の児童相談所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　89
Ｄ　県内の福祉事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　89
①　市福祉事務所（福祉事務所を設置している町を含む）・・・・・・・・・　89
②　県福祉事務所（多気町を除く 14 町を所管）・・・・・・・・・・・・・・　90
Ｅ　県税事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　90
Ｆ　県内の総合的対応窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　91
Ｇ　県内の警察署・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　93
Ｈ　県内の地域包括支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　94
Ｉ　県内の社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　98
Ｊ　県内の自立相談支援機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　100
Ｋ　県内の障害者就業・生活支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・　101
Ｌ　県内のファミリーサポートセンター・・・・・・・・・・・・・・・・・・　102
Ｍ　県内の地域若者サポートステーション・・・・・・・・・・・・・・・・・　104
Ｎ　犯罪被害者等支援関係機関・団体の相談・支援窓口・・・・・・・・・・　105
①　公益社団法人　みえ犯罪被害者総合支援センター・・・・・・・・・・　105
②　みえ性暴力被害者支援センター　よりこ・・・・・・・・・・・・・・・　105
③　公益財団法人　日本財団（まごころ奨学金係）・・・・・・・・・・・・　105
④　公益財団法人　犯罪被害救援基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・　106
⑤　公益社団法人　全国被害者支援ネットワーク・・・・・・・・・・・・・　106
⑥　公益財団法人　暴力追放三重県民センター・・・・・・・・・・・・・・　107

⑦　認定特定非営利活動法人　三重いのちの電話協会・・・・・・・・・・ 107
⑧　三重弁護士会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108
⑨　日本司法支援センター（法テラス）三重地方事務所・・・・・・・・ 109
⑩　津地方検察庁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110
⑪　法務省　津保護観察所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111
⑫　津地方法務局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
⑬　第四管区海上保安本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
O　交通事故に関する関係機関・団体の相談・支援窓口・・・・・・・・・ 113
①　電話・面接相談窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113
②　独立行政法人　自動車事故対策機構（NASVA）三重支所・・・・・・・ 114
③　公益財団法人　交通遺児育英会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
④　公益財団法人　交通遺児等育成基金・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
P　県内の犯罪被害者団体（自助グループ）・・・・・・・・・・・・・・・ 116
①　三重県交通遺児を励ます会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
②　生命のメッセージ展　ｉｎ三重・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
③　いのちの言葉プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
Q　その他の相談等窓・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117
①　労働問題・雇用に関する相談窓口（三重労働局、ハローワーク、労働基準監督署）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117
②　年金に関する相談窓口（年金事務所）・・・・・・・・・・・・・・・ 119
③　健康保険に関する相談窓口（全国健康保険協会（協会けんぽ）三重支部）120
④　税に関する相談窓口（税務署、税務相談所（東海税理士会各支部））・・ 120
⑤　刑事・民事事件の手続き等に関する問合わせ窓口（地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
⑥　相続や成年後見制度等に関する相談窓口（三重県司法書士会）・・・・ 123

【参考資料】

三重県犯罪被害者等支援条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
三重県犯罪被害者等見舞金給付要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128

１　この冊子の目的

犯罪等※の被害に遭われた方やそのご家族やご遺族の方々（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるなどの直接的な被害に加え、心身の不調や経済的負担の増加、再被害への不安、周囲の無理解や心無い言動等による二次被害にも苦しまれています。

この冊子は、県（警察本部、教育委員会を含む）が実施主体となっているものや他団体に委託・補助を行っている事業のうち、犯罪被害者等の抱える様々な課題への支援に役立つと思われる事業（犯罪被害者等支援関連事業）をまとめたものです。

犯罪被害者等への支援を行う機関・団体等をはじめ、各種の機関・団体等が、犯罪被害者等からの相談に対して、行政サービス等をスムーズにつなぐための資料として活用いただくことを目的としています。

※「犯罪等」：犯罪やそれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

２　犯罪被害者等支援に関する国の取組

犯罪被害者等への支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関する法制度としては、昭和 55 年に犯罪被害者等の経済的な支援を目的とした犯罪被害者等給付金支給法が制定されて以後、経済的支援や司法制度における一定の配慮が制度化されてきましたが、犯罪被害者等の抱える様々な課題に十分に応えることはできませんでした。

このため、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現をめざして、平成 16 年に犯罪被害者等基本法（以下「基本法」という。）が制定されました。基本法では、犯罪被害者等に対する支援に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。

さらに、平成 17 年には、犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会をめざして、「犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者等支援の拡充が図られてきました。現在、「第４次犯罪被害者等基本計画」（令和３年度から令和８年度まで）が示されています。

３　犯罪被害者等支援に関する三重県の取組

基本法の趣旨に則り総合行政のもと施策を推進するため、三重県犯罪被害者等支援施策連絡会議（現　安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議）を設置したほか、性暴力・性犯罪の被害にあった方からの相談や付添い支援等を行うために、平成 27 年に「みえ性暴力被害者支援センター　よりこ」を設立しました。

また、平成 31 年３月には、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定（平成 31 年４月１日施行、以下「条例」という。）するとともに、条例の施行に合わせて、犯罪被害者等の経済的負担を軽減するために、都道府県では初となる「三重県犯罪被害者等見舞金」を創設しました。

さらに、令和元年 12 月には、条例に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重県犯罪被害者等支援推進計画」（第一期　計画期間：令和２年度から令和５年度、以下「推進計画」という。）を策定しました。同

推進計画は、令和５年度に現状の課題等を踏まえて改定し、令和６年度からは第二期（計画期間　令和６年度から令和８年度）を迎えています。

４　推進計画の体系

（１）基本方針

推進計画では、条例第３条の基本理念に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の３つの基本方針を掲げています。

① 犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること

② 犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況等に応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること

③ 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されること

（２）具体的施策

推進計画の具体的施策は、条例に沿って整理しています。

条例第１条の目的に基づき、「犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援」、「犯罪被害者等を支える社会の形成の促進」の２つを「施策の柱」とし、それぞれの「施策の柱」を条例に沿って複数の「基本施策」に細分化しました。「犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援」は、「相談及び情報の提供」、「被害の早期回復・軽減のための支援」、「生活の再建に対する支援」の３つに、「犯罪被害者等を支える社会の形成の促進」は、「総合的な支援体制の整備」、「犯罪被害者等への理解の促進」の２つに細分化し、各施策を推進します。

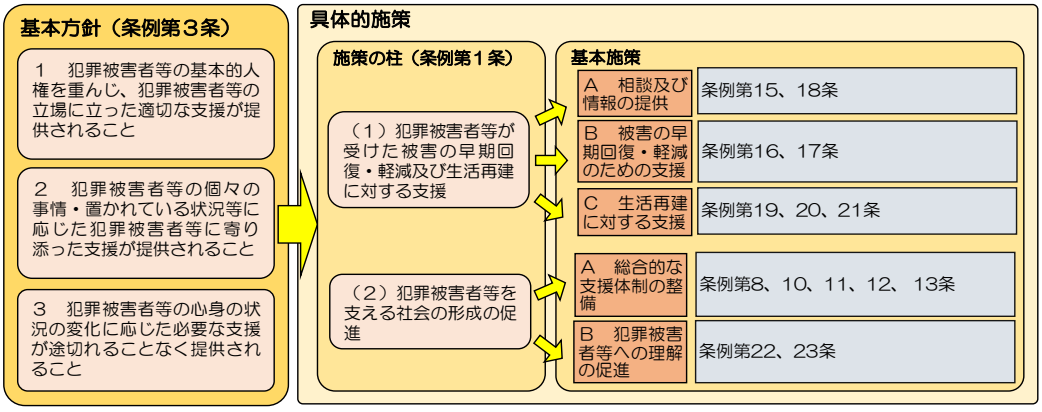

５　犯罪被害者等支援関連事業

（１）推進計画に基づく体系

関連事業を推進計画の施策体系に沿って整理しました。個々の事業の概要については、該当ページに記載しています。

なお、ひとつの事業が複数の条文に該当している場合は、目次において、（再掲）と記載しています。

（２）各事業の概要

【事業名】

高齢者虐待防止事業

【実施主体】		
各市町	住　　所	
	担当部署等の名	各市町高齢福祉担当課又は地域包括支援センター（Ｐ９４参照）
	電　　話	

【県の関係課等】

医療保健部　長寿介護課　居宅・施設サービス班

（電話）０５９－２２４－２２３５

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　(その他)（　事業実施支援　）

【事業の内容】

〔対象者〕

６５歳以上の高齢者

〔支援内容〕

１．養護者から虐待される又は虐待されている疑いのある高齢者について、専門職員等が相談に応じ、事実確認をしたうえで、虐待の防止・解消を図ります。
必要な場合は、高齢者の保護や、養護者と高齢者の分離を行います。

２.養介護施設従事者等から虐待される又は虐待されている疑いのある高齢者について、専門職員等が相談に応じ、事実確認をしたうえで、虐待の防止と高齢者の保護を図るため、老人福祉法及び介護保険法に規定された権限を適切に行使して対応します。(権限が県に属している場合は、県が支援します)

３．養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じるとともに、必要に応じて消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介します。

〔相談受付時間〕

月～金曜　８：３０～１７：１５

（※祝日、年末年始を除く。ただし、緊急を要する場合は、適時対応）

〔相談方法〕

面接又は電話（メールによる相談については、管轄市町に問い合わせ願います）

〔経費の要否〕

無料

【事業名】

地域自殺対策緊急強化事業

【実施主体】		
三重県・各市町	住　　所	
	担当部署等の名	こころの健康センター 県保健所、四日市市保健所（**Ｐ８８参照**） 市町保健福祉課等
	電　　話	

【県の関係課等】
医療保健部　健康推進課　精神保健班　　（電話）０５９－２２４－２２７３

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

（補助）　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】
〔対象者〕
１．住民及びこころの悩みを持っている方
２．自死遺族
３．ひきこもりの方及びその家族
〔支援内容〕
１．自殺予防に関する啓発活動を行います。
２．面接相談・電話相談等を行います。
〔相談受付時間〕
１．こころの健康センター
（１）電話相談
①　ひきこもり専門電話相談
毎週月曜日～金曜日　９：００～１６：００（※祝日、年末年始を除く）
電話　０５９－２５３－７８２６
②　依存症専門電話相談
毎週水曜日　１３：００～１６：００（※祝日、年末年始を除く）
電話　０５９－２５３－７８２６
③　自殺予防・自死遺族電話相談
毎週月曜日～金曜日　１３：００～１６：００（※祝日、年末年始を除く）
電話　０５９－２５３－７８２３
フリーダイヤル　０１２０－０１－７８２３（三重県内のみ）
④　自殺予防夜間・休日電話相談
平日１６：００～２４：００
土日祝日（年末年始を含む）９：００～２４：００
ナビダイヤル　０５７０－０６４－５５６
（２）面接相談（要予約。まずは上記相談窓口に問い合わせください）
津市桜橋３－４４６－３４（三重県津庁舎保健所棟２階）
（３）ＳＮＳ相談
ＬＩＮＥ公式アカウント「こころつなぐＳＮＳ相談みえ」
毎日（年末年始を含む）　１７：００～２２：００
（※受付時間は２１：３０まで）
２．県保健所、四日市市保健所（電話相談・面接相談）
月～金曜　８：３０～１７：１５（※祝日、年末年始を除く）
（市町保健福祉課等への相談については、管轄市町等に問合せ願います）
〔経費の要否〕
無料

【事業名】

生活困窮者自立相談支援事業

【実施主体】		
三重県 福祉事務所を設置している市町	住　　所	
	担当部署等の名	子ども・福祉部　地域福祉課ひきこもり支援班 １４市及び多気町の福祉担当課（P100 参照）
	電　　話	

【県の関係課等】

子ども・福祉部　地域福祉課　ひきこもり支援班

（電話）０５９－２２４－２７５５

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

〔概要〕

福祉事務所を設置している県・14 市・多気町において、生活困窮者を対象とした相談窓口（自立相談支援機関）を設置しています。

相談窓口では、生活に困窮している方を中心として、失業した方や社会的孤立状態にある方、生きづらさを抱えた方なども対象とし、ご本人や家族からの相談に幅広く応じています。

支援員が必要な情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連携するなど個々の状況に応じた支援を行います。

〔自立相談支援機関（相談窓口）〕

自治体名	窓　口　名	電話番号
三重県（※）	三重県生活相談支援センター	059-271-7701
津市	健康福祉部援護課	059-229-3541
四日市市	生活支援室	059-354-8466
伊勢市	伊勢市生活サポートセンターあゆみ	0596-63-5224
松阪市	松阪市生活相談支援センター	0598-53-4671
桑名市	福祉支援室	0594-24-1456
鈴鹿市	くらしサポートセンター	059-373-5299
名張市	なばり暮らしあんしんセンター	0595-64-1526
尾鷲市	おわせ生活サポートセンター　クローバー	0597-37-4151
亀山市	生活支援係	0595-82-7985
鳥羽市	暮らし相談支援センターとば	0599-25-1188
熊野市	生活困窮者自立支援係	0597-89-4111
いなべ市	いなべ市くらしサポートセンター縁（えにし）	0594-86-7817
志摩市	くらしサポートセンターふんばり	0599-68-7130
伊賀市	健康福祉部生活支援課	0595-22-9650
	くらしサポートセンターおあいこ	0595-22-0084
多気町	多気相談支援センター	0598-38-8091

※三重県は多気町を除く 14 町を所管しています。

【事業名】

母子・父子自立支援員設置事業

【実施主体】		
三重県、各市町	住　　所	
	担当部署等の名	14 市及び多気町の福祉事務所（**Ｐ８９参照**） 県福祉事務所（**Ｐ９０参照**）
	電　　話	

【県の関係課等】

子ども・福祉部　家庭福祉・施設整備課　家庭福祉班

（電話）０５９－２２４－２２７１

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

〔目的〕

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を県福祉事務所又は市役所に配置し、配偶者のない女子及び男子で現に２０歳未満の者を扶養しているもの（母子家庭の母及び父子家庭の父）及び寡婦等に対し、

① 相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導

② 職業能力の向上及び求職活動に関する支援

を行います。

〔母子・父子自立支援員の職務内容〕

○母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく情報提供、相談指導

・母子父子寡婦福祉資金の貸付及び償還に関する相談指導

・家庭紛争、結婚その他の諸問題に関する相談指導

・住宅、子育て、就業などの相談支援　　等

○職業能力の向上などの情報提供、相談指導

○母子家庭や寡婦の自立にその他必要な支援（児童扶養手当の受給、養育費等）

○父子家庭への支援

〔相談等受付時間〕

月～金曜　８：３０～１７：１５　（※祝日、年末年始を除く）

〔相談等方法〕

面接又は電話（**県福祉事務所はＰ９０参照**）

〔経費の要否〕

無料

【事業名】

母子・父子福祉センター運営事業

【実施主体】 （財）三重県母子寡婦福祉連合会	住　　所	津市桜橋２－１３１ 三重県社会福祉会館４階
	担当部署等の名	三重県母子・父子福祉センター
	電　　話	０５９－２２８－６２９８

【県の関係課等】

子ども・福祉部　家庭福祉・施設整備課　家庭福祉班

（電話）０５９－２２４－２２７１

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　（委託）　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

〔目的〕

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立の促進を図るため、母子・父子福祉センターの運営を行います。

〔実施主体〕

指定管理者　一般財団法人三重県母子寡婦福祉連合会（県からの委託事業）

〔事業内容〕

１．事業内容の詳細

（１）相談事業

母子家庭の母等に対し、生活、住宅、養育、教育、結婚その他の身上相談に応じ、必要な専門的指導や援助を行います。

（２）生活・生業指導、技能習得事業

母子家庭の母等が行う事業に関し、その経営に必要な相談等に応じます。

また、母子家庭の母等が事業を開始したり、就職したりするために必要な知識が習得できるよう技能習得講習会等を実施します。

（３）就業促進活動

母子家庭の母等が十分な収入を得ることができ、自立した生活ができるよう、職業能力向上のための訓練や就業機会の創出等を実施します。

（４）養育費等支援事業

母子家庭の母等に対し、弁護士による養育費等に関する法律相談を行います。

（※電話での予約が必要です。）

（５）文化教養事業

母子家庭等の生活の向上を図るため、講習会、講演会、レクレーションや母子家庭等の方同士の情報交換会を開催します。

〔開所時間〕

月～金曜　　９：００～１７：００（祝日、年末年始を除く）

第１・３日曜　１０：００～１６：００（※日曜日は要予約、就業相談のみ）

【事業名】

三重県配偶者暴力相談支援センター事業

【実施主体】		
三重県、各市町	住　　所	
	担当部署等の名	女性相談支援センター、14 市及び多気町の福祉事務所（**Ｐ８９参照**）、県福祉事務所（**Ｐ９０参照**）
	電　　話	

【県の関係課等】

子ども・福祉部　家庭福祉・施設整備課　家庭福祉班

（電話）０５９－２２４－２２７１

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

〔目的〕

ＤＶ被害者からの相談や自立支援を行うため、女性相談支援センター（三重県配偶者暴力相談支援センター）及び県福祉事務所に女性相談支援員を配置し、相談に応じるとともに、弁護士や心理判定員による専門相談を行い、被害者支援を行います。

〔事業内容〕

１．電話相談・面接相談

女性相談支援センター（三重県配偶者暴力相談支援センター）及び福祉事務所において、ＤＶ被害に悩む方に対する電話相談・面接相談を実施します。

相談機関	受付時間（※祝日、年末年始を除く）
三重県配偶者暴力相談支援センター 電話：０５９－２３１－５６００	【電話相談】 月・火・木・金曜９：００～１７：００ 水曜　９：００～２０：００ 【来所相談（※要予約）】 月～金曜　９：００～１７：００
北勢福祉事務所	月曜～金曜　９：１５～１６：００
多気度会福祉事務所	月曜～金曜　９：００～１５：４５
紀北福祉事務所	月・水・金曜　９：１５～１６：００
紀南福祉事務所	火・木曜　９：１５～１６：００

２．法律相談

女性相談支援センター（三重県配偶者暴力相談支援センター）において、弁護士による法律相談を実施します。

○　相談日時【完全予約制】

第２・第４木曜　１３：００～１６：００

第３金曜　１０：００～１２：００（※祝日、年末年始を除く）

※諸事情により日程を変更する場合があります。

※事前に相談内容を聴取したうえで、法律相談予約をとりますので、まずは電話（０５９－２３１－５６００）で相談ください。

３．心理相談

女性相談支援センター（三重県配偶者暴力相談支援センター）において、心理判定員（職員）による心理相談を実施します。

【事業名】

児童虐待に係る相談

【実施主体】		
三重県	住　　所	
	担当部署等の名	各児童相談所（**Ｐ８９参照**）
	電　　話	

【県の関係課等】

子ども・福祉部　児童相談支援課　児童相談支援班

（電話）０５９－２２４－２８８３

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

〔対象者〕

児童虐待通告者及び被虐待児

〔相談内容〕

児童虐待及び児童相談全般

〔相談受付時間〕

・児童相談所虐待対応ダイヤル
　１８９（いちはやく）
　２４時間対応

・児童相談所相談専用ダイヤル
　0120－189－783（いちはやく おなやみを）
　２４時間対応

・各児童相談所（**Ｐ８９参照**）
　月～金曜　８：３０～１７：１５
　（※祝日、年末年始を除く、但し、緊急の場合は日時を問わず）

〔相談方法〕

面接、電話、手紙等

〔相談料〕

無料

【事業名】

若年層における児童虐待予防事業
「妊娠ＳＯＳみえ」

【実施主体】		
ＮＰＯ法人 ＭＣサポートセンターみっくみえ	住　　所	（来所相談なし）
	担当部署等の名	ＮＰＯ法人ＭＣサポートセンターみっくみえ
	電　　話	０９０－１４７８－２４０９

【県の関係課等】

子ども・福祉部　子どもの育ち支援課　母子保健班
（電話）０５９－２２４－２２４８

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　（委託）　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

予期しない妊娠など妊娠・出産等に悩みを抱える若年妊婦等に対して助産師等による専門電話相談を行います。

〔専用電話〕

(電話して)いいよ、なやみ　にんしんレスキュー
０９０－１４７８－２４０９

〔相談日時〕

毎週月曜・水曜　１５：００～１８：００
毎週土曜　　９：００～１２：００
（※祝日、年末年始を除く）

〔相談対応者〕

助産師・保健師・看護師

〔その他〕

相談内容により、関係機関(病院・児童相談所・市町村等)への紹介等の支援を行います。
また、特定妊婦と思われる方を把握した場合は、医療機関等への初診にかかる同行支援を行います。

【事業名】

高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業

【実施主体】		
三重県身体障害者総合福祉センター	住　　所	津市一身田大古曽６７０－２
	担当部署等の名	三重県身体障害者総合福祉センター 支援部　福祉支援課
	電　　話	０５９－２３１－００３７

【県の関係課等】

子ども・福祉部　障がい福祉課　地域生活支援班

（電話）０５９－２２４－２２１５

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　（委託）　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

三重県身体障害者総合福祉センターでは、高次脳機能障がいに関する相談及び支援を行っています。

〔相談事業〕

１　相談内容（例）

高次脳機能障がいに関する相談を受け付けています。

・高次脳機能障がいかどうか診断を受けたい
・仕事がうまくいかない
・どのようなサービスか知りたい
・支援方法を知りたい　　など

２　相談受付時間

月～金曜　８：３０～１７：００（※祝日、年末年始を除く）

３　相談方法

面接　津市一身田大古曽６７０－２
　　三重県身体障害者総合福祉センター
　　（※面接は予約制です。まずは下記電話相談窓口にお問い合わせください。）

電話　０５９－２３１－００３７

【事業名】

障がい者虐待防止・権利擁護事業

【実施主体】		
三重県、各市町	住　　所	
	担当部署等の名	三重県障害者権利擁護センター 各市町福祉担当課（室）又は障がい者虐待防止センター
	電　　話	

【県の関係課等】

子ども・福祉部　障がい福祉課　地域生活支援班

（電話）０５９－２２４－２２１５

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

三重県障害者権利擁護センターでは、使用者（障がい者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のためにする行為）による障がい者虐待の相談を受け付けています。

〔受付内容等〕

使用者による障がい者虐待の通報、届出

〔相談受付時間〕

月～金曜　８：３０～１７：１５（※祝日、年末年始を除く）

〔相談方法〕

面　接　津市広明町１３
三重県庁２階　子ども・福祉部　障がい福祉課内
三重県障害者権利擁護センター

電　話　０５９－２２４－２７９８【通報・届出専用】
ＦＡＸ　０５９－２２８－２０８５

〔その他〕

「養護者（障がい者を現に養護する者）による虐待」、「障害者福祉施設従業者等による虐待」に関する通報・届出は各市町福祉担当課（室）又は障がい者虐待防止センターにご相談ください。

【事業名】

障害者相談支援センター運営事業

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市一身田大古曽６７０－２
	担当部署等の名	三重県障害者相談支援センター
	電　　話	０５９－２３６－０４００

【県の関係課等】

子ども・福祉部　障がい福祉課　社会参加班

（電話）０５９－２２４－２２７４

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

三重県障害者相談支援センターでは、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所として、障がいのある方に対する相談・判定を行っています。

１　身体障がい、知的障がいのある人の医学的・心理学的判定などを行い、様々な問題について、総合的な相談に応じます。

２　身体障がい、知的障がいのある人が充実した生活を実現するため、支援する関係者及び関係機関とともに支援体制づくりに協力しています。

〔相談受付時間〕

月～金曜　８：３０～１７：１５（※祝日、年末年始を除く）

〔相談方法〕

・面　接　津市一身田大古曽６７０－２
　　三重県身体障害者総合福祉センター内
　※知的障がいのある人の相談・判定は予約制です。居住地の市町を通してお申し込みください。相談等をお受けする場所は、当センターや市町の会場などです。

・電　話　【総務・身体障害者支援課】身体障害者手帳・療育手帳の交付に関すること
　　０５９－２３６－０４００
　【総務・身体障害者支援課】身体障がい者の補装具等の判定に関すること
　　０５９－２３２－７３５６
　【知的障害者支援課】療育手帳の判定に関すること
　　０５９－２３２－７５３１
・ＦＡＸ　　０５９－２３１－０６８７
・E-mail　　shogaic@pref.mie.lg.jp

【事業名】

障がい者就業・生活支援事業

【実施主体】		
各障害者就業・生活支援センター	住　　所	
	担当部署等の名	各障害者就業・生活支援センター（P101 参照）
	電　　話	

【県の関係課等】

子ども・福祉部　障がい福祉課　地域生活支援班

（電話）０５９－２２４－２２１５

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　（委託）　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

職業生活における自立を図るため、就業およびこれに伴う日常生活、または社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行う拠点として、障害者就業・生活支援センターを設置しています。

〔業務の内容等〕

１．求職者の方への支援

（１）就業面での支援

- 就業に関する相談支援
- 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習あっせん）
- 就職活動の支援
- 職場定着に向けた支援

（２）生活面での支援

- 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言

２．事業主の方への支援

- 雇用管理についての事業所に対する助言
- 職場定着支援
- 復職支援

など

〔経費の要否〕

相談・支援料は無料です。

〔留意事項〕

職業のあっせん（紹介）は行っていません。

【事業名】

人権相談事業

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市一身田大古曽６９３－１
	担当部署等の名	三重県人権センター
	電　　話	０５９－２３３－５５００（相談専用電話）

【県の関係課等】

環境生活部　人権課　人権班

（電話）０５９－２２４－２２７８

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

人権問題でお悩みの方に、助言や専門機関の紹介などを行い、相談者の自主的な解決を支援する電話相談、面接相談を実施しています。

〔相談員による電話・面接相談〕

１．相談方法

面接　　津市一身田大古曽６９３－１
　　三重県人権センター

電話　　０５９－２３３－５５００（相談専用電話）

２．相談受付時間

月～金曜日　　９：００～１７：００（※祝日、年末年始を除く）

〔弁護士による法律相談〕

第３水曜　１３：００～１６：００【予約制】

（※まずは上記相談専用電話に問い合わせください。）

〔経費等〕

各相談の費用は、無料です。

【事業名】

フレンテみえ相談室

【実施主体】 三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」	住　　所	津市一身田上津部田１２３４
	担当部署等の名	三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」
	電　　話	０５９－２３３－１１３１

【県の関係課等】
環境生活部　ダイバーシティ社会推進課　男女共同参画班
（電話）０５９－２２４－２２２５

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　（委託）　なし　（その他）（指定管理）

【事業の内容】
性別にかかわらず自分らしく生きていくために、様々な悩みについて相談をお受けし、必要に応じて情報提供を行い、各種専門機関を紹介しながら、相談者が自己決定していけるようにサポートします。秘密厳守、相談は無料です。

〔女性のための相談〕

１．女性の相談員による「電話相談」
【直通ダイヤル】０５９－２３３－１１３３

相談時間	月	火	水	木	金	土	日
朝　　９：００～１２：００	休館日※	○	○	○	○	○	○
昼　１３：００～１５：３０		○	－	－	○	○	○
夜　１７：００～１９：００		－	－	○	－	－	－

※月曜日が祝日の場合、朝・昼相談あり（翌平日は休館日）

２．女性の相談員による「面接相談」　－予約制－
電話相談のあと、ご希望や必要に応じて面談で相談をお受けします。
電話相談（０５９－２３３－１１３３）でご本人がご予約ください。

３．女性の弁護士による「法律相談」　－予約制－
夫婦・親子・離婚・金銭問題など法律に関するご本人の問題について、女性の弁護士が相談をお受けします。
電話相談（０５９－２３３－１１３３）でご本人がご予約ください。
相談時間　第１・３土曜日　１３：３０～１６：３０
※第３土曜日は託児あり（無料・事前申込）

４．女性の臨床心理士による「心理相談」　－予約制―
さまざまな要因による深刻な心理的不安や悩みについて、女性の臨床心理士が相談をお受けします。
電話相談（０５９－２３３－１１３３）で心理相談希望者ご本人がご予約ください。
相談時間　第２・４水曜日　１３：００～１５：３０

〔男性のための相談〕

○　男性の相談員による「電話相談」

人間関係・夫婦・家族・職場・性などの問題について、男性の相談員が相談をお受けします。

【直通ダイヤル】０５９－２３３－１１３４

相談時間　第１木曜日　１７：００～１９：００

第４土曜日　１０：００～１２：００

〔みえにじいろ相談～性の多様性に関する相談～〕

○　専門相談員による「電話・ＳＮＳ相談」

こころの性とからだの性が一致せずに悩んでいる、同性が好きなことを打ち明けづらい、自分の性別がはっきりとわからない、などの悩みについて、専門相談員が相談をお受けします。ご本人だけでなく、周囲の方からの相談も受け付けています。

（電話相談）

【直通ダイヤル】０５９－２３３－１１３４

相談時間　毎月第１日曜日　１３：００～１９：００

第３金曜日　１４：００～２０：００

（ＳＮＳ相談）

相談時間　毎月第２金曜日　１４：００～２０：００

第４日曜日　１３：００～１９：００

【事業名】
みえ外国人相談サポートセンター（みえこ「ＭｉｅＣｏ」）運営事業

【実施主体】		
公益財団法人三重県国際交流財団	住　　所	津市羽所町７００番地　アスト津３階
	担当部署等の名	公益財団法人三重県国際交流財団
	電　　話	０５９－２２３－５００６

【県の関係課等】
環境生活部　ダイバーシティ社会推進課　多文化共生班
（電話）０５９－２２２－５９７４

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　（委託）　なし　　その他（　　）

【事業の内容】
県内に在住する外国人等を対象に、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に係る相談を対面又は電話にてワンストップで受け付け、適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関への取次ぎを多言語で行う相談窓口を設置します。

〔相談対象者〕
・三重県に住所を有する外国人
・雇用する外国人従業員等への情報提供を目的とする県内企業

〔相談受付時間〕
月～金曜　９：００～１６：００（※祝日、年末年始を除く）

〔相談方法〕
〇　面　接　津市羽所町７００番地　アスト津３階
　　公益財団法人三重県国際交流財団

〇　電　話　０８０－３３００－８０７７

〔対応言語〕
１．相談員
　４言語（日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語）
２．電話による三者通訳
　１１言語（上記４言語に加え、フィリピノ語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語）
※上記以外の言語については、自動翻訳機を利用して対応可能な場合があります。

【事業名】

犯罪被害者等支援に係る総合的対応窓口

【実施主体】		
三重県、各市町	住　　所	
	担当部署等の名	環境生活部　くらし・交通安全課 各市町犯罪被害者等支援施策担当課（**Ｐ９１参照**）
	電　　話	

【県の関係課等】

環境生活部　くらし・交通安全課　くらし安全班

（電話）０５９－２２４－２６６４

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

犯罪被害者等からのあらゆる相談・問合せに対応して、県庁内関係部局や市町、警察、その他関係機関や団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行います。

〔相談受付時間〕

月～金曜　８：３０～１７：１５（※祝日、年末年始を除く）

〔相談方法〕

１．三重県　環境生活部　くらし・交通安全課

○　面　接　津市広明町１３　三重県庁８階
　　環境生活部　くらし・交通安全課

○　電　話　０５９－２２４－２６６４

２．各市町犯罪被害者等支援施策担当課（**Ｐ９１参照**）

【事業名】

性犯罪・性暴力被害者支援事業

【実施主体】		
みえ性暴力被害者支援センター　よりこ	住　　所	非公開
	担当部署等の名	みえ性暴力被害者支援センター　よりこ
	電　　話	０５９－２５３－４１１５

【県の関係課等】

環境生活部　くらし・交通安全課　くらし安全班

（電話）０５９－２２４－２６６４

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　（委託）　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

〔対象者〕

性犯罪・性暴力の被害にあわれた方

〔支援内容〕

１．電話相談
　相談員が電話相談に対応します。

２．メール相談
　相談員が電子メールでの相談に対応します。

３．面接相談
　必要に応じて、面接相談、カウンセリングを行います。

４．法律相談
　希望に応じて、弁護士による法律相談を行います。

５．医療機関の紹介
　産婦人科等と連携し、医療的支援を行います。

６．付き添い支援
　希望に応じて、病院等への付き添いを行います。

〔相談受付時間〕

月～金曜　９：００～１７：００（※祝日、年末年始を除く）

※相談は無料です。相談内容等、秘密は厳守します。

〔相談方法〕

１．電　話（上記受付時間以外は夜間休日対応コールセンターにつながります。24 時間 365 日対応）
　相談専用電話０５９－２５３－４１１５（よりこ）　※通話料がかかります。

２．面　接
　面接相談は予約が必要です。面接を希望される方は、上記相談専用電話で面接日時を予約してください。

３．メール
　よりこホームページ（ＵＲＬ：http://yorico.sub.jp）の専用メールフォームから相談できます。

〔名称について〕

『よりこ』の名称は、性犯罪・性暴力の被害にあわれた方に「寄り添う心」をもって支援していくことを意味します。

【事業名】

交通事故相談事業

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	三重県交通事故相談窓口
	電　　話	０５９－２２４－２２０１

【県の関係課等】
環境生活部　くらし・交通安全課　交通安全班
（電話）０５９－２２４－２２０１

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

〔対象者〕
交通事故の被害者、加害者、またその家族等

〔相談内容〕
（例）
○　相手の自動車保険担当や代理人弁護士から、治療費の打ち切りを通告された。医師も私もまだ治療が必要と考えているが、治療は受けられないのか。
○　相手の自動車保険担当から、過失割合について提示があったが納得できない。
○　相手の自動車保険担当や代理人弁護士から、示談金（損害賠償金）額の提示があったがよく分らない（低いのではないか)。

〔相談受付時間〕
火～金曜　９：００～１２：００、１３：００～１６：００
（※祝休日、年末年始の休業日を除く）

〔相談方法〕
１．電話　０５９－２２４－２２０１

２．面談　要予約、まずは上記電話相談窓口に問い合わせください。

〔相談場所〕
三重県栄町庁舎（津市栄町１－９５４）

〔経費〕
無料

【事業名】

消費生活相談事業

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市栄町１－９５４　三重県栄町庁舎３階
	担当部署等の名	三重県消費生活センター相談窓口
	電　　話	０５９－２２８－２２１２

【県の関係課等】

環境生活部　くらし・交通安全課　消費生活センター班

（電話）０５９－２２４－２４００

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

〔対象者〕

契約に関するトラブルなどを抱える消費者

〔相談内容〕

（例）

○　身に覚えのない請求への対応はどうすればよいか。
○　クーリングオフはどうすればよいか。
○　中途解約するにはどうすればよいか。
○　多重債務で悩んでいるがこれからどうすればよいか。

〔相談受付時間〕

月～金曜　９：００～１２：００、１３：００～１６：００

（※祝日、年末年始を除く）

〔相談方法〕

面接　津市栄町１－９５４
　　三重県栄町庁舎　３階
　　三重県消費生活センター相談窓口

相談専用電話　０５９－２２８－２２１２

〔経費〕

無料

【事業名】

三重県犯罪被害者等再提訴費用助成金制度

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	環境生活部　くらし・交通安全課　くらし安全班
	電　　話	０５９－２２４－２６６４

【県の関係課等】

環境生活部　くらし・交通安全課　くらし安全班

（電話）０５９－２２４－２６６４

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

犯罪被害者等が、加害者に対して犯罪被害に関する損害賠償を命じる債務名義を有しているにも関わらず、加害者から損害賠償金の支払いを受けることなく消滅時効が迫っている場合において、消滅時効完成前の時効更新手続きに要する費用の一部を県が交付します。

（訴えの提起等により確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって請求権が確定するものの他、時効更新のための折衝も含みます。）

〔対象となる犯罪〕

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為

（令和６年４月１日以降の再提訴（過失犯を除く）に限ります）

〔対象となる方〕

次のいずれにも該当している方

〇犯罪行為により死亡又は重傷病・精神疾患を負ったことに対する損害賠償請求を命じる債務名義について、再提訴等の消滅時効の更新手続きを行った者

〇時効更新をした日において県内に住所を有している者

重傷病……療養期間が１か月以上かつ通算３日以上入院を要すると医師に診断されたもの

精神疾患…殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐および人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む）により療養期間が3か月以上かつ通算３日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの

〔対象費用〕

時効更新に要した費用のうち

（１）裁判所に対して支払う手数料等（上限 33 万円）

（２）委任した弁護士に対して支払う費用（上限 33 万円）

※申請期限は、再提訴による確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって請求権が確定した日の翌日から５年以内です。
※助成対象費用について他に助成を受けた場合や、当該犯罪被害の原因が被害者にある場合は、助成金が交付されない場合があります。
※助成金の交付を受けた後に交付を受ける資格がないこと、又は偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたことが判明した場合は、助成金の交付を取り消され、助成金を返還しなければなりません。

【事業名】

三重県犯罪被害者等財産開示手続及び
第三者からの情報取得手続費用助成金制度

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	環境生活部　くらし・交通安全課　くらし安全班
	電　　話	０５９－２２４－２６６４

【県の関係室等】

環境生活部　くらし・交通安全課　くらし安全班

（電話）０５９－２２４－２６６４

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

犯罪被害者等が、加害者に対して犯罪被害に関する損害賠償を命じる債務名義を有しているにも関わらず、加害者から損害賠償金の支払いを受けられない場合において、加害者の財産の所在を明らかにするための手続きに要する費用の一部を県が交付します。

〔対象となる犯罪〕

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為

〔対象となる方〕

次のいずれにも該当している方

〇犯罪行為により死亡又は重傷病・精神疾患を負ったことに対する損害賠償請求について、財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の申立てをした者

〇上記をした日において県内に住所を有している者

重傷病……療養期間が１か月以上かつ通算３日以上入院を要すると医師に診断されたもの

精神疾患…殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む）により療養期間が３か月以上かつ通算３日以上労務に服することができないと医師に診断されたもの

〔対象費用〕

財産開示手続及び第三者からの情報取得手続に要した費用のうち、裁判所に対して支払う手数料等（上限５万円）

※申請期限は、財産開示手続及び第三者からの情報取得手続が終了した日の翌日から１年以内です。

※助成対象費用について他に助成を受けた場合や、当該犯罪被害の原因が被害者にある場合は、助成金が交付されない場合があります。

※助成金の交付を受けた後に交付を受ける資格がないこと、又は偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたことが判明した場合は、助成金の交付を取り消され、助成金を返還しなければなりません。

【事業名】

３分野合同ＳＮＳ相談事業
（「ＤＶ被害者支援」、「妊娠ＳＯＳみえ」、「性暴力被害者支援」）

【実施主体】		
三重県	住　　所	
	担当部署等の名	三重県女性相談支援センター ＮＰＯ法人ＭＣサポートセンターみっくみえ みえ性暴力被害者支援センター　よりこ
	電　　話	

【県の関係室等】

子ども・福祉部　家庭福祉・施設整備課　家庭福祉班
（電話）０５９－２２４－２２７１
子どもの育ち支援課　母子保健班
（電話）０５９－２２４－２２４８
環境生活部　くらし・交通安全課　くらし安全班
（電話）０５９－２２４－２６６４

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

ＤＶや予期しない妊娠、性暴力の被害などについて、ＳＮＳ（ＬＩＮＥ）で相談を受け付けます。

〔ＤＶに関する相談窓口〕
相談時間：月・火・木・金　９：００～１７：００（祝日・年末年始除く）
相談例：夫婦や恋人などパートナーからの暴力　等

〔妊娠ＳＯＳみえ〕
相談時間：月・水　１５：００～１８：００
土　　９：００～１２：００
（祝日・年末年始除く）
相談例：生理のこと、妊娠のこと、性のこと　等

〔性暴力被害に関する相談窓口〕
相談時間：月～金　９：００～１７：００（祝日・年末年始除く）
相談例：望まない性行為、過去の性被害　等

〔その他〕
（１）相談は匿名でも構いません。また相談内容など個人の秘密は守られます。
（２）ＬＩＮＥ相談は２４時間受け付けていますが、返信は相談時間内になります。

【事業名】

労働相談室運営事業（「三重県労働相談室」）

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市栄町１－８９１三重県勤労者福祉会館１階
	担当部署等の名	三重県労働相談室
	電　　話	０５９－２１３－８２９０ または　０５９－２２４－３１１０

【県の関係課等】

雇用経済部　障がい者雇用・就労促進課　地域雇用・勤労者福祉班

（電話）０５９－２２４－２４６１

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

三重県労働相談室で労働に関わるあらゆる困りごとの相談を受けています。

〔対 象 者〕

どなたでも構いません

（すべての労働者の方、使用者の方（ご家族の方等含む））

〔相談内容〕

労働に関わるあらゆる困りごとについて、常駐する専門の相談員がお答えします。

一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

＊労働相談（専門の相談員が対応）

（祝日、年末年始を除く）

月・水・金曜　……　　９：００～１７：００まで

火・木曜　　……　　９：００～１９：００まで

＊弁護士相談（２営業日前までに予約が必要です）

毎月第２金曜日　……　１３：００～１６：００まで

＊オンライン相談（２営業日前までに予約が必要です）

月～金曜　　……　　９：００～１６：００まで

〔相談方法〕

◇　面接･･･津市栄町１－８９１　三重県勤労者福祉会館１階

◇　電話･･･０５９－２１３－８２９０　又は　０５９－２２４－３１１０

◇　Ｅメール･･･info@mie-kinfukukyo.or.jp

【※いずれの方法でも構いません。】

〔その他〕

（１）相談は無料です。

（２）ご相談は匿名でも結構です。

また、相談内容など個人の秘密は守られますのでご安心ください。

【事業名】

ホームページによる雇用情報提供

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	雇用経済部　障がい者雇用・就労促進課
	電　　話	地域雇用・勤労者福祉班　０５９－２２４－２４６１ 障がい者雇用班　０５９－２２４－２５１０

【県の関係課等】

雇用経済部　障がい者雇用・就労促進課

地域雇用・勤労者福祉班　（電話）０５９－２２４－２４６１

障がい者雇用班　０５９－２２４－２５１０

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

三重県のホームページ（http://www.pref.mie.lg.jp/s_kanko/shigoto/index.htm）により、就労支援に関する情報を提供しています。

県の実施する若年者、中高年齢者、女性、障がい者等への就労支援、職業訓練等に関するさまざまな取組をはじめ、県内各地で実施される合同企業面接会や各種セミナーなど県以外の関係機関の事業についても情報を収集し、広く情報提供を行います。

【事業名】

労働紛争の解決支援（個別労働関係紛争のあっせん）

【実施主体】		
三重県労働委員会	住　　所	津市栄町１－９５４（栄町庁舎５階）
	担当部署等の名	三重県労働委員会
	電　　話	０５９－２２４－３０３３

【県の関係課等】

労働委員会事務局　調整審査課　調整審査班

（電話）０５９－２２４－３０３３

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

〔概要〕

労働委員会は、自主的解決が困難な労使間の紛争を、公労使の三者で構成される委員が中立な立場で早期解決のお手伝いをする機関です。

労働委員会では、個々の労働者と事業主との間で発生した労働条件等をめぐる職場のトラブルについて、話し合いの場を提供することで解決を支援しています。

〔こんな時に利用できます〕

例示

- 突然会社から何の説明もなく、解雇された
- パートで働いているが、事前に何の説明もなく、時給が引き下げられた
- パワハラやセクハラを受けた

〔あっせんの方法〕

あっせん員は、公益側、労働者側、使用者側から各１名、計３名の経験豊富な委員が任命されます。あっせん員が公平・中立な立場で当事者双方の言い分を聞き、紛争解決のために適切な助言を行います。

※あっせんは、原則として労使紛争を当事者が自主的に解決するための助言をするものです。自ら解決するという心構えを忘れず、従来の経緯にこだわることなく、譲り合いの気持ちを持つことが大切です。

〔あっせんのお問い合わせ〕

あっせん申請は、「三重県労働相談室」（Ｐ２７）が受け付けています。まずは 労働相談室にご相談ください。

〔経費の要否〕

無料

【事業名】

教育相談事業

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市大谷町１２
	担当部署等の名	教育委員会事務局　研修企画・支援課 教育相談班
	電　　話	０５９－２２６－３７２８

【県の関係課等】

教育委員会事務局　研修企画・支援課　教育相談班

（電話）０５９－２２６－３７２８

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

子どもたちの心の問題の解決に向けて、幼児から高校生までの子ども、保護者、教職員を対象に、専門的な教育相談を実施しています。

〔面接相談〕【子どもの心やからだの悩みについての教育相談】

心理臨床的視点から子どもたちへのかかわり方、よりよい支援のあり方を一緒に考えます。

① 対　　象　子ども、保護者、教職員
② 内　　容　子どもの心やからだの問題、人間関係や生き方の問題等
③ 相談方法　総合教育センターへの来所による相談
（カウンセリングやプレイセラピー等）【要予約】
④ 電話番号　０５９－２２６－３７２９
⑤ 相 談 日　月・水・金曜　９：００～２１：００
火・木曜　　９：００～１７：００
（※祝日、年末年始を除く）

〔電話相談〕

【子どもの心やからだの悩みについての教育相談電話】 （０５９－２２６－３７２９）	【いじめ電話相談】 （０５９－２２６－３７７９）
〔対　象〕子ども、保護者、教職員 〔内　容〕子どもの心やからだの問題、人間関係や生き方の問題等 〔相談日〕月・水・金曜：9:00～21:00 火・木曜　　：9:00～17:00 （年末年始、祝日除く）	〔対　象〕子ども、保護者 〔内　容〕いじめに関すること 〔相談日〕毎日 24 時間
【体罰に関する電話相談】 （０５９－２２６－３７２９）	【24 時間子供ＳＯＳダイヤル】 （０１２０－０－７８３１０）

〔対　象〕子ども、保護者、教職員 〔内　容〕学校における体罰に関すること 〔相談日〕月・水・金曜：9:00～21:00 火・木曜：9:00～17:00 （年末年始、祝日除く）	〔対　象〕子ども、保護者 〔内　容〕いじめや子どもの悩み全般に関すること 〔相談日〕毎日 24 時間
【教職員による児童生徒への性暴力に関する電話相談】 （０５９－２２６－３７２９）	
〔対　象〕子ども、保護者 〔内　容〕教職員による児童生徒への性暴力に関すること 〔相談日〕月・水・金曜：9:00～21:00 火・木曜：9:00～17:00 （年末年始、祝日除く）	

〔ＳＮＳを活用した相談〕【子どもＳＮＳ相談みえ】

① **対　　象**　県内すべての中学生と高校生

② **内　　容**　いじめをはじめとする様々な悩みについて（多言語に対応）

③ **相談方法**　学校から配付されたチラシの二次元コードを読み取り、友だち登録をします。

④ **受付時間**　４月、９月、１０月、１１月、１月、３月
１７：００～２２：００（平日および土日祝日）
５月、６月、７月、８月、１２月、２月
１７：００～２２：００（平日のみ）
※年末・年始（１２／２９～１／３）は休み

【事業名】

被害者支援要員制度

【実施主体】		
三重県	住　　所	
	担当部署等の名	各警察署（Ｐ９３参照） 警察本部　交通部　高速道路交通警察隊
	電　　話	

【県の関係課等】

警察本部　警務部　警務課　被害者支援室

（電話）０５９－２２２－０１１０（代表）

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

殺人、傷害、性犯罪などの身体犯事件や、ひき逃げ事件、交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその御家族・御遺族に対し、あらかじめ指定された「被害者支援要員」が、事件の発生直後から、各種支援活動を行います。

○被害者支援要員の具体的な活動

・病院、事情聴取等への付添い
・各種相談への対応
・被害者連絡制度、保険制度等の説明
・犯罪被害者等早期援助団体をはじめとする関係機関の紹介

【事業名】

性犯罪指定捜査員制度

【実施主体】		
三重県	住　　所	
	担当部署等の名	各警察署（**Ｐ９３参照**）
	電　　話	

【県の関係課等】

警察本部　刑事部　捜査第一課

（電話）０５９－２２２－０１１０（代表）

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

性犯罪は、被害者に対し、身体的のみならず精神的にも極めて重い被害を与える犯罪です。

被害者の精神的な負担を軽減するために、性犯罪の特徴や被害者の心情等に係る知見を有する「性犯罪指定捜査員」が、被害者の心情に配慮した事情聴取等の捜査活動、刑事手続や被害者支援制度の説明、相談対応等を担当します。

【事業名】

「被害者の手引」の配付

【実施主体】		
三重県	住　　所	
	担当部署等の名	各警察署（**Ｐ９３参照**） 警察本部　交通部　高速道路交通警察隊
	電　　話	

【県の関係課等】

警察本部　警務部　警務課　被害者支援室（身体犯用）
交通部　交通指導課（交通事故事件用）
（電話）０５９－２２２－０１１０（代表）

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

犯罪被害にあわれた方に、刑事手続の流れや犯罪被害者等支援に関する各種の支援制度をまとめた『被害者の手引』をお渡しします。

なお、『被害者の手引』は、

○身体犯用「大切なあなたへ」
○身体犯用【外国語版】「犯罪の被害にあわれた方へ」
（英語版、ポルトガル語版、北京語版、スペイン語版）
○交通事故事件用「交通事故の被害者とその家族のために」

を作成しています。

〔主な記載内容〕

・警察による被害者支援制度
・刑事手続の概要
・被害者等のための各種制度
・各種相談窓口の案内

【事業名】

犯罪被害者支援活動

【(県公安委員会指定　犯罪被害者等早期援助団体)(公社)みえ犯罪被害者総合支援センター】

【実施主体】 (公社)みえ犯罪被害者総合支援センター	住　　所	津市栄町１－８９１　三重県合同ビル２階
	担当部署等の名	(公社)みえ犯罪被害者総合支援センター
	電　　話	０５９－２１３－８２１１(代表)

【県の関係課等】

警察本部　警務部　警務課　被害者支援室

(電話)０５９－２２２－０１１０(代表)

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　(その他)(　一部業務委託　)

【事業の内容】

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、犯罪被害者等支援を専門に行う団体であり、電話や面接での相談を受けたり、日常生活の支援、病院や裁判所等への付添いなどを行っています。

〔電話相談・面接相談〕

専門的な研修を受けた相談員等による相談を行います。

必要に応じて、臨床心理士による心理相談や弁護士による法律相談も行います。(要予約)

○面接相談　津市栄町１－８９１　三重県合同ビル２階
　　(公社)みえ犯罪被害者総合支援センター
○電話番号　０５９－２２１－７８３０(なやみなし)
○受付時間　月～金曜　１０：００～１６：００(※祝日、年末年始を除く)

〔付添いなどの支援〕

希望に応じて、自宅訪問、警察、病院、検察庁、裁判所等への付添いなどを行います。

〔支援ボランティアの養成〕

相談・支援を行うボランティアの技術の向上を図るため、継続研修を行っています。

〔広報啓発活動〕

犯罪被害者等の置かれた現状と支援の必要性を社会に周知するための広報・啓発活動を行います。

【事業名】

性犯罪被害相談電話

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市栄町１－１００
	担当部署等の名	警察本部　警務部　警務課　被害者支援室
	電　　話	０５９－２２２－０１１０（代表）

【県の関係課等】

警察本部　警務部　警務課　被害者支援室

（電話）０５９－２２２－０１１０（代表）

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

性犯罪の被害にあわれた方からの相談に関し専用相談電話を設置しています。
発信地を管轄する都道府県警察本部の性犯罪相談電話につながります。

○ 全国統一の短縮ダイヤル　＃８１０３（ハートさん）

（三重県警察直通電話　０１２０－１１０－９１９）

○ 受付時間　２４時間

【事業名】

少年相談１１０番

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市栄町１－１００
	担当部署等の名	警察本部　生活安全部　少年課
	電　　話	０５９－２２２－０１１０（代表）

【県の関係課等】

警察本部　生活安全部　少年課

（電話）０５９－２２２－０１１０（代表）

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

非行問題、いじめ、犯罪の被害などに関して、少年自身はもちろん、その保護者や友人など誰でも相談できます。

相談は、警察本部の少年課員が対応します。

○電話番号　フリーダイヤル　０１２０－４１（よい（子））－７８６７（なやむな）

○受付時間　月～金曜　９：００～１７：００（※祝日、年末年始を除く）

※時間外は、留守番電話対応

【事業名】

被害者連絡制度

【実施主体】		
三重県	住　　所	
	担当部署等の名	各警察署（**Ｐ９３参照**） 警察本部　交通部　高速道路交通警察隊
	電　　話	

【県の関係課等】

警察本部　刑事部　刑事企画課

（電話）０５９－２２２－０１１０（代表）

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯事件や、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者又はその御家族・御遺族に対し、事情聴取を行った捜査員等が、次の事項について連絡を行っています。

〔連絡事項〕

① 刑事手続及び犯罪被害者のための制度

刑事手続及び被害者支援要員制度、診断書料等の公費負担制度等犯罪被害者のための制度を連絡します。

② 捜査状況及び犯人の検挙状況

犯人を逮捕又は送致した場合には、犯人の氏名等のほか、事件を担当する検察官等を連絡します。

犯人が少年の場合で、少年の健全育成を害すると認められる場合には、保護者の氏名等について連絡します。

犯人の検挙に至っていない場合は、捜査に支障のない範囲内で捜査状況について連絡します。

③ 逮捕された犯人の処分状況

起訴・不起訴等の処分結果を連絡します。

【事業名】

暴力相談電話・組抜け１１０番

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市栄町１－１００
	担当部署等の名	警察本部　刑事部　組織犯罪対策課
	電　　話	０５９－２２２－０１１０（代表）

【県の関係課等】

警察本部　刑事部　組織犯罪対策課

（電話）０５９－２２２－０１１０（代表）

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

暴力団に関する相談、暴力団員の組織からの離脱に関し専用相談電話を設置しています。

○電話番号　０５９－２２８－８７０４（はなれよ）

○受付時間　月～金曜　９：００～１６：００（※祝日、年末年始を除く）

【事業名】

暴力追放活動

【実施主体】		
（公財）暴力追放三重県民センター	住　　所	津市栄町３－２２２　ソシアビル５階
	担当部署等の名	（公財）暴力追放三重県民センター
	電　　話	０５９－２２９－２１４０

【県の関係課等】

警察本部　刑事部　組織犯罪対策課

（電話）０５９－２２２－０１１０（代表）

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　（なし）　その他（　　）

【事業の内容】

〔暴力追放相談〕

暴力団員による不当な行為等の相談に関し、相談電話を設置しています。

○電話番号　０１２０－３１－８９３０（やくざぜろ）、０５９－２２９－２１４０

○受付時間　月～金曜　９：００～１６：００（※祝日、年末年始を除く）

〔暴力追放組織の支援〕

暴力追放運動を推進している地域、職域等の暴力団排除組織に対する支援、暴力追放総会、研修会等に対する講師派遣等、暴力団排除活動を積極的に支援しています。

〔少年を暴力団から守る活動〕

少年に対し、暴力団に加入しないように指導、助言を行ったり離脱する支援を行うとともに、少年の健全育成のため、民間の少年指導委員と連携して対応しています。

〔社会復帰支援〕

暴力団から離脱しようとする意思のある者に対する指導、助言を行うとともに、関係機関と連携して暴力団離脱者の就労、社会復帰を促進しています。

〔被害者救済訴訟支援〕

暴力団員による傷害事件等の被害者に対し、見舞金を支給する救済及び暴力団組事務所等の明け渡し訴訟や損害賠償請求訴訟などの費用について無利子の貸付け等を行っています。

〔責任者講習（不当要求防止責任者）〕

三重県公安委員会の委託を受けて、企業、事業所等から選任された不当要求防止責任者に対し、暴力団等からの被害を防止するための講習を行っています。

【事業名】

納税の猶予制度

【実施主体】		
三重県	住　　所	
	担当部署等の名	各県税事務所（Ｐ９１参照）
	電　　話	

【県の関係課等】

総務部　税収確保課　納税支援班

（電話）０５９－２２４－２１３１

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

県税を一括で納付することが困難な理由がある場合で法令等の一定の要件に該当する場合は、県税事務所に申請することにより、差押えや財産の換価（売却）などが猶予される制度があります。詳しくは県税事務所にお問い合わせください。

○ 徴収猶予

下記のいずれかの理由によって、県税を一括で納付できないと認められるときに、所管の県税事務所に申請することにより、１年以内の期間に限り、納税が猶予される制度です。

① 財産について災害を受けたこと、又は盗難にあったこと
② 納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかったこと、又は負傷したこと
③ 事業を廃止したこと、又は休止したこと
④ 事業について著しい損失を受けたこと
⑤ 本来の納期限から１年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したこと

○ 換価の猶予

県税を一括で納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合に、その県税の納期限から６か月以内に所管の県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り、差押財産の換価（売却）が猶予される制度です。

○ 猶予が認められると

【徴収猶予】

① 新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分の執行を受けません。
② 既に差押えを受けている財産がある場合には、県税事務所に申請することにより、その差押えが解除される場合があります。
③ 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

【換価の猶予】

① 既に差押えを受けている財産の換価(売却)が猶予されます。
② 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
③ 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

【事業名】

生活福祉資金貸付事業

【実施主体】		
（社福）三重県社会福祉協議会	住　　所	津市桜橋２－１３１
	担当部署等の名	三重県社会福祉協議会（**Ｐ９８参照**）
	電　　話	０５９－２２６－１１１８（直）

【県の関係課等】

子ども・福祉部　地域福祉課　地域福祉班

（電話）０５９－２２４－２２５６

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

（補助）　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯及び失業により生計の維持が困難になった世帯に対し、安定した生活を営むために必要な資金の貸付を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長と在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。

〔生活福祉資金貸付条件等一覧〕

資金の種類			貸付条件				
			貸付限度額	据置期間	償還期間	利子	備考
総合支援資金	生活支援費	失業等により生活再建までの間に必要な生活に要する経費	2人以上の世帯　月20万円 単身　月15万円	最終貸付日から６ヶ月以内	据置期間経過後、10年以内	無利子（連帯保証人が確保できない場合は、年1.5%）	次の全ての条件を満たしていること。 ①収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること ②現に住居を有していること、又は住居を有していない場合は、住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること ③生活保護、年金等を含め、他の公的な給付・貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと ④低所得世帯（市町民税非課税世帯程度）であること
	住宅入居費	失業等により住居を失い、新たな住宅の賃貸契約に必要となる敷金・礼金等に要する経費	40万円	貸付けの日（生活支援費と併せて貸付けを受ける場合は、生活支援費の最終貸付日）から６月以内			
	一時生活再建費	失業等により生活を再建するために一時的に必要となる経費であって、かつ日常生活費で賄うことが困難な経費	60万円				

							⑤社会福祉協議会及び関係機関（ハローワーク等）から、貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること ⑥貸付け及び相談支援を行うことにより、世帯の自立と償還が見込まれること ⑦生活困窮者自立支援法に基づく自立相談事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
福祉資金	療養費	低所得世帯に属する者及び高齢者が負傷又は疾病の療養を行うのに必要な経費（当該療養の期間は原則として１年以内の場合とする。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	170万円	最終貸付日から6ヶ月以内	5年以内	無利子（連帯保証人が確保できない場合は、年1.5%）	療養期間又は介護サービスを受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年を越え1年6月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは、230万円以内
	介護等費	低所得世帯に属する者及び高齢者が介護サービスを受けるのに必要な経費（当該必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が原則として1年以内の場合に限る。）及びその介護期間中の生計を維持するために必要な経費					
	福祉費	・結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 ・機能回復訓練器具及び日常生活の便宜を図るための用具の購入等を行うのに必要な経費 ・住居の移転等に際し必要な経費及び給排水設備、電気設備、暖房設備を設けるのに必要な経費 ・低所得世帯に属する者又は障がい者が就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費 ・その他、滞納した年金の掛金等低所得世帯の日常生活上一時的に必要であると認められる経費	50万円	6ヶ月以内	3年以内	無利子（連帯保証人が確保できない場合は、年1.5%）	
	福祉費（住宅）	住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅を譲り受けるのに必要な経費	250万円		7年以内		

	福祉用具購入費	障がい者又は高齢者が、日常生活の便宜を図るための高額な福祉用具等の購入等に必要な経費	170万円		8年以内		
	障がい者自動車購入費	障がい者が自ら運転する自動車又は障がい者と生計を同一にする者が、専ら当該障がい者の日常生活の便宜等を図るために自動車の購入を行うのに必要な経費	250万円		8年以内		
	災害援護資金	低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付ける資金	150万円		7年以内		
	生業費	生業を営むのに必要な経費	460万円		10年以内		
	技能修得費	技能を修得するために必要な経費及びその技能修得期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を修得する期間が6ヶ月程度 130万円 1年程度 220万円 ２年程度 400万円 ３年以内 580万円		８年以内		
		技能を修得するために必要な経費及び技能修得期間中の生計を維持するために必要な経費（12ヶ月未満のものを除く。） ※ 令和5年3月31日までの貸付決定に限る。		養成課程修了時点から６ヶ月以内			①市町村個人住民税非課税の方 ②国家資格等を取得するための長期の公共訓練コース（12ヶ月未満のものを除く。）等と職場実習を一体的に組み合わせたメニューの受講前及び受講後に、自立相談支援機関による支援（プラン作成、就労支援）を受けること。
	緊急小口資金	低所得世帯に対し、次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に必要となる少額の資金 ア 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき イ 火災等被災によって生活費が必要なとき ウ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき エ 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき オ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき カ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき キ 法に基づく支援や実施機関および関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき ク 給与等の盗難によって生活費が必要なとき ケ 事故等により損害を受けた場合による支出増	10万円	２ヶ月以内	12ヶ月以内	無利子	連帯保証人不要 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関から貸付け後の継続的な支援を受けることに同意していること

		コ　社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増					
	中国残留邦人等国民年金追納費	中国残留邦人等の国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円	6ヶ月以内	10年以内	無利子（連帯保証人が確保できない場合は、年1.5%）	
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	（高校） 月3万5千円 （高専） 月6万円 （短大） 月6万円 （大学） 月6万5千円	卒業後6ヶ月以内	据置経過期間後、10年以内	無利子	高等学校には、専修学校高等課程を、短期大学には、専修学校専門課程を含む。 ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯の生活に要する経費	・土地の評価額の70% ・月30万円 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間	貸付日から借受人死亡時又は貸付限度額に達した時のいずれか早い方までの間	借受人の死亡等貸付契約の終了時	年３％又は長期プライムレートの低い利率	一定の居住用不動産を担保として必要な生活資金を貸し付ける 連帯保証人　要 ※推定相続人の中から選任
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯の生活に要する経費	・土地及び建物の評価額の70%（集合住宅の場合は、50%） ・生活扶助額の1.5倍 ・貸付期間 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間				連帯保証人 不要

【事業名】

生活保護制度

【実施主体】		
三重県 福祉事務所を設置している市町	住　　所	
	担当部署等の名	14 市及び多気町の福祉事務所（**Ｐ８９参照**） 県福祉事務所（**Ｐ９０参照**）
	電　　話	

【県の関係課等】

子ども・福祉部　地域福祉課　保護・援護班

（電話）０５９－２２４－２２８６

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

〔制度の趣旨〕

生活保護制度は、生活に困窮している方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

〔保護の要件〕

生活保護は世帯を単位として行い、世帯員全員が、利用できる資産（預貯金、生活に利用されていない不動産等)、稼働能力、その他あらゆるもの（年金、手当等）を生活の維持のために活用してもなお、生活に困窮する場合に適用されます。

〔支給される保護費〕

厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に､最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。

最　低　生　活　費	
就労・年金・児童扶養手当等の収入	**支給される保護費**

〔相談・申請〕

生活保護に関する相談・申請は、お住まいの地域を所管する福祉事務所の生活保護担当までお越しください。生活の状況についてお聞かせいただくとともに、生活保護制度や各種社会保障制度等の活用について説明させていただきます。

なお、福祉事務所を設置していない町にお住まいの方は、お住まいの町役場福祉担当課でも申請の手続きを行うことができます。

【事業名】

母子父子寡婦福祉資金貸付事業

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課　家庭福祉班
	電　　話	０５９－２２４－２２７１

【県の関係課等】

子ども・福祉部　家庭福祉・施設整備課　家庭福祉班

（電話）０５９－２２４－２２７１

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

〔目的〕

配偶者のない女子及び男子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付を行います。

〔貸付金の種類等〕

１．貸付の種類　事業開始資金、修学資金等　１２種類

資金名	資金使途	貸付対象
事業開始資金	事業をはじめるために必要な資金	母子、父子、寡婦
事業継続資金	事業を続けるための必要な資金	母子、父子、寡婦
就職支度資金	就職するために直接必要な資金	母子、父子、寡婦
医療介護資金	医療または介護を受けるために必要な資金	母子、父子、寡婦
技能習得資金	知識技能を習得するために必要な資金	母子、父子、寡婦
生活資金	技能習得、医療・介護を受ける間の生活資金	母子、父子、寡婦
	ひとり親家庭になって７年未満の世帯の生活資金	母子、父子
	失業期間中の生活資金	母子、父子、寡婦
	家計が急変したことによる生活資金	母子、父子
住宅資金	住宅建設、増築、改築、購入、補修等に必要な資金	母子、父子、寡婦
転宅資金	住居の移転に際し、敷金、住宅の賃借等に必要な資金	母子、父子、寡婦
就学支度資金	就学、修業するために必要な資金	母子、父子、寡婦
修業資金	事業を開始または就職のための知識技能習得資金	母子、父子、寡婦
結婚資金	児童または扶養する 20 歳未満の子の婚姻資金	母子、父子、寡婦
修学資金	高校、大学等に就学させるための資金	母子、父子、寡婦

２．貸付対象

・母子家庭の母及び父子家庭の父、児童
・父母のない児童
・母子・父子福祉団体
・寡婦、寡婦が扶養している子
・４０歳以上の配偶者のない女子

３．貸付限度額
　　資金の種類により異なります。

４．据置期間
　　６ヶ月ないし１年間

５．償還期間
　　３～１０年以内

６．利率
　　無利子又は年１．０％

７．償還方法
　　元利均等月賦、半年賦、年賦

【事業名】

母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業

【実施主体】		
三重県、各市町	住　　所	
	担当部署等の名	14 市及び多気町の福祉事務所（**Ｐ８９参照**） 県福祉事務所（**Ｐ９０参照**）
	電　　話	

【県の関係課等】

子ども・福祉部　家庭福祉・施設整備課　家庭福祉班

（電話）０５９－２２４－２２７１

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

〔目的〕

ひとり親家庭の親が、指定教育訓練講座を受講する場合や、資格取得のために養成機関等で受講する場合に、給付金や訓練促進費を支給することで、ひとり親家庭の親の主体的な能力開発の取組を支援します。

〔事業内容〕

１．自立支援教育訓練給付金

適職に就くために必要であると認められる資格などを取得するにあたり、対象となる教育訓練講座を受講し、修了した場合、受講料の 60%を支給します。

対象講座　雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座など

支給額　　受講料の 60%相当額（下限は 12,001 円）

・上限は（1）雇用保険の一般教育訓練給付または特定一般教育訓練給付の対象となる講座を受講した場合、最大 20 万円　（2）雇用保険の専門実践教育訓練給付の対象となる講座を受講した場合、修学年数×40 万円、最大 160 万円

・いずれの場合も、雇用保険法に基づく教育訓練給付金の支給を受けることができる場合は、その支給額との差額　（下限は 12,001 円）

対象者　ひとり親家庭の親で、自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラムの策定等を受けている方

２．高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の親が就職に有利な資格を取得の際、養成機関での修業期間中（上限３年（資格取得のために４年課程が必須となる資格を目指す方等については４年）まで)、訓練促進給付金　月額１０万円（市町民税課税世帯は７万５００円とする。最終１年間は、月額４万円を加算する。)、修了支援給付金５万円（市町民税課税世帯は半額）を支給します。

対象者　・児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方

・仕事または育児と修業の両立が困難であると認められる方

【事業名】

児童扶養手当事業

【実施主体】		
三重県、各市町等	住　　所	
	担当部署等の名	子ども・福祉部　家庭福祉・施設整備課 家庭福祉班 各市町福祉担当課等
	電　　話	

【県の関係課等】

子ども・福祉部　家庭福祉・施設整備課　家庭福祉班

（電話）０５９－２２４－２２７１

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　(その他)（　国給付費負担金交付　）

【事業の内容】

〔目的〕

児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護又は養育している者に対して、児童扶養手当を支給します。

※平成２２年８月１日施行日適用（父子家庭にも従来の母子家庭に準じ児童扶養手当の支給を行うことになりました。）

〔事業内容〕

１．支給要件

１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある児童（障害のある場合は２０歳未満）を監護又は養育している者で、児童が下記の条件にあてはまる場合支給されます。

（１）父又は母と生計を同一にしていない児童（離婚、父又は母死亡、１年以上遺棄、裁判所でＤＶ保護命令を受けている、１年以上拘禁等）

（２）父又は母が重度の障害（国民年金の障害等級１級程度）にある児童

但し、次の場合は、手当は支給されません。

①児童入所施設又は里親に措置委託されているとき

②父又は母の配偶者（内縁関係を含む）に養育されているとき（父又は母が障がいを有する場合を除く）

③受給者及び児童が日本国内に住所がないとき

２．支給額（令和７年４月～）

（１）全部支給の場合（児童１人）　月額　４６，６９０円

（２）一部支給の場合（児童１人）　月額　４６，６８０円～１１，０１０円

児童が２人以上の場合は、上記金額に１人につき最大１１，０３０円加算

（一部支給１１，０２０円～５，５２０円）

※令和６年１１月から、３人目以降の加算額は２人目の加算額と同額

３．所得制限

（１）受給者本人

令和６年１０月まで

扶養親族のない場合		４９０千円	１，９２０千円
扶養親族のある場合	１人のとき	８７０千円	２，３００千円
〃	２人以上１人につき	３８０千円加算	３８０千円加算

令和６年１１月から

扶養親族のない場合		６９０千円	２，０８０千円
扶養親族のある場合	１人のとき	１，０７０千円	２，４６０千円
〃	２人以上１人につき	３８０千円加算	３８０千円加算

（２）扶養義務者等

扶養親族のない場合		２，３６０千円
扶養親族のある場合	１人のとき	２，７４０千円
〃	２人以上１人につき	３８０千円加算

４．公的年金給付等による支給制限

次の場合は、児童扶養手当の全部又は一部を支給しない。

（１）児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付等を受けることができるとき。

（２）児童が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。

（３）受給資格者が公的年金給付（老齢福祉年金を除く）等を受けることができるとき。

５．一部支給停止

（１）停止対象要件

児童扶養手当の支給開始月の初日から起算して５年又は、支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して７年を経過する場合に、支給額の１／２を超えない範囲で支給停止（減額）されます。

（２）適用除外

① 就業している場合

② 求職活動その他自立を図るための活動を行っている場合

③ 障害を有する場合

④ 負傷・疾病等により就業することができない場合

⑤ 受給資格者が監護する児童又は親族が障害、負傷・疾病、要介護の状態にあることなどにより、受給資格者が介護を行う必要があり、就業することが困難である場合

【事業名】

私立小中学校等授業料減免補助金

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	環境生活部　私学課　私学班
	電　　話	０５９－２２４－２１６１

【県の関係課等】

環境生活部　私学課　私学班

（電話）０５９－２２４－２１６１

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

私立小学校、中学校、中等教育学校（前期課程)、特別支援学校（小学部及び中学部）に就学する児童または生徒等に対し、入学後に家計が急変した児童又は生徒の授業料を一部助成し、保護者の経済的負担を軽減します。

〔支給対象要件、支給額〕

支給対象要件	支給額
１．家計急変した年度については、下記の条件のいずれかに該当する者であること。 （１）保護者等のすべてが失業や倒産等（以下「失業等」という。）により授業料の納付が困難になった者 （２）保護者等の一方が失業等をした場合において、他の保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が135,000円未満になった者	授業料満額
２．家計急変した年度の翌年度以降については、下記の条件のいずれにも該当する者であること。 （１）保護者等の家計急変後の年収の合計が400万円未満相当 （２）保護者等の資産保有額の合計が700万円未満	月額28,000円を上限とする。

【事業名】

私立高等学校等就学支援金

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	環境生活部　私学課　私学班
	電　　話	０５９－２２４－２１６１

【県の関係課等】

環境生活部　私学課　私学班

（電話）０５９－２２４－２１６１

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　(その他)（　国の法定受託事務　）

【事業の内容】

私立高等学校等に在籍している生徒等に対し、国が定める要件を満たす場合、所得に応じて就学支援金を支給して、保護者の経済的負担を軽減します。

〔対象となる学校〕

私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第１学年から第３学年）、特別支援学校高等部、専修学校高等課程、専修学校一般課程（高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者養成施設）及び各種学校（高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者養成施設及び告示指定外国人学校）

〔支給対象要件、支給額〕

支給対象要件	支給上限額（月額）
年収５９０万円未満程度の世帯	３３，０００円
年収５９０～９１０万円未満程度の世帯	９，９００円

※高等学校通信制課程の場合は、支給額上限額が異なります。
※上記の支給対象要件以外に、保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などにより家計が急変し、従前得ていた収入を得ることができず年収５９０万円未満程度となると推計される世帯に対しても就学支援金を支給します。

【事業名】

私立高校生等臨時支援金

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	環境生活部　私学課　私学班
	電　　話	０５９－２２４－２１６１

【県の関係課等】

環境生活部　私学課　私学班

（電話）０５９－２２４－２１６１

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　(その他)（　国の法定受託事務　）

【事業の内容】

私立高等学校等に在籍している生徒等のうち、所得制限により就学支援金の支給対象外となる生徒に対して授業料に充てるための支援金を支給して、保護者の経済的負担を軽減します。

〔対象となる学校〕

私立の高等学校、中等教育学校（後期課程)、高等専門学校（第１学年から第３学年)、特別支援学校高等部、専修学校高等課程、専修学校一般課程（高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者養成施設）及び各種学校（高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者養成施設及び告示指定外国人学校)

※高等学校等を卒業していないこと。

※高等学校等の通算在学期間が 36 月（定時・通信制は 48 月）を超えていないこと。

〔支給対象要件、支給額〕

支給対象要件	支給上限額（年額）
年収約９１０万円以上の世帯	１１８，８００円

※単位あたりの授業料を設定している学校の場合は、支給額上限額が異なります。

【事業名】

私立高等学校等入学金補助金

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	環境生活部　私学課　私学班
	電　　話	０５９－２２４－２１６１

【県の関係課等】

環境生活部　私学課　私学班

（電話）０５９－２２４－２１６１

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

私立高等学校等に入学する生徒等の入学金の一部を助成し、保護者の経済的負担を軽減します。

〔対象となる学校〕

学校法人立の私立の高等学校、高等専門学校（第１学年から第３学年）、特別支援学校高等部、専修学校高等課程及び各種学校（告示指定外国人学校）

〔支給対象要件、助成額〕

支給対象要件	助成額
年収３５０万円未満程度の世帯	生徒等一人当たり25,000円を上限として入学金の１／２を助成

※広域通信制の高等学校の場合は、入学時に保護者等が三重県内に住所を有する場合に限ります。

【事業名】

専修学校高等課程修業奨学金

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	環境生活部　私学課　私学班
	電　　話	０５９－２２４－２１６１

【県の関係課等】

環境生活部　私学課　私学班

（電話）０５９－２２４－２１６１

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

経済的な理由により専修学校高等課程で修業することが困難な生徒に対して、無利子で修業奨学金（毎月の「修業費」と入学時のみの「修業支度費」）を貸与し、修業の支援を行います。

〔対象者の条件〕

次の条件の全てに該当する方を助成対象とします。

①三重県内に住所を有する方。(未成年の場合は保護者が三重県内に住所を有している。)

②専修学校高等課程（専ら職業に必要な能力を育成することを目的とし、国家試験又は国家試験に準ずる試験の受験資格が得られるものに限る。）に在学中である方。

③高等学校もしくはこれと同等以上の教育施設に在学していない、又はこれらの教育施設を卒業していない、もしくは修了していない方。

④世帯の全所得が経済状況等を考慮して知事が別に定める基準額以下である方。

⑤日本学生支援機構奨学金、母子父子寡婦福祉資金修学資金、社会福祉協議会の修学資金その他の県が定める奨学金を他に利用していない方。

〔種類と金額〕

①修業費（月額）

	自宅通学	自宅外通学
国公立	１８，０００円	２３，０００円
私　立	３０，０００円	３５，０００円

②修業支度金（入学時一時金）

国公立	４０，０００円　又は　８０，０００円
私　立	５０，０００円　又は１００，０００円

〔その他〕

・本奨学金は無利子です。

・返還は、卒業後半年間据え置いた後、原則１２年（貸与総額により１５年又は１８年）以内に、月賦・半年賦のいずれかの方法で返還いただきます。

・第三者の連帯保証人１名が必要です。

・中学３年生（若しくはそれに相当する学年）の時点で奨学生の予約を受けることができます。

【事業名】

専修学校専門課程修業支援利子助成金

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	環境生活部　私学課　私学班
	電　　話	０５９－２２４－２１６１

【県の関係課等】

環境生活部　私学課　私学班

（電話）０５９－２２４－２１６１

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

経済的な理由により専修学校専門課程における修業が困難なため、日本学生支援機構の有利子奨学金、日本政策金融公庫による教育ローンの有利子貸付金を借りた方に対して、その利子の全部または一部を補給して修業の支援を行います。

〔利子助成の対象となる貸付〕

①日本学生支援機構有利子奨学金
②日本政策金融公庫の教育ローン

〔対象者の条件〕

次の条件の全てに該当する方を助成対象とします。

①利子助成を受けようとする方を扶養する方とその配偶者（保護者）が三重県に住所を有すること。
②専修学校専門課程（専ら職業に必要な能力を育成することを目的とし、国家試験又は国家試験に準ずる試験の受験資格が得られるものに限る。）に在学し、または卒業し、もしくは修了した方。
③大学や短大などを卒業あるいはそれらに在学していない方。
④世帯の全所得が経済状況等を考慮して知事が別に定める基準額以下である方。
⑤日本学生支援機構第一種奨学金、母子父子寡婦福祉資金修学資金、社会福祉協議会の修学資金その他の県が定める無利子奨学金を他に利用していない方。

〔利子補給金〕

・年３％を上限とし、すでに払った利子のみを対象とします。

〔その他〕

次の場合、利子助成を打ち切ります。

①退学した場合
②大学や短大に入学した場合
③日本学生支援機構第一種奨学金、母子父子寡婦福祉資金修学資金、社会福祉協議会の修学資金その他の県が定める無利子奨学金を受けることになった場合

【事業名】

私立高校生等奨学給付金

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	環境生活部　私学課　私学班
	電　　話	０５９－２２４－２１６１

【県の関係課等】

環境生活部　私学課　私学班

（電話）０５９－２２４－２１６１

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

私立高等学校等に在籍している生徒等のいる低所得世帯に奨学給付金を支給し、授業料以外の教育費負担を軽減します。

〔支給要件〕

次の条件の全てに該当する世帯の方を支給対象とします。

① 保護者等が生活保護、道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税、それに準ずる世帯（専攻科）又は多子世帯（専攻科）のいずれかであること
② 保護者等が三重県内に在住していること
③ 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者であること(特別支援学校高等部生徒、児童養護施設入所生徒を除く)

〔対象となる学校〕

私立の高等学校（専攻科を含む)、中等教育学校（後期課程)、高等専門学校（第１学年から第３学年)、専修学校高等課程、専修学校一般課程（高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者養成施設）及び各種学校（高等学校入学資格者を入所資格とする国家資格者養成施設及び告示指定外国人学校)

〔支給額〕

上記支給要件を満たす世帯	支給額（年額）※１
生活保護受給世帯（生業扶助受給世帯）（全日制等・通信制）	52,600 円
非課税世帯（全日制等）	152,000 円
非課税世帯（通信制・専攻科）	52,100 円
年収約270万円～約380万円未満世帯（専攻科）	10,420 円
専攻科の多子世帯※２かつ約380万円～600万円未満の世帯	10,420 円

※１　生業扶助受給世帯以外には、家計急変世帯を含む

※２　扶養される子が３人以上いる世帯

【事業名】

私立専門学校授業料等減免補助金

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	環境生活部　私学課　私学班
	電　　話	０５９－２２４－２１６１

【県の関係課等】

環境生活部　私学課　私学班

（電話）０５９－２２４－２１６１

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

機関要件の確認を受けた私立専修学校の専門課程に在籍する生徒の授業料及び入学金の一部を助成し、保護者等の経済的負担を軽減します。

〔対象となる生徒〕

① 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の生徒、多子世帯（扶養される子どもが３人以上の世帯）に該当する世帯の生徒
② 高等学校在学時、専修学校の専門課程進学後において学業成績等の基準を満たすこと等
③ 日本国籍、法定特別永住者、永住者等又は永住の意思が認められる定住者であること
④ 高等学校等を卒業してから２年の間までに大学等に入学を認められ、進学した者であって、過去において本制度の支援措置を受けたことがないこと等
⑤ 保有する資産が一定の基準を超えていないこと（申告による）

〔対象となる学校〕

機関要件の確認を受けた私立専修学校

〔助成上限額（年額）〕

	入学金	授業料	計
住民税非課税世帯	160,000	590,000	750,000
年収約 270～300 万円 ※非課税世帯の 2/3	106,700	393,400	500,100
年収約 300～380 万円 ※非課税世帯の 1/3	53,400	196,700	250,100
多子世帯	160,000	590,000	750,000

【事業名】

三重県立高等学校授業料減免制度

【実施主体】		
三重県	住　　所	
	担当部署等の名	県立高等学校
	電　　話	

【県の関係課等】

教育委員会事務局　教育財務課　修学支援班

（電話）０５９－２２４－２９４０

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

三重県立高等学校においては、所得制限や高等学校の通算在学期間が 36 月（定時・通信制は 48 月）を超えていることにより高等学校等就学支援金を受給できない生徒、専攻科の生徒又は聴講生等から授業料を徴収しています。

ただし、三重県立高等学校に在籍している生徒は、本人又は家計を維持する者が不慮の災害及びその他経済的理由等により、授業料の納付が困難であると認められる場合、授業料の減免または徴収猶予を受けることができます。

〔基準〕

以下のいずれかの基準を満たす場合、免除もしくは減額を受けることが出来ます。

〇免除

①生活保護受給世帯に属する生徒
②保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である生徒
③親権者がともに死亡又は行方不明等のため不在である生徒
④児童福祉施設（養護施設）に入所している生徒
⑤災害等により居住している家屋が、半壊または半焼以上の損害を受けた世帯に属する生徒

〇減額

保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額の合計が 85,500 円未満となる生徒（このうち定時制の生徒は免除）

【事業名】

三重県高等学校等修学奨学金

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	教育委員会事務局　教育財務課　修学支援班
	電　　話	０５９－２２４－２９４４

【県の関係課等】

教育委員会事務局　教育財務課　修学支援班

（電話）０５９－２２４－２９４４

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

学習意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難である高校生・高等専門学校生に対し、修学に必要な資金の一部を貸与する奨学金制度を設けています。

〔対象者〕以下のすべての事項に該当する者

① 保護者が三重県内に住所を有している
② 高等学校、高等専門学校に在学している（県外高校でも可）
③ 世帯所得の合計額が教育長が定める基準以下の世帯に属している
（例：４人家族の場合、前年所得 470 万円以下）
④ 学習の意欲があり、学業を確実に修了する見込みがある（学業成績を問うものではありません）
⑤ 連帯保証人がいる

〔種類と金額〕

① 修学費（月額）

	金　額
国公立	８，０００円、１３，０００円、 １８，０００円、２３，０００円
私　立	２０，０００円、２５，０００円、 ３０，０００円、３５，０００円

※いずれかを選択

② 修学支度費（入学時一時金）

	金　額
国公立	４０，０００円　又は　８０，０００円
私　立	５０，０００円　又は１００，０００円

※いずれかを選択

〔その他〕

・本奨学金は無利子です。
・返還は、高等学校等を卒業して半年経過後に、12 年以内（貸与総額 120 万円超の場合は 15 年以内、185 万円以上の場合は 18 年以内）に、返還していただきます。
・第三者の連帯保証人１名が必要です。
・県内の場合は在学する学校を通じて、県外の場合は直接教育委員会に申込んで下さい。
・中学３年生の時点で奨学生の予約を受けることができます。

【事業名】

三重県立高等学校就学支援金

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	教育委員会事務局　教育財務課　修学支援班
	電　　話	０５９－２２４－２９４０

【県の関係課等】

教育委員会事務局　教育財務課　修学支援班

（電話）０５９－２２４－２９４０

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

三重県立高等学校においては、原則として授業料を徴収しています。

ただし、保護者（親権者）等の所得制限基準などの条件を満たせば、「高等学校等就学支援金」が支給され、多くの保護者（親権者）等は授業料を納める必要がありません。

〔対象となる者〕

以下のすべての要件を満たす場合、高等学校等就学支援金の支給対象となります。

① 三重県立高等学校に在学していること。
② 高等学校等を卒業していないこと。
③ 高等学校等の通算在学期間が 36 月（定時・通信制は 48 月）を超えていないこと。

〔所得制限基準〕

以下の所得制限基準を満たす場合、高等学校等就学支援金が支給されます。

・保護者（親権者）等の「市町村民税の課税標準額×６％－市町村民税の調整控除の額」の額が、304,200 円未満

〔その他〕

令和７年度は、所得制限により就学支援金を受給できない方を対象にした「高校生等臨時支援金」が実施され、支給対象として認定された場合は、授業料の納付が不要となります。臨時支援金の支給を受けるための手続きについては、７月頃に在学校からご案内する予定ですので、詳細は在学校にご確認ください。

【事業名】

高校生等臨時支援金

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	教育委員会事務局　教育財務課　修学支援班
	電　　話	０５９－２２４－２９４０

【県の関係課等】

教育委員会事務局　教育財務課　修学支援班

（電話）０５９－２２４－２９４０

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　(その他)（　国の法定受託事務　）

【事業の内容】

三重県立高等学校に在籍している生徒等のうち、所得制限により就学支援金の支給対象外となる生徒に対して授業料に充てるための臨時支援金を支給して、保護者の経済的負担を軽減します。

〔対象となる生徒等〕

以下のすべての要件を満たす場合、高等生等臨時支援金の支給対象となります。

① 三重県立高等学校に在学していること。
② 高等学校等を卒業していないこと。
③ 高等学校等の通算在学期間が 36 月（定時・通信制は 48 月）を超えていないこと。

〔支給対象要件、支給額〕

支給対象要件	支給上限額（年額）
年収約９１０万円以上程度の世帯	１１８，８００円

※単位あたりの授業料を設定している学校や定時制課程の場合は、支給上限額が異なります。

【事業名】

国公立高校生等奨学給付金

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	教育委員会事務局　教育財務課　修学支援班
	電　　話	０５９－２２４－２８２７

【県の関係課等】
教育委員会事務局　教育財務課　修学支援班
（電話）０５９－２２４－２８２７

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】
授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、国公立高等学校等の生徒等（以下「高校生等」という。）の保護者等のうち低所得世帯に属する者に対し、高校生等奨学給付金を給付します。

〔対象となる者〕
以下のすべての要件を満たす場合、高校生等奨学給付金の給付対象となります。
① 国公立高等学校等に在学していること。
② 保護者等が生活保護世帯（生業扶助受給世帯）又は道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯
③ 高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格があること（特別支援学校高等部生徒、児童養護施設入所生徒等を除く。）
④ 保護者等が三重県内に在住している者

令和7年度　奨学給付金　給付額

（単位：円）

区　　分			給付額（年額）
高校・高専	生活保護世帯（生業扶助受給世帯）		32,300
	住民税非課税世帯	全日制、定時制、高専	143,700
		通信制	50,500
専攻科	年収約270万円未満世帯（生活保護世帯を含む）		50,500
	・年収約270万円～380万円未満世帯 ・年収約380万円～600万円未満の多子世帯		10,100

※生活保護世帯（生業扶助受給世帯）以外は、家計急変世帯を含む。
※多子世帯とは、扶養する子が３人以上いる世帯をいう。

【事業名】

三重県犯罪被害者等見舞金

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	環境生活部　くらし・交通安全課　くらし安全班
	電　　話	０５９－２２４－２６６４

【県の関係課等】

環境生活部　くらし・交通安全課　くらし安全班

（電話）０５９－２２４－２６６４

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　(その他)（　一部業務委託（見舞金受付支援業務）　）

【事業の内容】

犯罪被害者等の被害直後における経済的負担の軽減を図るため、故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた方のご遺族又は重傷病を負い、若しくは、精神療養が必要となった犯罪被害者の方に対して、県が下記の見舞金を給付します。

〔見舞金の種類と給付対象者〕　（平成 31 年４月１日運用開始）

種　類	支給額	給付対象者
遺　族 見舞金	６０万円	犯罪行為によって、死亡した犯罪被害者の遺族であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する下記の第一順位遺族。 【給付を受けられる順位】 ①配偶者 被害者の収入によって生計維持をしていた被害者の ②子　③父母　④孫　⑤祖父母　⑥兄弟姉妹 前記に該当しない被害者の ⑦子　⑧父母　⑨孫　⑩祖父母　⑪兄弟姉妹
重傷病 見舞金	２０万円	当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する者であって、当該犯罪行為によって、重傷病（負傷又は疾病にかかる身体の被害であって療養に要する期間が１か月以上かつ通算３日以上の入院を要する負傷又は疾病）を負った犯罪被害者
精神療養 見舞金	５万円	当該犯罪被害の原因となった特定の犯罪行為※1が行われた時において、県内に住所を有する者であって、当該犯罪行為を起因とした精神疾患によりその療養期間が３か月以上かつ通算３日以上労務に服することができないと医師に診断された犯罪被害者 ※１特定の犯罪行為…殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む）

※見舞金の申請期間は、当該犯罪被害を知った日から１年以内です。
ただし、犯罪被害が発生した日から７年を経過したときは、申請できません。

※親族間の犯罪や当該犯罪被害の原因が被害者にあるときは、見舞金が給付されない場合があります。

※見舞金の給付を受けた後に給付を受ける資格がないこと、又は偽りその他不正の手段により見舞金の給付を受けたことが判明した場合は、見舞金の給付を取り消され、見舞金を返還しなければなりません。

〔見舞金申請に係る受付支援〕

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターでは、見舞金に関する相談の受理や見舞金の申請支援を行うことにより、犯罪被害者等の事務的な負担の軽減及び見舞金の早期受給を図ります。

１．支援内容

①見舞金に関する相談の受理

見舞金の問い合わせ及び給付申請に関する相談に対応します。

②見舞金の申請支援

・申請者等の状況に応じて申請に必要な書類をお伝えします。
・申請者等の要望に応じて、申請に必要な書類を取得するために病院、警察、市役所等へ付き添います。
・申請者等の要望に応じて、申請者に代わって、県申請窓口（三重県環境生活部くらし・交通安全課）へ申請書類を提出します。

２．相談方法

①面接　津市栄町１－８９１　三重県合同ビル２階
公益社団法人　みえ犯罪被害者総合支援センター

②電話　０５９－２２１－７８３０（なやみなし）

３．受付時間

月～金曜　１０：００～１６：００（※祝日、年末年始を除く）

【事業名】

犯罪被害給付制度

【実施主体】		
県公安委員会	住　　所	津市栄町１－１００
	担当部署等の名	警察本部　警務部　警務課　被害者支援室
	電　　話	０５９－２２２－０１１０（代表）

【県の関係課等】

警察本部　警務部　警務課　被害者支援室

（電話）０５９－２２２－０１１０（代表）

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた方の御遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った方に対して、国が犯罪被害者等給付金を支給するものです。

〔給付金の種類と受給資格者〕　（令和６年６月改正）

種　類	支給額	受給資格者
遺　族 給付金	**遺族給付基礎額×倍数** **〔遺族給付基礎額〕**犯罪被害者の収入に応じて算定（年齢層・生計維持関係遺族の有無に応じて最高額・最低額を設定）。一定の親族が遺族給付金を受給する場合、犯罪被害者の収入によらず一定額を加算。 **〔倍数〕**生計維持関係遺族の人数に応じて決定。生計維持関係遺族に８歳未満の遺児がいる場合は、その年齢・人数に応じて加算。	支給を受けられる方とその順位 ・①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。） ・犯罪被害者の収入によって生計維持をしていた犯罪被害者の②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ・上記に該当しない犯罪被害者の⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹
重傷病 給付金	**犯罪被害者負担額＋休業加算額** **〔犯罪被害者負担額〕**負傷又は疾病から３年を経過するまでの保険診療による医療費の自己負担相当額。 **〔休業加算額〕**犯罪被害者の収入に応じて算定した休業加算基礎額（年齢に応じて最高額・最低額を設定）に休業日数を掛けることで算定。 ※上限額：120 万円	重傷病（療養１か月以上、かつ、入院３日以上を要する負傷又は疾病（精神疾患である場合は、３日以上労務に服することができない程度のもの））を負った被害者本人
障　害 給付金	**障害給付基礎額×倍数** **〔障害給付基礎額〕**犯罪被害者の収入に応じて算定（年齢層・障害等級に応じて最高額・最低額を設定） **〔倍数〕**障害等級に応じて決定	障害が残った被害者本人 ・「障害」とは、負傷又は疾病が治ったときにおける身体上の障害で、法令で定める程度の障害

※親族犯罪や被害者に原因があるときは、給付金の全部又は一部が支給されない場合があります。

※公的補償や損害賠償を受けた場合には、その額と給付金が調整されます。

【事業名】

国外犯罪被害弔慰金等支給制度

【実施主体】		
県公安委員会	住　　所	津市栄町１－１００
	担当部署等の名	警察本部　警務部　警務課　被害者支援室
	電　　話	０５９－２２２－０１１０（代表）

【県の関係課等】

警察本部　警務部　警務課　被害者支援室

（電話）０５９－２２２－０１１０（代表）

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の御遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給するものです。

〔弔慰金等の種類と受給資格者〕　（平成30年4月改正）

種　類	金　額	受給資格者
国外犯罪被害弔慰金	２００万円（被害者一人当たりの総額）	支給を受けられる方とその順位 ・①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。） ・国外犯罪被害者の収入によって生計維持をしていた国外犯罪被害者の②子　③父母　④孫　⑤祖父母　⑥兄弟姉妹 ・上記に該当しない被害者の⑦子　⑧父母　⑨孫　⑩祖父母　⑪兄弟姉妹
国外犯罪被害障害見舞金	１００万円	障害が残った国外犯罪被害者本人 ・「障害」とは、負傷又は疾病が治ったときにおける身体又は精神の障害で、法令で定められるもの（労働者災害補償保険制度における障害等級１級に相当するもの）

※　親族犯罪や被害者に原因があるときは、弔慰金等が支給されない場合があります。
※　国から賞じゅつ金等が支給される場合にも支給されないことがあります。

【事業名】

公費負担制度

【実施主体】		
三重県	住　　所	
	担当部署等の名	各警察署（**Ｐ９３参照**） 警察本部　交通部　高速道路交通警察隊
	電　　話	

【県の関係課等】

警察本部　警務部　警務課　被害者支援室

（電話）０５９－２２２－０１１０（代表）

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

犯罪被害により傷害を負った場合等に、医療費等の経費の一部を公費で負担し、犯罪被害にあわれた方やその御遺族の経済的負担を軽減します。

〔経済的支援の内容〕

・御家族を亡くされた方……検案書料、司法解剖後の遺体搬送費用・遺体修復費用、
ハウスクリーニング費用、
カウンセリング費用

・傷害等を負われた方……初診料、診断書料、初診時の処置費用、
カウンセリング費用
（傷害については、被害者が全治１か月以上の傷害を負ったもの。）

・性犯罪被害にあわれた方…初診料、診断書料、
再診料、初診時の処置費用、
緊急避妊処置費用、性感染症検査費用、
資料採取費用、人工妊娠中絶費用、
カウンセリング費用

・その他……一時避難場所を確保するために要する費用

※　カウンセリング費用は、被害者等の精神的被害回復のため医療行為である診察及びカウンセリングを受診したもの。

※　支出の対象事案であっても、事案内容によって除外される場合があります。

【事業名】

地域子ども・子育て支援事業

【実施主体】		
各市町	住　　所	
	担当部署等の名	市町地域子ども・子育て支援事業担当課
	電　　話	

【県の関係課等】

子ども・福祉部　子どもの育ち支援課　幼保サービス支援班

（電話）０５９－２２４－２２６８

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

（補助）　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

すべての子育て家庭を対象として、市町が実施する地域ごとのニーズに応じたさまざまな子ども・子育て支援の取組に補助することにより、次代を担う子どもの健やかな育ちを応援します。

〔目的〕

本事業は、地域の実情に応じた子育て支援の推進を図り、子育て家庭が安心して子育てができる環境を整備することを目的としています。

〔事業内容〕

事業名	事業概要
利用者支援事業	子ども及びその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報の提供、相談、助言等を行うとともに関係機関との連絡調整を実施する事業
延長保育事業	保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に認定こども園、保育所等で保育を実施する事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき教材費・行事費等および、新制度未移行の私立幼稚園に対して保護者が支払うべき副食費について助成する事業
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業
放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に学校の余裕教室、児童館等で遊びや生活の場を提供する事業
子育て短期支援事業	保護者が病気等により家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等で一定期間（短期入所：ショートステイ、夜間養護：トワイライトステイ）、養育・保護を行う事業
乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相

	談を行う事業
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、保健師、助産師、保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育の実施を確保する事業
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
子育て世帯訪問支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者等の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業
児童育成支援拠点事業	養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業
親子関係形成支援事業	要支援児童、要保護児童及びその保護者等の親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う事業
地域子育て支援拠点事業	乳幼児、保護者同士が交流等を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供等を行う事業
一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対して、昼間等に、幼稚園・保育所・認定こども園等で、一時的に預かりを行う事業
病児保育事業	病児等に対して、病院・保育所等に付属して設けられた専用スペース等で、看護師、保育士等が一時的に保育を実施する事業
子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業（P102 参照）	乳幼児や小学生等の子育て中の保護者を会員として、子どもの預かりなどの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業
産後ケア事業	出産後１年未満の母親とその子どもに対して、母子の心身の不調の軽減を図り、産後も安心して子育てができるよう指導及び相談をする事業
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない幼児とその保護者に対して、就労要件を問わず、柔軟に利用できる通園給付を提供する事業

【事業名】

ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣事業

【実施主体】		
各市町	住　　所	
	担当部署等の名	各市町母子父子福祉担当課
	電　　話	

【県の関係課等】

子ども・福祉部　家庭福祉・施設整備課　家庭福祉班

（電話）０５９－２２４－２２７１

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

（補助）　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

〔目的〕

一時的に介護、保育等のサービスが必要な母子家庭若しくは父子家庭、又は寡婦に対し、家庭生活支援員を派遣し、必要な介護及び保育等を行います。

〔実施主体〕

各市町

〔事業内容〕

１．事業内容の詳細

（１）派遣対象世帯

母子家庭の母若しくは父子家庭の父若しくは当該家庭の児童又は寡婦の修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯

（２）日常生活支援の内容

・乳幼児の保育
・食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話
・その他必要な用務

２．その他の必要事項

（１）費用負担

家庭生活支援員の派遣を受けた世帯は、国の定める費用負担基準に基づき、派遣に要した費用の一部負担が必要です。

（２）申し込み先

各市町母子父子福祉担当課（実施していない市町もあります）

【事業名】

ＤＶ被害者支援事業

【実施主体】		
ＮＰＯ法人 女性と子どものヘルプライン・ＭＩＥ	住　　所	
	担当部署等の名	NPO 法人 女性と子どものヘルプライン・MIE
	電　　話	

【県の関係課等】

子ども・福祉部　家庭福祉・施設整備課　家庭福祉班

（電話）０５９－２２４－２２７１

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　（委託）　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

〔目的〕

ＤＶ被害者や同伴する児童（以下、「ＤＶ被害者等」という。）の保護及び自立支援を民間団体と協働で行うことにより、ＤＶ被害者等が安心して地域で暮らせるよう保護・支援体制の充実を図ります。

〔事業内容〕

・ＤＶ被害者等メンタルケア事業

ＤＶ被害者等の心の傷を回復させ、自立し安定した生活を送れるよう、ＤＶ被害者等に対する心理カウンセリング、心傷回復プログラムを実施します。

・司法手続き等同行支援

保護命令や自立のための各種支援制度活用時における手続について、ＤＶ被害に関する知識や各種制度に精通したものが市町役場、警察、裁判所等に同行し支援します。

・外国人被害者に対する通訳支援

外国人のＤＶ被害者の相談、各種司法手続き等における通訳のため、ＤＶ被害者支援の基礎知識を有する通訳者を派遣します。

・緊急一時避難

一時保護所から遠い場合や夜間などでＤＶ被害者が加害者の元から離れ、緊急的に避難する必要であると認められる場合、指定する宿泊施設に一時的に避難することができます。

【事業名】

スクールカウンセラー等活用事業

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	教育委員会事務局生徒指導課安全・安心対策班
	電　　話	０５９－２２４－２３７２

【県の関係課等】

教育委員会事務局　生徒指導課　安全・安心対策班

（電話）０５９－２２４－２３７２

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識および経験を有するスクールカウンセラー（臨床心理士等）を、県内全ての小中学校、高等学校、特別支援学校、夜間中学、教育支援センターに配置し、児童生徒の心の問題に対応するとともに、教職員、保護者に対する助言等を行っています。

また、児童虐待や貧困等の課題を抱える児童生徒や家庭への支援を行うため、スクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）を県内全ての市町および教育支援センター、夜間中学に配置し、拠点となる中学校区、高等学校、特別支援学校を中心に活動しています。

このほか、緊急の対応が必要な場合には、市町や学校からの要請に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣しています。

【事業名】

被虐待児等の一時保護

【実施主体】		
三重県	住　　所	
	担当部署等の名	児童相談所一時保護所等（Ｐ８９参照）
	電　　話	

【県の関係課等】

子ども・福祉部　児童相談支援課　児童相談支援班

（電話）０５９－２２４－２８８３

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

〔対象者〕

保護者の不在や虐待等で家庭での養育が困難となり、一時保護が必要と児童相談所長が認めた児童

〔その他〕

児童相談所に相談や通告のあった児童のうち、緊急保護、アセスメント、短期入所指導が必要な児童を、児童相談所に併設された一時保護所等において保護します。

一時保護所では、児童の安全を確保するとともに、児童の今後の処遇について方針を決定する際の、専門的な心理学的・医学的診断等を行います。

【事業名】

再被害防止措置

【実施主体】		
三重県	住　　所	
	担当部署等の名	各警察署（Ｐ９３参照）
	電　　話	

【県の関係課等】

警察本部　刑事部　刑事企画課

（電話）０５９－２２２－０１１０（代表）

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

犯罪の加害者から再び危害を加えられるおそれの大きい被害者又はその御家族を再被害防止対象者に指定し、次の内容の再被害防止措置を講じます。

〔再被害防止措置の内容〕

・関連情報の収集、提供
・非常時の通報要領、自主警戒等の防犯指導
・加害者に対する動向把握、指導警告等

【事業名】

犯罪被害者等の民間賃貸住宅物件情報提供等制度

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	環境生活部 くらし・交通安全課 くらし安全班
	電　　話	０５９－２２４－２６６４

【県の関係課等】

環境生活部　くらし・交通安全課　くらし安全班

（電話）０５９－２２４－２６６４

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

犯罪等により、お住まいの住居に住み続けることが困難となった犯罪被害者ご本人及びそのご遺族の方が、三重県と「公益社団法人三重県宅地建物取引業協会」、「公益社団法人全日本不動産協会三重県本部」との協定に基づき、

○　希望に沿った民間賃貸住宅物件の情報提供

○　入居契約時における仲介手数料の免除

を受けられる制度です。

〔対象となる犯罪〕※令和２年７月８日以降に発生した犯罪に限ります。

日本国内又は日本国外にあたる日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる故意の行為による下記の犯罪被害

○　死亡又は重傷病（１か月以上の療養かつ通算３日以上の入院を要する身体被害であると医師に診断されたもの）

○　特定の犯罪行為※1による精神被害…３か月以上の療養かつ通算３日以上労務に服することができない精神疾患であると医師に診断されたもの

※１特定の犯罪行為…殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む）

〔本制度の支援が受けられる要件〕

前記犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、三重県内に住所を有する犯罪被害者ご本人及びご遺族であって、

○　住居、又はその付近が犯罪被害場所（現場）である

○　犯罪被害により、住居が滅失、損壊している

○　再被害の可能性や二次被害により、平穏な生活が営めない

等の事情により、三重県内での転居を希望している方が対象です。

〔申請・お問合せ窓口〕

申請窓口　津市広明町１３番地　三重県庁８階　環境生活部くらし・交通安全課

電話番号　０５９－２２４－２６６４

受付時間　月～金曜　８：３０～１７：１５（祝日、年末年始を除く）

※支援の申込は当該犯罪被害を知った日から１年以内又は犯罪被害が発生した日から７年以内です。

【事業名】

犯罪被害者等の県営住宅優先枠抽選制度

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	県土整備部　住宅政策課　公営住宅班
	電　　話	０５９－２２４－２７０３

【県の関係課等】

県土整備部　住宅政策課　公営住宅班

（電話）０５９－２２４－２７０３

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

〔犯罪被害者等の優先枠抽選〕

犯罪により害を被った者及びその家族又は遺族による世帯は、優先枠抽選対象者とし、団地ごとに公募（定期募集）する戸数の１／２以内の住戸について、一般住戸に先立って抽選し、それに落選しても再度一般枠で抽選に参加できることとしています。

上記の優先枠抽選の取扱いを受けるためには、次の要件を満たしていることが必要となります。

● 犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者であり、次のいずれかに該当することが客観的に証明される者

① 犯罪により収入が減少し、生計維持が困難となった者

② 現在居住している住宅又はその付近において、犯罪が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者

イ 犯罪により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった者

ロ 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった者

ハ 犯罪により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった者

ニ ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「ストーカー規制法」という。）第２条第３項に規定するストーカー行為により居住することができなくなった者又は同条第１項に規定するつきまとい等により、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった者

〔犯罪被害者等の目的外使用〕

犯罪被害者等が、上記の要件を満たしている場合であって、公募（定期募集）による入居を待つことができない緊急に迫られる事情がある者である場合は、国（中部地方整備局）の承認を得たうえで、１年を超えない期間に限り県営住宅を目的外使用させることができることとしています。

【事業名】

ＤＶ被害者の県営住宅優先枠抽選制度

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市広明町１３
	担当部署等の名	県土整備部　住宅政策課　公営住宅班
	電　　話	０５９－２２４－２７０３

【県の関係課等】

県土整備部　住宅政策課　公営住宅班

（電話）０５９－２２４－２７０３

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

〔ＤＶ被害者の優先枠抽選〕

離婚が成立していない場合でも、ＤＶにより事実上婚姻関係が破綻していると認められる場合は母子・父子世帯と見なして優先枠抽選対象者とし、団地ごとに公募（定期募集）する戸数の１／２以内の住戸について、一般住戸に先立って抽選し、それに落選しても再度一般枠で抽選に参加できることとしています。

上記の優先枠抽選の取扱いを受けるためには、次の要件を満たしていることが必要となります。

① 「配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について」（平成２０年５月９日雇児福発第 0509001 号）に基づき、女性相談支援センター等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者。なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）、行政機関又は関係機関と連携してＤＶ被害者支援を行っている民間支援団体（女性支援事業委託団体、地域ＤＶ協議会参加団体及び補助金等交付団体）において、別紙様式１による確認がされている者も、上記証明書が発行されている者と同様に取り扱う。

② 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第３条第３項第３号の一時保護、同法第５条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２３条第１項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して５年を経過していない者

配偶者暴力防止等法第１０条第１項又は第１０条の２の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して５年を経過していないもの

〔ＤＶ被害者の目的外使用〕

ＤＶ被害者が、上記①又は②の要件を満たしている場合であって、公募（定期募集）による入居を待つことができない緊急に迫られる事情がある者である場合は、国（中部地方整備局）の承認を得たうえで、１年を超えない期間に限り県営住宅を目的外使用させることができることとしています。

【事業名】

公共職業訓練費（離転職者用委託訓練）

【実施主体】 県内専門学校等教育訓練機関(三重県委託事業)	住　　所	津市高茶屋小森町１１７６－２
	担当部署等の名	津高等技術学校
	電　　話	０５９－２３４－２８３９

【県の関係課等】

雇用経済部　雇用対策課　働き方改革・人材育成班

（電話）０５９－２２４－２４５４

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　（委託）　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

離職された方の早期の再就職を支援するため、職業能力開発機会を提供しています。

〔対象者〕

公共職業安定所に申し込みされている方で、公共職業安定所長の受講指示、支援指示または受講推薦を受けた方。

〔受講経費〕

無料

ただし、テキスト等個人所有となるものは実費が必要です。

〔申請手続き〕

・公共職業安定所長の受講指示、支援指示または受講推薦が必要になります。このため、受講を希望される方は、事前に公共職業安定所（**Ｐ１１７-Ｐ１１８参照**）で受講に関する相談を行ってください。
・説明会には必ず参加してください。
・具体的な委託先、訓練内容、その他不明な点がある場合は、津高等技術学校までお問い合わせください。

【事業名】

公共職業訓練費（短期課程施設内訓練）

【実施主体】		
三重県	住　　所	津市高茶屋小森町１１７６－２
	担当部署等の名	津高等技術学校
	電　　話	０５９－２３４－２８３９

【県の関係課等】

雇用経済部　雇用対策課　働き方改革・人材育成班

（電話）０５９－２２４－２４５４

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　その他（　　）

【事業の内容】

離職された方の早期の再就職を支援するため、職業能力開発機会を提供しています。

設置されているコースは、ホームコーデ科・住宅サービス科・オフィスビジネス科・パソコンＣＡＤ科などです。

〔対象者〕

公共職業安定所に申し込みされている方で、公共職業安定所長の受講指示、支援指示または受講推薦を受けた方。

〔受講経費〕

無料

ただし、テキスト等個人所有となるものは実費が必要です。

〔申請手続き〕

・公共職業安定所長の受講指示、支援指示または受講推薦が必要になります。このため、受講を希望される方は、事前に公共職業安定所（**Ｐ１１７-Ｐ１１８参照**）で受講に関する相談を行ってください。
・具体的な委託先、訓練内容、その他不明な点がある場合は、津高等技術学校までお問い合わせください。

【事業名】

若者就業サポートステーション・みえ
【三重労働局委託事業　地域若者サポートステーション事業】

【実施主体】 公益財団法人 三重県労働福祉協会 （三重労働局委託事業）	住　　所	津市羽所町７００　アスト津３階
	担当部署等の名	若者就業サポートステーション・みえ(P104 参照)
	電　　話	０５９－２７１－９３３３

【県の関係課等】
雇用経済部　雇用対策課　若者・女性雇用班
（電話）０５９－２２４－２４６５

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に〇

補助　　委託　　なし　　(その他)（　運営において県も支援　）

【事業の内容】

公益財団法人三重県労働福祉協会が三重労働局の委託を受けて、三重県と連携して無業状態にある若者及び家族を対象に職業的自立に向けた支援を行います。

〔対象〕
・自立に悩む１５歳から４９歳までの方
・家族

〔事業内容〕
１.自立に向けた相談（要予約）
（１）個別相談
月～金曜　１３：３０～１７：３０（※祝日、年末年始を除く）
（２）出張相談
鈴鹿市・亀山市・松阪市
日時、場所等、詳細はお問い合わせください。

２.自立のためのセミナー・就労体験（要予約）
就労等自立に向けたセミナーや、事業所等での就労体験を実施しています。

〔住所・連絡先〕
住　所　津市羽所町７００番地　アスト津３階
電　話　０５９－２７１－９３３３
ＦＡＸ　０５９－２７１－７８３３
E-mail　saposute@mie-kinfukukyo.or.jp

〔開所時間〕
月～金曜　９：００～１８：００（※祝日、年末年始を除く）
※　相談、セミナーの利用は無料です。

【事業名】

いせ若者就業サポートステーション

【三重労働局委託事業　地域若者サポートステーション事業】

【実施主体】 特定非営利活動法人 いせコンビニネット （三重労働局委託事業）	住　　所	伊勢市岩渕１－２－２９ いせ市民活動センター北館（シティープラザ）内１階 （一時移転中）伊勢市本町５－３　浦田ビル２階
	担当部署等の名	いせ若者就業サポートステーション(P104 参照)
	電　　話	０５９６－６３－６６０３

【県の関係課等】

雇用経済部　雇用対策課　若者・女性雇用班

（電話）０５９－２２４－２４６５

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　(その他)（　運営において県も支援　）

【事業の内容】

特定非営利活動法人いせコンビニネットが三重労働局の委託を受けて、伊勢市等関係市町と連携して無業状態にある若者及び家族を対象に職業的自立に向けた支援を行います。

〔対象〕

・自立に悩む１５歳から４９歳までの方
・家族

〔事業内容〕

１.自立に向けた相談（要予約）

（１）個別相談

月、火、木～土曜　１０：００～１６：００（※祝日、年末年始を除く）

（２）出張相談

志摩市、南伊勢町

日時、場所等、詳細はお問い合わせください。

２.自立のためのセミナー・就労体験（要予約）

就労等自立に向けたセミナーや、事業所等での就労体験を実施しています。

〔住所・連絡先〕

住　所　伊勢市岩渕１丁目２－２９
いせ市民活動センター北館（シティープラザ）内１階
（一時移転中）伊勢市本町５－３　浦田ビル２階

電　話　０５９６－６３－６６０３

ＦＡＸ　０５９６－６３－６６１３

E-mail　spst@e-ise.net

〔開所時間〕

月、火、木～土曜　９：００～１７：００（※祝日、年末年始を除く）

※ 水曜日が祝日の場合は、翌日（木曜日）も休業日となります。

【事業名】

いが若者サポートステーション
【三重労働局委託事業　地域若者サポートステーション事業】

【実施主体】 ＮＰＯ法人えん （三重労働局委託事業）	住　　所	伊賀市上野丸之内５００ ハイトピア伊賀３階
	担当部署等の名	いが若者サポートステーション(P104 参照)
	電　　話	０５９５－２２－００３９

【県の関係課等】

雇用経済部　雇用対策課　若者・女性雇用班

（電話）０５９－２２４－２４６５

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　(その他)（　運営において県も支援　）

【事業の内容】

ＮＰＯ法人えんが三重労働局の委託を受けて、伊賀市、名張市と連携して無業状態にある若者及び家族を対象に職業的自立に向けた支援を行います。

〔対象〕

・自立に悩む１５歳から４９歳までの方
・家族

〔事業内容〕

１．自立に向けた相談（要予約）

（１）個別相談

月～金曜　９：００～１７：００（※祝日、年末年始を除く）

（２）出張相談（毎月１回）

名張市

日時、場所等、詳細はお問い合わせください。

２.自立のためのセミナー・就労体験（要予約）

就労等自立に向けたセミナーや、事業所等での就労体験を実施しています。

〔住所・連絡先〕

住　所　伊賀市上野丸之内５００　ハイトピア伊賀３階
電　話　０５９５－２２－００３９
ＦＡＸ　０５９５－２２－００３９　電話/ＦＡＸ 共用
E-mail　iga-saposute@npo-en.or.jp

〔開所時間〕

月～金曜　９：００～１７：００（※祝日、年末年始を除く）

【事業名】

北勢地域若者サポートステーション
【三重労働局委託事業　地域若者サポートステーション事業】

【実施主体】 特定非営利活動法人 市民社会研究所 （三重労働局委託事業）	住　　所	四日市市諏訪栄町３－４　星座ビル２階
	担当部署等の名	北勢地域若者サポートステーション(P104 参照)
	電　　話	０５９－３５９－７２８０

【県の関係課等】
雇用経済部　雇用対策課　若者・女性雇用班
（電話）０５９－２２４－２４６５

【県の関与】＊県以外が実施主体の場合　該当に○

補助　　委託　　なし　　(その他)（　運営において県も支援　）

【事業の内容】
特定非営利活動法人市民社会研究所が三重労働局の委託を受けて、四日市市等関係市町と連携して無業状態にある若者及び家族を対象に職業的自立に向けた支援を行います。

〔対象〕
・自立に悩む１５歳から４９歳までの方
・家族

〔事業内容〕
１．自立に向けた相談（要予約）
（１）個別相談
火～土曜日　１０：００～１６：３０（※祝日、年末年始を除く）
（２）出張相談
いなべ市・桑名市・木曽岬町・東員町・菰野町・朝日町・川越町
ハローワーク四日市・ハローワーク桑名
日時、場所等、詳細はお問い合わせください。

２．自立のためのセミナー・就労体験（要予約）
就労等自立に向けたセミナーや、事業所等での就労体験を実施しています。

〔住所・連絡先〕
住　所　　四日市市諏訪栄町３－４　星座ビル２階
電　話　　０５９－３５９－７２８０
ＦＡＸ　　０５９－３５９－７２８１
E-mail　　wakamono@hokusapo.com

〔開所時間〕
火～土曜　９：３０～１８：００（※祝日、年末年始を除く）

（３）犯罪被害者等支援関連窓口一覧表

Ａ 県の相談窓口

名 称	所 在 地	連絡先	受付時間	該当頁
三重県こころの健康センター	津市桜橋 3-446-34 津庁舎保健所棟２階 【※面接相談要予約】	059-253-7826	○ひきこもり専門電話相談 月～金曜９：００～１６：００ （年末年始、祝日を除く） ○依存症専門電話相談 水曜 １３：００～１６：００ （年末年始、祝日を除く）	P4
		059-253-7823	○自殺予防・自死遺族電話相談 月～金曜 １３：００～１６：００ （年末年始、祝日を除く）	
		0570-064-556 （ナビダイヤル）	○自殺予防夜間・休日電話相談 平日 １６：００～２４：００ 土、日曜、祝日（年末年始を含む） ９：００～２４：００	
三重県母子・父子福祉センター	津市桜橋 2-131 三重県社会福祉会館４階	059-228-6298	月～金曜 （年末年始、祝日を除く） ９：００～１７：００ 第１・３日曜（※要予約） １０：００～１６：００	P7
三重県配偶者暴力相談支援センター	津市一身田大古曽 657 【※面接相談要予約】	059-231-5600	月・火・木・金曜 ９：００～１７：００ 水曜 ９：００～２０：００ （年末年始、祝日を除く）	P8
妊娠 SOS みえ	※来所相談なし	090-1478-2409	月・水曜 １５：００～１８：００ 土曜 ９：００～１２：００ （年末年始、祝日を除く）	P10
三重県身体障害者総合福祉センター	津市一身田大古曽 670-2 【※面接相談要予約】	059-231-0037	月～金曜 （年末年始、祝日を除く） ８：３０～１７：００	P11
三重県障害者権利擁護センター	津市広明町 13 県庁２階	059-224-2798	月～金曜 （年末年始、祝日を除く） ８：３０～１７：１５	P12
三重県障害者相談支援センター	津市一身田大古曽 670-2 三重県身体障害者総合福祉センター	059-236-0400	月～金曜 （年末年始、祝日を除く） ８：３０～１７：１５	P13
三重県人権センター	津市一身田大古曽 693-1	059-233-5500	月～金曜 （年末年始を除く） ９：００～１７：００	P15

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間	該当頁
フレンテみえ相談室	津市一身田上津部田1234	059-233-1133	○女性相談員対応日 火～日曜 ９：00～１２：００ 火、金、土、日曜 １３：００～１５：３０ 木曜 １７：００～１９：００ 月曜（祝日の場合のみ対応） ９：００～１２：００ １３：００～１５：３０ （月曜、年末年始（月曜が祝日の場合はその翌平日）を除く）	P16
		059-233-1134	○男性相談員対応日 第１木曜 １７：００～１９：００ 第４土曜日 １０：００～１２：００ ○みえにじいろ相談～性の多様性に関する相談～ （電話相談） 第１日曜 １３：００～１９：００ 第３金曜 １４：００～２０：００ （ＳＮＳ相談） 第２金曜日 １４：００～２０：００ 第４日曜日 １３：００～１９：００	
みえ外国人相談サポートセンター（みえこ「ＭｉｅＣｏ」）	津市羽所町700 アスト津３階	080-3300-8077	月～金曜 （年末年始、祝日を除く） ９：００～１６：００	P18
みえ性暴力被害者支援センター　よりこ	※非公表	059-253-4115	月～金曜 （年末年始、祝日を除く） ９：００～１７：００	P20
交通事故相談	津市栄町1-954 【※面接相談要予約】	059-224-2201	火～金曜 （年末年始、祝日を除く） ９：００～１２：００ １３：００～１６：００	P21
三重県 消費生活センター	津市栄町1-954	059-228-2212	月～金曜 （年末年始、祝日を除く） ９：００～１２：００ １３：００～１６：００	P22
３分野合同ＳＮＳ相談（「ＤＶ被害者支援」、「妊娠ＳＯＳみえ」、「性暴力被害者支援」）	※来所相談なし	SNSのみ	２４時間対応 ※返信は相談時間内	P26
三重県労働相談室	津市栄町1-891	059-213-8290 059-224-3110	月・水・金曜 ９：００～１７：００ 火・木曜 ９：００～１９：００ （年末年始、祝日を除く）	P27
子どもの心やからだの悩みについての教育相談（面談・電話）	津市大谷町12 （三重県総合教育センター） 【※面接相談要予約】	059-226-3729	月・水・金曜 ９：００～２１：００ 火・木曜 ９：００～１７：００ （年末年始、祝日を除く）	P30

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間	該当頁
いじめ電話相談	津市大谷町 12 （三重県総合 教育センター） 【※面接相談要予約】	059-226-3779 059-226-3782	２４時間対応	P30
24 時間子供 ＳＯＳダイヤル		0120-0-78310	２４時間対応	
体罰に関する相談		059-226-3729	月・水・金曜 ９：００～２１：００ 火・木曜 ９：００～１７：００ （年末年始、祝日を除く）	
子どもＳＮＳ相談みえ		SNS のみ	月～金曜 （年末年始、祝日を除く） １７：００～２２：００	
性犯罪被害相談電話 ＃８１０３（ハートさん）	※来所相談なし	＃8103 又は 0120-110-919	２４時間対応	P36
少年相談１１０番		0120-41-7867	月～金曜 （年末年始、祝日を除く） ９：００～１７：００	P37
暴力相談電話・ 組抜け１１０番		059-228-8704	月～金曜 （年末年始、祝日を除く） ９：００～16：００	P39

Ｂ　県内の保健所 【該当頁:P4】

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
桑名保健所 （桑名市,いなべ市,桑名郡,員弁郡,三重郡）	桑名市中央町５－７１	0594-24-3620	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
四日市市保健所 （四日市市）	四日市市諏訪町２－２	059-352-0596	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
鈴鹿保健所 （鈴鹿市,亀山市）	鈴鹿市西条５－１１７	059-382-8673	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
津保健所 （津市）	津市桜橋３－４４６－３４	059-223-5094	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
松阪保健所 （松阪市,多気郡）	松阪市高町１３８	0598-50-0532	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
伊勢保健所 （伊勢市,鳥羽市,志摩市,度会郡）	伊勢市勢田町６２８―２	0596-27-5148	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
伊賀保健所 （伊賀市,名張市）	伊賀市四十九町２８０２	0595-24-8076	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
尾鷲保健所 （尾鷲市,北牟婁郡）	尾鷲市坂場西町１－１	0597-23-3454	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
熊野保健所 （熊野市,南牟婁郡）	熊野市井戸町３８３	0597-89-6115	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

C　県内の児童相談所 【該当頁：P9、P75】

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
北勢児童相談所 （桑名市,いなべ市,四日市市,桑名郡,員弁郡,三重郡）	四日市市大字泊村９７７－１	059-347-2030	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
鈴鹿児童相談所 （鈴鹿市、亀山市）	鈴鹿市西条５－１１７	059-382-9794	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
中央児童相談所 （津市、松阪市、多気郡）	津市一身田大古曽６９４－１	059-231-5666	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
南勢志摩児童相談所 （伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡）	伊勢市勢田町６２８－２	0596-27-5143	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
伊賀児童相談所 （伊賀市、名張市）	伊賀市四十九町２８０２	0595-24-8060	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
紀州児童相談所 （尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡）	尾鷲市坂場西町１－１	0597-23-3435	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

D　県内の福祉事務所【該当頁：P6、P8、P46、P49】

①　市福祉事務所（福祉事務所を設置している町を含む）

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
津市 社会福祉事務所	津市西丸之内２３－１	059-229-3151	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
四日市市 社会福祉事務所	四日市市諏訪町１－５	059-354-8165	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
伊勢市 厚生福祉事務所	伊勢市岩渕１丁目７－２９	0596-21-5556	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
松阪市 福祉事務所	松阪市殿町１３４０－１	0598-53-4051	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
桑名市 社会福祉事務所	桑名市中央町２丁目３７	0594-24-1169	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
鈴鹿市 社会福祉事務所	鈴鹿市神戸１丁目１８－１８	059-382-7640	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
名張市 社会福祉事務所	名張市鴻之台１番町１	0595-63-7582	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
尾鷲市 社会福祉事務所	尾鷲市中央町１０－４３	0597-23-8203	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
亀山市 福祉事務所	亀山市羽若町５４５	0595-84-3311	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
鳥羽市 社会福祉事務所	鳥羽市大明東町２－５	0599-25-1181	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
熊野市 福祉事務所	熊野市井戸町７９６	0597-89-4111 （代）	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
いなべ市 福祉事務所	いなべ市北勢町阿下喜３１	0594-86-7816	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
志摩市 福祉事務所	志摩市阿児町鵜方３０９８－２２	0599-44-0280	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
伊賀市 社会福祉事務所	伊賀市四十九町３１８４	0595-22-9651	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
多気町 福祉事務所	多気郡多気町相可１６００	0598-38-1114	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

② 県福祉事務所（多気町を除く 14 町を所管）【該当頁：P6、P8、P46、P49】

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
北勢福祉事務所 （桑名郡,員弁郡,三重郡）	四日市市新正４－２１－５	059-352-0586	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
多気度会福祉事務所 （多気郡,度会郡）	伊勢市勢田町６２８－２	0596-27-5139	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
紀北福祉事務所 （北牟婁郡）	尾鷲市坂場西町１－１	0597-23-3431	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
紀南福祉事務所 （南牟婁郡）	熊野市井戸町３８３	0597-85-2150	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

Ｅ 県税事務所 【該当頁:P41】

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
桑名県税事務所 （桑名市,いなべ市,桑名郡,員弁郡）	桑名市中央町５－７１	0594-24-3612	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
四日市県税事務所 （四日市市,三重郡）	四日市市新正４－２１－５	059-352-0572 059-352-0575	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
鈴鹿県税事務所 （鈴鹿市,亀山市）	鈴鹿市西条５－１１７	059-382-8660	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
津総合県税事務所 （津市）	津市桜橋３－４４６－３４	059-223-5020 059-223-5021	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
松阪県税事務所 （松阪市,多気郡）	松阪市高町１３８	0598-50-0510	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
伊勢県税事務所 （伊勢市,鳥羽市,志摩市,度会郡）	伊勢市勢田町６２８―２	0596-27-5124 0596-27-5127	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
伊賀県税事務所 （伊賀市,名張市）	伊賀市四十九町２８０２	0595-24-8020	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
紀州県税事務所 （尾鷲市,熊野市,北牟婁郡,南牟婁郡）	尾鷲市坂場西町１－１	0597-23-3417	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００

Ｆ 県内の総合的対応窓口 【該当頁:P19】

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
三重県環境生活部 くらし・交通安全課 （三重県犯罪被害者等見舞金申請窓口）	津市広明町１３　県庁８階	059-224-2664	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
津市 市民部市民交流課	津市西丸之内２３－１	059-229-3252	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
四日市市 市民生活部 市民協働安全課	四日市市諏訪町１－５	059-354-8179	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
伊勢市 危機管理部危機管理課	伊勢市岩淵１―７－２９	0596-21-5524	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
松阪市 環境生活部 地域安全対策課	松阪市殿町１３４０－１	0598-53-4074	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５ （R7.10～） ９：００～１６：３０
桑名市 防災・危機管理課 危機管理室	桑名市中央町２―３７	0594-24-1337	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
鈴鹿市 危機管理部交通防犯課	鈴鹿市神戸１―１８－１８	059-382-9022	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
名張市 市民部市民相談室	名張市鴻之台１－１	0595-63-7416	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５ （R7.8～） ９：００～１６：３０
尾鷲市 市民サービス課	尾鷲市中央町１０－４３	0597-23-8250	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
亀山市 防災安全課 防災安全グループ	亀山市本丸町５７７	0595-84-5035	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
鳥羽市 総務課防災危機管理室	鳥羽市鳥羽３―１－１	0599-25-1118	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
熊野市 市民保険課	熊野市井戸町７９６	0597-89-4111	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：４５～１７：００
いなべ市 総務部総務課	いなべ市北勢町阿下喜３１	0594-86-7745	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：４０～１７：１５
志摩市 防災危機管理課	志摩市阿児町鵜方３０９８－２２	0599-44-0203	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
伊賀市 人権生活環境部 市民生活課	伊賀市四十九町３１８４	0595-22-9638	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
木曽岬町 危機管理課	桑名郡木曽岬町大字西対海地２５１	0567-68-6101	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
東員町 町民課	員弁郡東員町大字山田１６００	0594-86-2806	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：１５～１７：００
菰野町 総務課安全安心対策室	三重郡菰野町大字潤田１２５０	059-391-1102	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
朝日町 管理サポート課	三重郡朝日町大字小向８９３	059-377-5195	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
川越町 福祉課	三重郡川越町大字豊田一色２８０	059-366-7116	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
多気町 総務課	多気郡多気町相可１６００	0598-38-1111	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
明和町 生活環境課 （人権センター）	多気郡明和町大字佐田４５８ －２	0596-55-3052	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ９：００～１７：１５
大台町 総務課	多気郡大台町佐原７５０	0598-82-3781	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
玉城町 税務住民課	度会郡玉城町田丸１１４－２	0596-58-8201	月・水・金曜 ８：３０～１７：１５ 火・木曜 ８：３０～１９：００ （祝日、年末年始を除く）
度会町 総務課	度会郡度会町棚橋１２１５－１	0596-62-2424	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
大紀町 総務企画課	度会郡大紀町滝原１６１０－１	0598-86-2212	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
南伊勢町 防災安全課	度会郡南伊勢町五ヶ所浦 ３０５７	0599-66-1704	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
紀北町 危機管理課	北牟婁郡紀北町東長島７６９－ １	0597-46-3114	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
御浜町 総務課	南牟婁郡御浜町大字阿田和６１ ２０－１	05979-3-0505	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
紀宝町 総務課	南牟婁郡紀宝町鵜殿３２４	0735-33-0333	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

G　県内の警察署 【該当頁：P32、P33、P34、P38、P69、P76】

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
桑名警察署 （桑名市,桑名郡木曽岬町）	桑名市大字江場６２６－２	0594-24-0110	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１６：００
いなべ警察署 （いなべ市,員弁郡東員町）	いなべ市員弁町宇野３２０－１	0594-84-0110	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１６：００
四日市北警察署 （四日市市,三重郡川越町, 朝日町）	四日市市大字羽津４４５２	059-366-0110	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１６：００
四日市南警察署 （四日市市）	四日市市新正５－５－５	059-355-0110	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１６：００
四日市西警察署 （四日市市,三重郡菰野町）	三重郡菰野町大字大強原３２４ １	059-394-0110	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１６：００
亀山警察署 （亀山市）	亀山市野村４－１－２７	0595-82-0110	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１６：００

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
鈴鹿警察署 （鈴鹿市）	鈴鹿市江島町３４４６	059-380-0110	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１６：００
津警察署 （津市【津南署管内除く】）	津市丸之内２２－１	059-213-0110	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１６：００
津南警察署 （津市南部【旧久居市,香良洲,一志,白山,美杉,南郊】）	津市久居明神町２５０１－１	059-254-0110	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１６：００
松阪警察署 （松阪市,多気郡多気町,明和町）	松阪市中央町３６６－１	0598-53-0110	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１６：００
大台警察署 （多気郡大台町,度会郡大紀町）	多気郡大台町上三瀬８７７－５	0598-84-0110	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１６：００
伊勢警察署 （伊勢市,度会郡玉城町,度会町,南伊勢町）	伊勢市神田久志本町１４８１－３	0596-20-0110	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１６：００
鳥羽警察署 （鳥羽市,志摩市）	鳥羽市松尾町７４－４	0599-25-0110	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１６：００
尾鷲警察署 （尾鷲市,北牟婁郡紀北町）	尾鷲市古戸町１－５０	0597-25-0110	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１６：００
熊野警察署 （熊野市【紀和町除く】）	熊野市井戸町３８０	0597-88-0110	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１６：００
紀宝警察署 （南牟婁郡御浜町,紀宝町,熊野市紀和町）	南牟婁郡紀宝町鵜殿１７０９－２	0735-33-0110	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１６：００
伊賀警察署 （伊賀市【旧青山町除く】）	伊賀市四十九町１９２９－１	0595-21-0110	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１６：００
名張警察署 （名張市、伊賀市旧青山町）	名張市蔵持町芝出８３７－３	0595-62-0110	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１６：００

H　県内の地域包括支援センター【該当頁:P3】

名　称		所　在　地	連絡先	受付時間
桑名市	桑名市 介護予防支援室	桑名市中央町２丁目37 桑名市役所	0594-24-5104	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	東部地域包括支援センター	桑名市内堀82	0594-24-8080	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	西部地域包括支援センター	桑名市西金井170 特別養護老人ホームいこい内	0594-25-8660	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	南部地域包括支援センター	桑名市江場776-5 ヨナハ在宅ケアセンター	0594-25-1011	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

名　称		所　在　地	連絡先	受付時間
桑名市	北部西地域包括支援センター	桑名市多度町多度1丁目1-1 多度すこやかセンター	0594-49-2031	月～金曜 （祝日、年末始を除く） ８：３０～１７：１５
	福祉なんでも相談センター	桑名市大山田1丁目7-4 光精工コミュニティプラザ	0594-41-2114	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	北部東地域包括支援センター	桑名市長島町松ヶ島66 長島デイサービスセンターほほえみ	0594-42-2119	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
いなべ市 地域包括支援センター		いなべ市北勢町阿下喜31 いなべ市役所本庁舎	0594-86-7818	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
木曽岬町 地域包括支援センター		木曽岬町大字西対海地 250	0567-68-8183	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
東員町	東員町地域包括支援センター	東員町大字山田 2013 ふれあいセンター	0594-76-6000	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	東員町第二地域包括支援センター	東員町笹尾東 2-5-4	0594-76-7771	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
四日市市	北地域包括支援センター	四日市市富田浜町 26-14	059-365-6215	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	中地域包括支援センター	四日市市本町 9-8 本町プラザ	059-354-8346	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	南地域包括支援センター	四日市市山田町 5500-1	059-328-2618	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
菰野町 地域包括支援センター		菰野町大字潤田1281 菰野町保健福祉センター	059-391-2220	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
朝日町 地域包括支援センター		朝日町大字小向891-5 朝日町保健福祉センター	059-377-5500	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
川越町 地域包括支援センター		川越町大字豊田一色314 川越町社会福祉協議会	059-365-9999	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
鈴鹿市	鈴鹿第１地域包括支援センターなんてん	鈴鹿市高塚町216-3	059-373-6031	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	鈴鹿第２地域包括支援センターあんず	鈴鹿市平田一丁目3-5 アルテハイム鈴鹿	059-370-3751	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	鈴鹿第３地域包括支援センターやまぶき	鈴鹿市神戸三丁目12-10 介護老人保健施設ひまわり	059-384-4165	月～金曜 （祝日、年末始を除く） ８：３０～１７：１５
	鈴鹿第４地域包括支援センターわかたけ	鈴鹿市上箕田町字近田 2639-2	059-385-7770	月～金曜 （祝日、年末始を除く） ８：３０～１７：１５

名　称		所　在　地	連絡先	受付時間
鈴鹿市	鈴鹿第５地域包括支援センターひいらぎ	鈴鹿市南玉垣町7300-2 桜の森白子ホーム	059-392-5713	月～金曜 （祝日、年末始を除く） ８：３０～１７：１５
	鈴鹿第６地域包括支援センターつゆくさ	鈴鹿市地子町字金生水 814-30	059-389-5959	月～金曜 （祝日、年末始を除く） ８：３０～１７：１５
	鈴鹿第７地域包括支援センターりんどう	鈴鹿市南若松町1 伊勢マリンホーム	059-380-5280	月～金曜 （祝日、年末始を除く） ８：３０～１７：１５
	鈴鹿第８地域包括支援センターふじ	鈴鹿市長法寺町字権現763	059-372-3128	月～金曜 （祝日、年末始を除く） ８：３０～１７：１５
	鈴鹿市基幹型地域包括支援センター にじ	鈴鹿市神戸地子町 383-1 鈴鹿市社会福祉協議会	059-382-5233	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
亀山市	亀山第１地域包括支援センターぼたん	亀山市田茂町500番地（あんぜんの丘総合福祉シティ内）	0595-96-8686	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	亀山第２地域包括支援センターもくれん	亀山市住山町字大掛 590 番地 1（特別養護老人ホーム安全の里内）	0595-97-3331	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	亀山市基幹型地域包括支援センターきずな	亀山市羽若町545 亀山市総合保健福祉センター	0595-83-3575	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
津市	津市地域包括支援センター	津市西丸之内23-1 津市役所	059-229-3294	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	津市中央地域包括支援センター	津市東丸之内 4 番 21 号	059-253-5225	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	中部中地域包括支援センター	津市渋見町554-69	059-271-6535	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	中部北地域包括支援センター	津市島崎町97-1 津地区医師会館2F	059-213-3181	月～金曜 (祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	中部東地域包括支援センター	津市津興2947 八幡園	059-213-8115	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	中部西地域包括支援センター	津市野田2059 特別養護老人ホーム泉園	059-237-2018	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	中部南地域包括支援センター	津市高茶屋小森町字瓦ヶ野4152 特別養護老人ホームシルバーケア豊壽園	059-238-6511	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	北部東地域包括支援センター	津市河芸町浜田868　津市河芸ほほえみセンター（津市社会福祉協議会河芸支部）	059-245-6666	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

名　称		所　在　地	連絡先	受付時間
津市	北部西地域包括支援センター	津市安濃町東観音寺353 介護老人保健施設あのう	059-267-1125	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	久居地域包括支援センター	津市久居新町3006 ポルタ久居3F 久居ケアサービスセンターシルバーケア豊壽園	059-254-4165	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	一志地域包括支援センター	津市白山町川口892 津市白山保健福祉センター 津市社会福祉協議会白山支部	059-262-7295	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
松阪市	第一地域包括支援センター	松阪市白粉町 363 松阪地区医師会館	0598-25-1070	月～金曜 （祝日、年末始を除く） ８：３０～１７：１５
	第二地域包括支援センター	松阪市嬉野権現前町423-9 嬉野社会福祉センター	0598-42-7255	月～金曜 （祝日、年末始を除く） ８：３０～１７：１５
	第三地域包括支援センター	松阪市飯南町横野 885 飯南ふれあいセンター	0598-32-5083	月～金曜 （祝日、年末始を除く） ８：３０～１７：１５
	第四地域包括支援センター	松阪市鎌田町 244-3 介護老人保健施設嘉祥苑となり	0598-51-5885	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	第五地域包括支援センター	松阪市駅部田町字峯戸25-3	0598-25-4300	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
多気町 地域包括支援センター		多気町相可1600	0598-38-1114	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
明和町 地域包括支援センター		明和町大字馬之上944-5 明和町保健福祉センター	0596-52-7127	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
大台町 地域包括支援センター		大台町佐原 750	0598-82-3160	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
伊勢市	北地域包括支援センター	伊勢市馬瀬町1094-9 楽寿苑	0596-65-5070	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	中部地域包括支援センター	伊勢市八日市場町13-1　伊勢市社会福祉協議会中部支所（福祉健康センター）	0596-27-2424	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	西地域包括支援センター	伊勢市小俣町元町 536　伊勢市社会福祉協議会西部支所（小俣保健センター）	0596-20-5055	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	東地域包括支援センター	伊勢市二見町茶屋 456-2 伊勢市社会福祉協議会東部支所（二見ふれあいプラザ）	0596-44-1165	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	南地域包括支援センター	伊勢市二俣町577-9 神路園	0596-21-0080	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	五十鈴地域包括支援センター	伊勢市楠部町乙７７ 山崎外科内科敷地内	0596-20-5500	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

名　称		所　在　地	連絡先	受付時間
鳥羽市 地域包括支援センター		鳥羽市大明東町2-5 鳥羽市保健福祉センター「ひだまり」	0599-25-1182	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
志摩市	志摩市地域包括支援センター	志摩市阿児町鵜方3098-22 志摩市役所 介護・総合相談支援課	0599-44-0284	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	浜島・磯部地域包括支援センター	志摩市浜島町桧山路3	0599-68-2211	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
伊賀市 地域包括支援センター		伊賀市四十九町3184	0595-26-1521	月～金曜 （祝日、年末始を除く） ８：３０～１７：１５
玉城町 地域包括支援センター		玉城町勝田4876-1 保健福祉会館	0596-58-7373	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
度会町 地域包括支援センター		度会町棚橋1215-1 度会町役場	0596-62-1118	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
大紀町 地域包括支援センター		大紀町滝原1610-1 大紀町役場	0598-84-8050	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
南伊勢町 地域包括支援センター		南伊勢町五ヶ所浦3057 南伊勢町役場南勢庁舎	0599-66-1162	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
名張市 地域包括支援センター		名張市鴻之台 1-1 名張市役所	0595-63-7833	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
尾鷲市 地域包括支援センター		尾鷲市栄町 5-5 尾鷲市福祉保健センター	0597-22-3003	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
紀北町 地域包括支援センター		紀北町東長島 209-9 紀北町社会福祉協議会	0597-47-0517	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
熊野市 地域包括支援センター		熊野市井戸町1150 熊野市保健福祉センター	0597-89-5811	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
御浜町 地域包括支援センター		御浜町大字阿田和6120-1 御浜町役場	05979-3-0514	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
紀宝町 地域包括支援センター		紀宝町鵜殿 324 紀宝町役場	0735-33-0175	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

Ⅰ　県内の社会福祉協議会　【該当頁：P42】

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
三重県 社会福祉協議会	津市桜橋２丁目１３１	059-227-5145	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
津市 社会福祉協議会	津市大門７－１５	059-213-7111	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
四日市市 社会福祉協議会	四日市市諏訪町２－２	059-354-8265	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
伊勢市 社会福祉協議会	伊勢市八田市場町１３－１	0596-27-2425	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
松阪市 社会福祉協議会	松阪市殿町１５６３	0598-21-1487	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
桑名市 社会福祉協議会	桑名市常盤町５１	0594-22-8311	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
鈴鹿市 社会福祉協議会	鈴鹿市神戸地子町３８３－１	059-382-5971	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
名張市 社会福祉協議会	名張市丸之内７９	0595-63-1111	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
尾鷲市 社会福祉協議会	尾鷲市栄町５番５号	0597-22-3246	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
亀山市 社会福祉協議会	亀山市羽若町５４５	0595-82-7985	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
鳥羽市 社会福祉協議会	鳥羽市大明東町２－５	0599-25-1188	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
熊野市 社会福祉協議会	熊野市井戸町１１５０	0597-89-5000	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
いなべ市 社会福祉協議会	いなべ市北勢町阿下喜 2624-2	0594-41-2942	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
志摩市 社会福祉協議会	志摩市磯部町迫間 955	0599-56-1600	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
伊賀市 社会福祉協議会	伊賀市平野山之下３８０－５	0595-21-5866	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
木曽岬町 社会福祉協議会	木曽岬町大字三崎６６６	0567-68-2760	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
東員町 社会福祉協議会	東員町大字山田２０１３	0594-76-1560	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
菰野町 社会福祉協議会	菰野町大字潤田１２８１	059-394-1294	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
朝日町 社会福祉協議会	朝日町大字小向８９１－５	059-377-2941	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
川越町 社会福祉協議会	川越町大字豊田一色３１４	059-365-0024	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
多気町 社会福祉協議会	多気町四疋田５８７－１	0598-38-8090	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
明和町 社会福祉協議会	明和町大字馬之上９１７－１	0596-52-7056	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
大台町 社会福祉協議会	大台町粟生１０１０	0598-83-2862	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
玉城町 社会福祉協議会	玉城町勝田４８７６－１	0596-58-6915	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
度会町 社会福祉協議会	度会町棚橋 1202	0596-62-1117	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
大紀町 社会福祉協議会	大紀町錦 736-7	0598-73-3227	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
南伊勢町 社会福祉協議会	南伊勢町五ヶ所浦 2928	0599-66-1211	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
紀北町 社会福祉協議会	紀北町東長島 209-9	0597-47-0725	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
御浜町 社会福祉協議会	御浜町大字下市木 2040	05979-2-3813	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
紀宝町 社会福祉協議会	紀宝町鵜殿 1074-1	0735-32-0957	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

Ｊ　県内の自立相談支援機関　【該当頁：P5】

名　称		所　在　地	連絡先	受付時間
三重県	三重県生活相談支援センター	津市桜橋２丁目１３１ 【※三重県は多気町を除く 14 町を所管しています】	059-271-7701	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
津市	健康福祉部援護課	津市西丸之内２３番１号	059-229-3541	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
四日市市	生活支援室	四日市市諏訪町１番５号	059-354-8466	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
伊勢市	伊勢市生活サポートセンターあゆみ	伊勢市八日市場町１３－１	0596-63-5224	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
松阪市	松阪市生活相談支援センター	松阪市殿町１３４０番地１	0598-53-4671	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
桑名市	福祉支援室	桑名市中央町二丁目３７番地	0594-24-1456	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

名　称		所　在　地	連絡先	受付時間
鈴鹿市	くらしサポートセンター	鈴鹿市神戸一丁目１８番１８号	059-373-5299	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
名張市	なばり暮らしあんしんセンター	名張市丸之内７９番地	0595-64-1526	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
尾鷲市	おわせ生活サポートセンター　クローバー	尾鷲市栄町５－５	0597-37-4151	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
亀山市	生活支援係	亀山市羽若町５４５	0595-82-7985	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
鳥羽市	暮らし相談支援センターとば	鳥羽市大明東町２番５号	0599-25-1188	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
熊野市	生活困窮者自立支援係	熊野市井戸町７９６	0597-89-4111 （内線 169）	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
いなべ市	いなべ市くらしサポートセンター縁	いなべ市北勢町阿下喜３１	0594-86-7817	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
志摩市	くらしサポートセンターふんばり	志摩市阿児町鵜方３０９８番地１	0599-68-7130	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
伊賀市	健康福祉部生活支援課	伊賀市四十九町３１８４番地	0595-22-9650	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	くらしサポートセンターおあいこ	伊賀市平野山之下 380 番地５	0595-22-0084	
多気町	多気相談支援センター	多気郡多気町四疋田５８７－１	0598-38-8091	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

K　県内の障害者就業・生活支援センター　【該当頁:P14】

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
障害者就業・生活支援センターそういん （桑名市、いなべ市、東員町、木曽岬町）	桑名市寿町 3-11 太平洋桑名ビル２階	0594-27-7188	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
四日市障害者就業・生活支援センタープラウ （四日市市、菰野町、朝日町、川越町）	四日市市諏訪町 2-2 四日市市総合会館２階	059-354-2550	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
鈴鹿亀山障害者就業・生活支援センターハロ （鈴鹿市、亀山市）	鈴鹿市神戸 1-19-２５ 北栄ビル２０４	059-373-6670	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
津地域障がい者就業・生活支援センター ふらっと （津市）	津市大門 7-15 センターパレス３階	【津市】 059-229-1380	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター ジョブサポートハオ （伊賀市、名張市）	名張市西原町字長尾 2625	0595-65-7710	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
障害者就業・生活支援センターみらーち （松阪市、多気町、明和町、大台町）	松阪市京町 508-1 101 ビル４階	0598-20-8680	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
障がい者就業・生活支援センターいくる （伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会町、玉城町、大紀町、南伊勢町）	伊勢市曽祢１-13-5	0596-65-7178	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
障がい者就業・生活支援センター 結ーゆいー （尾鷲市、紀北町）	尾鷲市栄町 5-5	0597-37-4011	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
紀南地域障がい者就業・生活支援センター Colors （熊野市、御浜町、紀宝町）	熊野市井戸町 615-１３	0597-89-0010	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００

L　県内のファミリーサポートセンター 【該当頁：P70】

名　称		所　在　地	連絡先	受付時間
桑名市	桑名ファミリー・サポート・センター	桑名市中央町 2-39 桑名ビル NPO 法人三重県子ども NPO サポートセンター	0594-22-9871	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
いなべ市	いなべファミリー・サポート・センター	いなべ市北勢町阿下喜 31 いなべ市役所保健センター	0594-72-8002	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
木曽岬町	朝日町木曽岬町ファミリー・サポート・センター	四日市市富田 1-8-11 子育ち広場ドロップ in	059-363-3728	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
東員町	とういんファミリー・サポート・センター	四日市市富田 1-8-11 子育ち広場ドロップ in	080-9729-3095	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
四日市市	四日市市ファミリー・サポート・センター	四日市市波木町 2040-2 NPO 法人体験ひろば☆こどもスペース四日市	059-323-0023	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

名　称		所　在　地	連絡先	受付時間
菰野町	菰野町ファミリー・サポート・センター	菰野町潤田 1281 保健福祉センターけやき	059-394-1294	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
朝日町	朝日町木曽岬町ファミリー・サポート・センター	四日市市富田 1-8-11 子育ち広場ドロップ in	059-366-1938	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
川越町	川越町ファミリー・サポート・センター	川越町大字豊田一色 235-1 川越町つばめ児童館	059-366-0800	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
鈴鹿市	鈴鹿市ファミリー・サポート・センター	鈴鹿市桜島町 6-20-3 NPO 法人こどもサポート鈴鹿	059-381-1171	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
亀山市	亀山市ファミリーサポートセンター	亀山市東御幸町 69-5 亀山児童センター	0595-82-9755	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
津市	津市ファミリー・サポート・センター	津市大里窪田町 2709-1 NPO 法人津子ども NPO センター	059-236-0120	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
松阪市	まつさかファミリーサポートセンター	松阪市日野町 788 NPO 法人松阪子ども NPO センター	0598-20-8246	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
多気町	多気町ファミリー・サポート・センター	多気町四疋田 594 たき児童館	0598-38-7750	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
明和町	明和町ファミリー・サポート・センター	明和町大字馬之上 954 明和町教育委員会こども課	0596-52-7123	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
大台町	大台町ファミリー・サポート・センター	松阪市日野町 788 NPO 法人松阪子ども NPO センター	0598-22-1980	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
伊勢市	いせファミリー・サポート・センター	伊勢市岩渕 2-3-13 NPO 法人三重みなみ子どもネットワーク	0596-28-5692	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
鳥羽市	とばファミリーサポートセンター	鳥羽市幸丘 7-31 子育て応援!!0,1,2,3 サークル	080-3684-5310	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
志摩市	志摩市ファミリー・サポート・センター	志摩市阿児町鵜方 3098-22 志摩市こども家庭課	0599-44-0892	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
玉城町	玉城町ファミリー・サポート・センター	伊勢市岩渕 2-3-13 NPO 法人三重みなみ子どもネットワーク	0596-23-3938	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

名　称		所　在　地	連絡先	受付時間
度会町	度会町ファミリー・サポート・センター	伊勢市岩渕 2-3-13 NPO 法人三重みなみ子どもネットワーク	0596-23-3938	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
南伊勢町	南伊勢町ファミリー・サポート・センター	伊勢市岩渕 2-3-13 NPO 法人三重みなみ子どもネットワーク	0596-23-3938	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
大紀町	大紀町ファミリー・サポート・センター	伊勢市岩渕 2-3-13 NPO 法人三重みなみ子どもネットワーク	0596-23-3938	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
名張市	名張市ファミリー・サポート・センター	名張市桔梗が丘西 3-3-107 名張市こども支援センターかがやき	0595-66-3915	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
伊賀市	伊賀市ファミリー・サポート・センター	伊賀市上野丸之内 500 こども未来課子育て支援室	0595-26-7830	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
尾鷲市	おわせファミリーサポートセンター	尾鷲市栄町 5-5 尾鷲市福祉保健課	0597-23-8202	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
熊野市	熊野市ファミリーサポートセンター	熊野市久生屋町 163-2 NPO 法人子どもステーションくまの	0597-89-5633	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
御浜町	御浜町ファミリーサポートセンター	御浜町大字志原 1877-20 子育て支援室	05979-2-0336	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
紀宝町	紀宝町ファミリーサポートセンター	紀宝町神内 277-2 紀宝町図書館内	0735-32-4688	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

M　県内の地域若者サポートステーション 【該当頁：P82～85】

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
若者就業サポートステーション・みえ （中勢・東紀州地区・及び鈴鹿市・亀山市）	津市羽所町700番地 アスト津3階	059-271-9333	月～金曜 （祝日、年末始を除く） ９：００～１８：００
いせ若者就業サポートステーション （南勢地区・多気郡）	伊勢市岩渕１丁目 2-29 いせ市民活動センター北館（シティープラザ）内１階 （一時移転中）伊勢市本町 5-3 浦田ビル２階	0596-63-6603	月、火、木～土曜 （祝日、年末年始を除く） ９：００～１７：００ ※水曜日が祝日の場合は木曜も休業日となる
いが若者サポートステーション （伊賀・名張地区）	伊賀市上野丸之内 500 ハイトピア伊賀３階	0595-22-0039	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ９：００～１７：００
北勢地域若者サポートステーション （北勢地区：鈴鹿市除く）	四日市市諏訪栄町3-4 星座ビル２階	059-359-7280	火～土曜 （祝日、年末年始を除く） ９：３０～１８：００

Ｎ　犯罪被害者等支援関係機関・団体の相談窓口

①　公益社団法人　みえ犯罪被害者総合支援センター
（三重県公安委員会指定　犯罪被害者等早期援助団体）

相談・支援 内　　容	専門的な訓練を積んだ相談員による電話・面接相談を行うほか、必要に応じて、弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリング、病院・法廷などへの付添いなど、直接的な支援活動も行います。
電話・面接相談 受付時間	【所在地】 津市栄町１－８９１　三重県合同ビル２階 【連絡先】 ０５９－２２１－７８３０（なやみなし） 【受付時間】 月～金曜　１０：００～１６：００（祝日、年末年始を除く）

②　公益財団法人　日本財団（まごころ奨学金係）

目的・主な活動 内容	保護者または本人が、犯罪に遭遇し、学資の支弁が困難になった家庭の子どもで、高校、特別支援学校高等部、専修学校（専門課程・高等課程）、高等専門学校、短大、大学、大学院に在学しているか進学を予定している方に対し、奨学金を給付する事業を行っています。
電話・連絡先等	【所在地】 東京都港区赤坂１－２－２　日本財団ビル 【連絡先】　　【ＦＡＸ番号】 ０３－６２２９－５１１１　　０３－６２２９－５１１０ 【ＵＲＬ】https://nf-yoho.com/scholarship/ 【ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ】magokoro@ps.nippon-foundation.or.jp

③ 公益財団法人　犯罪被害救援基金

概　　要	国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っています。
主な支援 内　　容	**<u>１奨学金等給与事業</u>** 生命・身体犯罪被害者の子、孫、弟妹等で学資の支払いが困難と認められる（小学校入学前３年間の幼児から大学院生および外国の大学または大学院への留学生）に奨学金を支給しています。 **<u>２支援金支給事業</u>** 犯罪により稼働できない重篤な被害を受けたことにより現に著しく困窮し、加害者による賠償が期待できず、かつ公的な救済制度又は保険による補填の対象外であるなど、特別な救済を行うべき理由がある犯罪被害者等に支援金を支給しています。
電話・連絡先等	【所在地】 東京都千代田区麹町１－８　エミナビル２階 【連絡先】　　【ＦＡＸ番号】 ０３－５２２６－１０２０　　０３－５２２６－１０２３ 【ＵＲＬ】http://kyuenkikin.or.jp/【Twitter アカウント】@kyuenkikin

④ 公益社団法人　全国被害者支援ネットワーク
（犯罪被害者等電話サポートセンター）

相談・支援 内　　容	各地の被害者支援センターが開設していない平日の早朝、夜間と土日祝日の電話相談に対応します。相談内容によって、各地の被害者支援センターに引継ぎ、継続して支援を行います。
犯罪被害者等 電話相談 全国共通ナビダイヤル	【所　在　地】 東京都文京区本郷２－１４－１０ （※来所での相談は受け付けていません。） 【連絡先】 ０５７０－７８３－５５４（なやみはここよ） 【受付時間】 ７：３０～２２：００（１２／２９～１／３までを除く）
対 応 内 容	【お住まいの県の被害者支援センター開設時間内の場合】 （例）10:00～16:00 の時間内に、三重県内から上記ナビダイヤルへお電話いただくと、 （公社）みえ犯罪被害者総合支援センター（開設時間平日 10:00～16:00）へ直接つながり、電話相談・面接相談・直接的支援に応じています。 【お住まいの県の被害者支援センター開設時間外の場合】 （例）7:30～10:00、16:00～22:00 の時間内に、三重県内から上記ナビダイヤルへお電話いただくと、 「犯罪被害者等電話サポートセンター」 につながり、電話相談に応じています。 ※　その後、必要に応じてお住まいの県の被害者支援センターへ引き継ぎます。 【22:00～7:30 までの間に上記ナビダイヤルへお電話いただいた場合】 ガイダンス対応となります。

⑤ 公益財団法人　暴力追放三重県民センター

概　　要	三重県の暴力団排除に関するご相談・活動支援を行っています。
主な支援 内　　容	<u>１暴力追放相談</u> 暴力団員による不当な行為等の相談に関し、専門的知識を有する暴力追放相談委員が面接、電話、メールにより助言等を行っています。 <u>２被害者救済訴訟支援</u> 暴力団員による傷害事件等の被害に遭われた方に対し、見舞金を支給する救済や損害賠償請求訴訟などの費用について、無利子の貸付などの制度があります。
電話･面接相談 受付時間	【所在地】 津市栄町３－２２２ソシアビル５階 【連絡先】 相談専用　０１２０－３１－８９３０（やくざぜろ） 代表電話　０５９－２２９－２１４０ 【受付時間】 月～金曜　９：００～１６：００（祝日、年末年始を除く）

⑥ 認定特定非営利活動法人　三重いのちの電話協会

相談内容	いろいろな悩みや心配ごとを持ちながら、身近に相談する人もなく、一人で苦しでいる人たち、また、自殺にまで追い込まれようとしている人たちがいます。そのような人たちと対話することにより、再び生きる勇気と希望をもたれるになることを願って、電話相談をお受けしている自殺予防のための市民運動です。
電話･面接相談 受付時間	１　【相談電話】０５９－２２１－２５２５ 【受付時間】１８：００～２３：００ ２　【相談電話】０５７０－７８３－５５６ 【受付時間】１０：００～２２：００ ３　毎月１０日フリーダイヤル 「自殺防止いのちの電話」０１２０－７８３－５５６ （※所在地は公表しておりません）

⑦ 三重弁護士会

概　　要	三重弁護士会では、各種委員会・支援センターによる各種支援活動の一環としてご相談を受け付けております。
相談･支援 内　　容	<u>１被害に遭われた方々の被害回復のための法律相談（原則、面談相談）</u> 示談交渉､裁判の受任､被害者等の権利の確立･保護活動（マスコミ対策）､加害者からの権利侵害の予防､救済活動等 <u>２ＤＶ被害についての面談相談</u> ＤＶ被害に遇われたご本人及びそのご親族に対する法律相談 <u>３子ども弁護士ダイヤル</u> 県内に居住又は県内の学校・職場に通っている子ども（未成年者）からのいじめ、体罰、虐待等に関する「子どもからの相談」を無料電話相談 <u>４高齢者のための無料電話相談</u> 満 65 歳以上の方やそのご家族を対象とした高齢者のための無料電話相談
面接相談 申込方法 ・ 相談申込 受付時間	<u>１被害に遭われた方々の被害回復のための法律相談（初回無料）</u> 【連絡先】 ０５９－２２８－２２３２ ※電話、弁護士会窓口にて事前に申し込みください。 【受付時間】 月～金曜　９：００～１７：００（祝日、年末年始を除く） <u>２ＤＶ被害についての面談相談（初回無料）</u> 【連絡先】 月～金曜　９：００～１７：００（祝日、年末年始を除く） 【三重弁護士会】０５９-２２８-２２３２ 【三重弁護士会四日市支部】０５９-３５２-１７５６ ※電話で事前に申し込みください。 <u>３子ども弁護士ダイヤル（無料電話相談）</u> 【相談時間】 月～金曜　９：００～１２：００、１３：００～１７：００ （祝日、年末年始を除く） 【専用連絡先】 ０５９－２２４－７９５０（ナクコ・ゼロ） 【相談方法】 ・専用連絡先で相談の受付を行ってください。 ・弁護士から折り返し電話いたします。 <u>４高齢者のための無料電話相談</u> 【相談時間】 原則として第２・第４金曜　１０：００～１２：００（祝日を除く） 【専用連絡先】 ０５９－２２８－３１６７ <u>５　三重弁護士会所在地</u> （１）三重弁護士会館　津市丸之内養正町１番１号 （２）三重弁護士会館四日市支部　四日市市三栄町２－１１三栄ビル２階

⑧ 日本司法支援センター（法テラス）三重地方事務所

概　要	法テラスでは、被害に遭われた方々がそのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害後の状況やニーズに応じて、情報の提供や援助制度のご案内をしています。
相談、支援内容	<u>１犯罪被害者支援ダイヤル</u> 相談窓口の案内、法制度の紹介 <u>２弁護士の紹介</u> ・被害者参加人のための国選弁護制度 ・日弁連委託援助制度・犯罪被害者法律援助 ・民事法律扶助制度 ・DV 等被害者法律相談援助
電話・面接相談 受付時間	【所在地】津市丸之内３４－５　津中央ビル６階 【連絡先】犯罪被害者支援ダイヤル　０１２０－０７９７１４（なくことないよ） 【受付時間】 月～金曜　９：００～２１：００　土曜　９：００～１７：００ （祝日、年末年始を除く） 【連絡先】 日本司法支援センター三重地方事務所　０５７０－０７８３４４ ※ＩＰ電話をご利用されている場合は、０５０－３３８３－５４７０ 【受付時間】月～金曜　９：００～１７：００（祝日、年末年始を除く）

⑨ 津地方検察庁（被害者ホットライン）

<table>
<tr><td>概　　要</td><td colspan="3">検察庁では、犯罪の被害者やそのご遺族の方々の負担や不安をできるだけ和らげるため、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を配置しています。</td></tr>
<tr><td>主な支援
内　　容</td><td colspan="3"><u>１被害者支援員制度</u>
被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内、付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者の方の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っています。
<u>２被害者ホットライン</u>
被害者の方が気軽に相談できるよう被害相談や事件に関する問合せを行えるように、専用電話として「被害者ホットライン」を設けています。
<u>３被害者等通知制度</u>
被害者や親族等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供できるよう、被害者等通知制度を設けています。</td></tr>
<tr><td>津地方検察庁
【本庁】
電話･面接相談
受付時間</td><td colspan="3">【所在地】
津市中央３－１２
【電話・ＦＡＸ番号】
被害者ホットライン　０５９－２２８－４１６６
【受付時間】
月～金曜　９：００～１７：００（祝日、年末年始を除く）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">津地方検察庁
【各支部】
連絡先</td><td>松阪支部</td><td>松阪市中央町 36-2</td><td>0598-51-4447
月～金曜
（祝日、年末年始を除く）
８：３０～１７：１５</td></tr>
<tr><td>伊賀支部</td><td>伊賀市上野丸之内 169</td><td>0595-21-0492
月～金曜
（祝日、年末年始を除く）
８：３０～１７：１５</td></tr>
<tr><td>四日市支部</td><td>四日市市三栄町 4-21
四日市法務合同庁舎</td><td>059-３51-1361
月～金曜
（祝日、年末年始を除く）
８：３０～１７：１５</td></tr>
<tr><td>伊勢支部</td><td>伊勢市岡本 1-1-13
伊勢法務合同庁舎</td><td>0596-28-3710
月～金曜
（祝日、年末年始を除く）
８：３０～１７：１５</td></tr>
<tr><td>熊野支部</td><td>熊野市井戸町 712-1
熊野法務総合庁舎</td><td>0597-85-2080
月～金曜
（祝日、年末年始を除く）
８：３０～１７：１５</td></tr>
</table>

⑩ 法務省 津保護観察所

概　要	平成１９年１２月１日から、更生保護における犯罪被害者等施策がスタートし、各保護観察所では被害者専任の担当者が配置され、問い合わせや相談に応じています。
相談、支援内容	**１被害者等通知制度** 加害者が保護観察を受けている間、被害者等の申出があれば、保護観察所から加害者の保護観察中の処遇状況、保護観察の終了時期などに関する情報を通知します。 《申出先》 加害者が「成人」…加害者に対し有罪を言い渡した裁判所に対応する検察庁 加害者が「少年」…①保護処分の内容が保護観察⇒被害者が居住する都道府県にある保護観察所 ②保護処分の内容が少年院送致⇒最寄りの少年鑑別所 ※仮釈放等の審理の開始やその結果については、加害者の仮釈放等を審理する地方更生保護委員会から通知します。 **２意見等聴取制度** 加害者が刑事施設や少年院に収容された場合、申出をした被害者等は、加害者の仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かを判断するための審理を行っている地方更生保護委員会に対して、意見や被害に関する心情を述べることができます。 保護観察所では、制度利用の受付、被害者等が地方更生保護委員会に出向く際の付添い、被害者等が地方更生保護委員会に書面で意見等を提出する場合の代筆を行っています。 **３心情等聴取伝達制度** 加害者が保護観察となった場合、被害者等の申出に応じ、被害に関する心情、その置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴取し、被害者等が希望する場合には、これを保護観察中の加害者に伝える制度です。伝達を希望した被害者等がさらに希望する場合には、伝達の際に加害者が述べたことを被害者等に通知します。 **４相談・支援** 被害者等からの悩みや不安をお聴きし、相談や問合せに応じるとともに、必要に応じて他の機関・団体の制度を紹介します。加害者が保護観察中でなくても利用できます。令和６年５月７日から、オンラインでの相談受付が可能となりました。（受付後、電話又は来所で相談に応じます。）
津保護観察所 相談受付時間	【所在地】 津市中央３－１２　津法務総合庁舎５階 【連絡先】 被害者専用連絡先　０５９－２２７－６６７５ 【受付時間】 月～金曜　８：３０～１７：１５　（祝日、年末年始を除く）
中部地方更生 保護委員会 問合せ受付時間	【所 在 地】名古屋市中区三の丸 4-3-1 【連 絡 先】（被害者専用電話）０５２－９５１―２９５１ 【受付時間】月～金曜８：３０～１７：１５（祝日、年末年始を除く）
津少年鑑別所 問合せ受付時間	【所 在 地】津市南新町 12-12 【連 絡 先】０５９－２２２－７０８０ 【受付時間】月～金曜８：３０～１７：１５（祝日、年末年始を除く）
オンラインによる 相談受付	法務省ホームページ「更生保護における犯罪被害にあわれた方々のための相談受付フォーム」 https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo_victim_form.html

⑪ 津地方法務局

概　　要	法務局の職員や人権擁護委員が人権に関するご相談をお受けしています。 必要に応じて調査を行い、相手方に適切な「措置」をとります。手続終了後も、必要に応じてアフターケアを行います。 ※救済措置は、自主的な改善を促すもので、強制力はありません。調査の結果によっては、侵犯事実が認定できない場合もあります。		
主な支援内　　容	<u>１みんなの人権１１０番（全国共通人権相談ダイヤル）</u> 差別や虐待、パワーハラスメントなど、様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。 <u>２こどもの人権１１０番（全国共通・通話料無料）</u> 「いじめ」や体罰などのこどもの人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。 <u>３女性の人権ホットライン（全国共通）</u> 配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける相談電話です。 <u>４インターネット人権相談</u> 法務省の人権擁護機関では、人権相談をインターネットでも受け付けています。		
津地方法務局【本局】 相談受付時間	【所在地】 津市丸之内２６－８　津合同庁舎 【連絡先】 みんなの人権１１０番　　０５７０－００３－１１０ こどもの人権１１０番　　０１２０－００７－１１０ 女性の人権ホットライン　０５７０－０７０－８１０ 津地方法務局（人権に関する問合せ）０５９－２２８－４１９３ 【受付時間】月～金曜　８：３０～１７：１５（祝日、年末年始を除く） 【ＵＲＬ】 インターネット人権相談　https://www.jinken.go.jp		
津地方法務局【各支局】連絡先	四日市支局	四日市市三栄町 4-21 四日市法務合同庁舎	059-353-4365 月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	伊賀支局	伊賀市服部町三丁目 117-1	0595-21-0804 月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	松阪支局	松阪市高町 493-6 松阪地方合同庁舎	0598-53-1501 月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	桑名支局	桑名市星見ケ丘一丁目 101-2 桑名法務総合庁舎	0594-32-5361 月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	伊勢支局	伊勢市岡本一丁目 1-13 伊勢法務合同庁舎	0596-28-6158 月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	熊野支局	熊野市井戸町 712－１ 熊野法務総合庁舎	0597-85-2310 月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

⑫ 第四管区海上保安本部

概　　要	海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。		
主な支援内　　容	**１被害者連絡制度** 捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況などを捜査上支障のない範囲内で犯罪被害者等に連絡します。 **２犯罪被害者等支援制度** 犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部署に配置し、事件発生直後から付添い支援や支援制度の説明等を行います。 **３経済的負担の軽減** ・解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度 ・診断書等の公費負担制度		
相談･問合せ窓口	第四管区 海上保安本部	名古屋市港区入船２－３－１２ 名古屋港湾合同庁舎別館	０５２－６６１－１６１１ 月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ９：３０～１６：３０
	四日市 海上保安部	四日市市千歳町 5-1 四日市港湾合同庁舎４階	０５９－３５７－０１１８ 月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ９：３０～１６：３０
	尾鷲海上保安部	尾鷲市南陽町６－３４ 尾鷲地方合同庁舎	０５９７－２５－０１１８ 月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ９：３０～１６：３０
	鳥羽海上保安部	鳥羽市鳥羽１－２３８３－２８ 鳥羽運輸総合庁舎３階	０５９９－２５－０１１８ 月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ９：３０～１６：３０

○　交通事故に関する関係機関･団体の相談･支援窓口

①　電話・面接相談窓口

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
公益財団法人 交通事故紛争処理センター名古屋支部	名古屋市中村区名駅２－１４－１９ 住友生命名古屋ビル２４階	【面接相談申込電話】 ※電話での相談は受けていません。 ０５２－５８１－９４９１	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ９：００～１７：００
	自動車事故の損害賠償問題について、中立公正な立場で迅速な紛争解決をお手伝いします。		
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター三重相談所	津市丸之内養生町１－１ 三重弁護士会内	【電話相談】 ０５７０－０７８３２５ 【面接相談申込電話】 ０５９－２２８－２２３２	【電話相談】 月～金曜 （祝日、年末年始を除く） １０：００～１６：３０ 【面接相談申込電話】 月～金 （祝日、年末年始を除く） ９：００～１７：００
	弁護士による自動車事故の損害賠償問題に関する電話・面接相談を行います。		

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
公益財団法人 交通事故紛争処理センター名古屋支部	名古屋市中村区名駅２－１４－１９ 住友生命名古屋ビル２４階	【面接相談申込電話】 ※電話での相談は受けていません。 ０５２－５８１－９４９１	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ９：００～１７：００
	自動車事故の損害賠償問題について、中立公正な立場で迅速な紛争解決をお手伝いします。		
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター三重相談所	津市丸之内養生町１－１ 三重弁護士会内	【電話相談】 ０５７０－０７８３２５ 【面接相談申込電話】 ０５９－２２８－２２３２	【電話相談】 月～金曜 （祝日、年末年始を除く） １０：００～１６：３０ 【面接相談申込電話】 月～金 （祝日、年末年始を除く） ９：００～１７：００
	弁護士による自動車事故の損害賠償問題に関する電話・面接相談を行います。		
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター中部	名古屋市中区栄４－５－３ KDX 名古屋栄ビル４階	０５７０－０２２８０８ 【IP 電話をご利用の場合】 06-7634-2321	【電話相談】 月～金曜 （祝休日、年末年始を除く） ９：１５～１７：００
	専門の相談員が、交通事故に関するご相談、その他損害保険に関するご相談に対応しています。		
一般財団法人 三重県交通安全協会	津市高茶屋４丁目４８番８号 三重中央自動車学校３階	【電話相談】 ０５９－２５３－６３００ 【面接相談申込電話】 ０５９－２５３－６３００	【電話相談】 月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ９：００～１６：００ 【面接相談申込】 月～金曜　予約制 （祝日、年末年始を除く） ９：００～１６：００
	警察 OB・弁護士による交通事故相談を行います。		

②　独立行政法人　自動車事故対策機構（NASVA）三重支所

目的・主な活動内容	NASVA（ナスバ）は、自動車事故被害者を「支える」、自動車事故を「防ぐ」、自動車事故から「守る」の３つの業務を一体的に実施しています。
相談、支援内容	１NASVA 交通事故被害者ホットライン 　交通事故の被害者を対象とした総合的な電話相談窓口 ２自動車事故により、脳、脊髄等に重度の後遺障害を負った方への介護料の支給 ３交通事故で保護者を亡くされた児童に対する、育成資金の無利子貸付け
電話相談受付時間	【所在地】四日市市諏訪町４－５　四日市諏訪町ビル　８階 【連絡先】NASVA 交通事故被害者ホットライン０５７０－０００７３８ （※IP 電話からは　０３－６８５３－８００２） 【受付時間】月～金曜　１０：００～１２：００、１３：００～１６：００ （祝日、年末年始を除く） 【URL】https://www.nasva.go.jp

③ 公益財団法人 交通遺児育英会

目的・主な活動内容	公益財団法人交通遺児育英会は、保護者が道路上の交通事故が原因で亡くなられたり、重度の後遺障がいになられたため、経済的に修学が困難になった子どもたちに学資を無利子で貸与する事業などを実施しています。
電話・連絡先等	【連絡先】 代表番号　　０３－３５５６－０７７１ 奨 学 課　　０３－３５５６－０７７３ フリーダイヤル　０１２０－５２１２８６ 【所在地】 東京都千代田区平河町２－６－１平河町ビル３階 【業務時間 月～金曜　９：００～１７：３０（祝日、年末年始、創立記念日〔5月2日〕を除く） 【ＵＲＬ】 https://www.kotsuiji.com/

④ 公益財団法人 交通遺児等育成基金

目的・主な活動内容	公益財団法人交通遺児等育成基金は、国と民間団体の協力を得て昭和55年（1980年）の発足から今日まで、交通遺児育成基金事業（基金に加入したお子様が満19歳に達するまで育成給付金を支給する制度）、「越年資金」、「入学支度金」等の交通遺児等支援給付事業（社会福祉事業）などを実施しています。
電話・連絡先等	【所在地】 東京都千代田区麹町４－５海事センタービル７階 【連絡先】 TEL：０３－５２１２－４５１１　FAX：０３－５２１２－４５１２ フリーダイヤル：０１２０－１６－３６１１ 【業務時間】 月～金曜　９：００～１７：００（祝日、年末年始を除く） 【ＵＲＬ】 http://kotsuiji.or.jp/

P　県内の犯罪被害者団体（自助グループ）

自助グループとは、犯罪被害により、同じような問題を抱えた被害者の方々が、語り合いやさまざまな活動を通じて、精神的に支え合うことで、再び立ち上がろうとする犯罪被害者のためのグループです。

①　三重県交通遺児を励ます会（会長　安田厚子）

目的・主な活動内容	【目的】 交通事故により、父母等の保護者を亡くした子どもへの支援活動と、交通安全活動をしているボランティア団体です。 会員皆が交通遺児家庭で、各種支援や交通遺児家庭同士の親睦を通し、子ども達の癒しと励みに繋がるよう、寄り添いを大切に活動しています。 【主な活動内容】 ・小中高校入学祝、高校卒業祝、成人式祝、誕生日祝、夏休みやクリスマスにプレゼントを贈呈 ・年４回（春・夏・秋・年末）の行事…昼食会、追悼会、フラワーアレンジメント講習会、遊園地・観光へのお招き等 ・交通安全活動（年４回）
電話・連絡先等	【電話・ＦＡＸ番号】　０５９－３６４－５５６２　　【携帯連絡先】　０９０－３８５５－５０６８ 【ＵＲＬ】 http://miekoutsuuiji.localinfo.jp/

②　生命のメッセージ展 in 三重（代表　垣内奈穂子）

目的・主な活動内容	【生命のメッセージ展】 理不尽にいのちを奪われた犠牲者が主役の人型パネルの展示です。顔写真と遺された家族のメッセージ、足元には生きた証の靴。この靴を履いてあの日出かけて行ったまま帰ってこられなかった犠牲者たちは、等身大の人型パネルとしていのちの尊さを伝えています。いとも簡単にいのちが奪われていく現実と、生きていることが当たり前ではない事を多くの方々に知ってもらうために、日本全国、そして世界各地へと巡回展をしています。
電話・連絡先等	【携帯連絡先】 ０９０－９３３８－０２４２ 【ＵＲＬ】 https://inochi-museum.or.jp/

③　いのちの言葉プロジェクト（代表　鷲見三重子）

目的・主な活動内容	【目的】 悲しみのない幸せな明日を願い、大切な家族を事件や事故で亡くした遺族や応援者と共に、「一人ひとりの命には価値があり、周りを幸せにしている」と気づいて貰えるように命の大切さを伝えています。 【主な活動内容】 学校・企業・市町での灯籠による「いのちの灯り展」、小学校での人形劇「しあわせの種」上演、中学・高校での「命を大切にする授業」、参加家族の「怒っても・泣いてもいい場所」、ありがとうステッカーの配布
電話・連絡先等	【電話・ＦＡＸ番号】０５９４－７６－７３３８ 【ＵＲＬ】http://akari.readymade.jp のメールフォームをご利用ください。

Q　その他の相談等窓口

①　労働問題・雇用に関する相談窓口【該当頁：P80、P81】

名　称		所　在　地	連絡先	受付時間
三重労働局雇用環境・均等室		津市島崎町３２７－２ 津第二地方合同庁舎	０５９－２２６－２３１８	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
【相談内容】		男女の均等な待遇、パートタイム・有期雇用労働法、育児介護休業等に関する相談を受け付けています。		
名　称		**所　在　地**	**連絡先**	**受付時間**
総合労働相談コーナー	三重労働局 総合労働相談コーナー	津市島崎町３２７－２ （三重労働局雇用環境・均等室内）	０５９－２２６－２１１０	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ９：３０～１６：３０
	四日市総合労働相談コーナー	四日市市新正２－５－２３（四日市労働基準監督署内）	０５９－３５１－１６６２	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ９：３０～１６：３０
	松阪総合労働相談コーナー	松阪市高町４９３－６ （松阪労働基準監督署内）	０５９８－５１－００１５	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ９：３０～１６：３０
	津総合労働相談コーナー	津市島崎町３２７－２ （津労働基準監督署内）	０５９－２９１－６７８８	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ９：３０～１６：３０
	伊勢総合労働相談コーナー	伊勢市船江１－１２－１６（伊勢労働基準監督署内）	０５９６－２８－２１６４	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ９：３０～１６：３０
	伊賀総合労働相談コーナー	伊賀市緑ヶ丘本町１５０７－３（伊賀労働基準監督署内）	０５９５－２１－０８０２	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ９：３０～１６：３０
	熊野総合労働相談コーナー	熊野市井戸町６７２－３ （熊野労働基準監督署内）	０５９７－８５－２２７７	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ９：３０～１６：３０
	【相談内容】	労働に関する総合的な相談を受け付けています。		
名　称		**所　在　地**	**連絡先**	**受付時間**
ハローワーク（公共職業安定所）	ハローワーク 桑名	桑名市桑栄町１－２ サンファーレ北館１階	０５９４－２２－５１４１	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	ハローワーク 四日市	四日市市本町３－９５	０５９－３５３－５５６６	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	ハローワーク 鈴鹿	鈴鹿市神戸９－１３－３	０５９－３８２－８６０９	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	ハローワーク 津	津市島崎町３２７－１	０５９－２２８－９１６１	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	【相談内容】	職業紹介や職業相談を受け付けるとともに、失業・育児休業者等への給付等を行っています。		

名　称		所　在　地	連絡先	受付時間
ハローワーク（公共職業安定所）	ハローワーク松阪	松阪市高町４９３－６ 松阪合同庁舎１階	０５９８－５１－０８６０	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	ハローワーク伊勢	伊勢市宮後１－１－35 MiralSE ８階	０５９６－２７－８６０９	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	ハローワーク伊賀	伊賀市四十九町３０７４－２	０５９５－２１－３２２１	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	ハローワーク尾鷲	尾鷲市林町２－３５	０５９７－２２－０３２７	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	ハローワーク熊野（ハローワーク尾鷲　熊野出張所）	熊野市井戸町赤坂７３９－３	０５９７－８９－５３５１	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	【相談内容】	職業紹介や職業相談を受け付けるとともに、失業・育児休業者等への給付等を行っています。		
名　称		**所　在　地**	**連絡先**	**受付時間**
労働基準監督署	四日市労働基準監督署	四日市市新正２－５－２３	【方面（監督）】 ０５９－３４２－０３４０ 【安全衛生課】 ０５９－３４２－０３４１ 【労災課】 ０５９－３５１－１６６１	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	松阪労働基準監督署	松阪市高町４９３－６ 松阪合同庁舎	０５９８－５１－００１５	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	津労働基準監督署	津市島崎町３２７－２ 津第二地方合同庁舎	【方面（監督）】 ０５９－２２７－１２８２ 【安全衛生課】 ０５９－２２７－１２８４ 【労災課】 ０５９－２２７－１２８６	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	伊勢労働基準監督署	伊勢市船江１－１２－１６	０５９６－２８－２１６４	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	伊賀労働基準監督署	伊賀市緑ヶ丘本町１５０７－３ 伊賀上野地方合同庁舎	【監督・安衛課】 ０５９５－２１－０８０２ 【労災課】 ０５９５－２１－０８０３	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	熊野労働基準監督署	熊野市井戸町６７２－３	０５９７－８５－２２７７	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
	【相談内容】	労働条件の確保・改善の指導、安全衛生の指導を行うとともに労災保険の給付等を行っています。		

② 年金に関する相談窓口

名 称	所 在 地	連絡先	受付時間
日本年金機構予約受付専用電話	【来訪相談の予約専用電話】	【ナビダイヤル】 ０５７０－０５－４８９０ 【IP 電話使用の方】 ０３－６６３１－７５２１	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
ねんきんダイヤル	【年金に関する一般的な問合せ用電話】	０５７０－０５－１１６５ 【IP 電話使用の方】 ０３－６７００－１１６５	月曜 ８：３０～１９：００ 火～金曜 ８：３０～１７：１５ 第２土曜 ９：３０～１６：００ （月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に１９；００まで相談を受け付けます。第２土曜を除く祝日、年末年始はご利用いただけません。）
四日市年金事務所	四日市市十七軒町 17-23	０５９－３５３－５５１５	月～金曜 ８：３０～１７：１５ 週初の開所日 ８：３０～１９：００ 第二土曜日 ９：３０～１６：００ （祝日、年末年始を除く）
津年金事務所	津市桜橋３－４４６－３３	０５９－２２８－９１１２	月～金曜 ８：３０～１７：１５ 週初の開所日 ８：３０～１９：００ 第二土曜日 ９：３０～１６：００ （祝日、年末年始を除く）
街角の年金相談センター 津（オフィス）	津市丸之内養正町４－１ 森永三重ビル１階 【年金に関する予約相談専用窓口】	０５９－２２４－８６１２	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５
松阪年金事務所	松阪市宮町１７－３	０５９８－５１－５１１５	月～金曜 ８：３０～１７：１５ 週初の開所日 ８：３０～１９：００ 第二土曜日 ９：３０～１６：００ （祝日、年末年始を除く）
伊勢年金事務所	伊勢市宮後３－５－３３	０５９６－２７－３６０１	月～金曜 ８：３０～１７：１５ 週初の開所日 ８：３０～１９：００ 第二土曜日 ９：３０～１６：００ （祝日、年末年始を除く）
尾鷲年金事務所	尾鷲市林町２－２３	０５９７－２２－２３４０	月～金曜 ８：３０～１７：１５ 週初の開所日 ８：３０～１９：００ 第二土曜日 ９：３０～１６：００ （祝日、年末年始を除く）

③　健康保険に関する相談窓口

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
全国健康保険協会 （協会けんぽ） 三重支部	津市栄町４－６４３ 津栄町三交ビル	０５９－２２５－３３１１ 音声案内に従って、番号をお選びください。 **【業務グループ】音声ガイダンス１** （健康保険給付、限度額適用認定証等） **【レセプトグループ】音声ガイダンス３** （交通事故、自損事故、第三者行為による傷病届、医療費のお知らせ等）	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：１５

※全国健康保険協会（協会けんぽ）三重支部に加入中の方が対象です。
※他の健康保険制度（国民健康保険、健康保険組合等）にご加入中の方は、加入している保険者にご相談ください。

④　税に関する相談窓口

ｉ　税務署

相談問合せの方法

【電話相談センターのご利用方法】
①最寄りの税務署に電話する。
②音声ガイダンスに従って「１」（電話相談センター）を選択する。
③音声ガイダンスに従って、相談したい内容の番号を選択する。
④担当の相談官がお答えします。

【面接相談】（※要予約）
具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な相談については、面接にて相談を受け付けています。

【タックスアンサー国税庁ホームページ】
タックスアンサーでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。

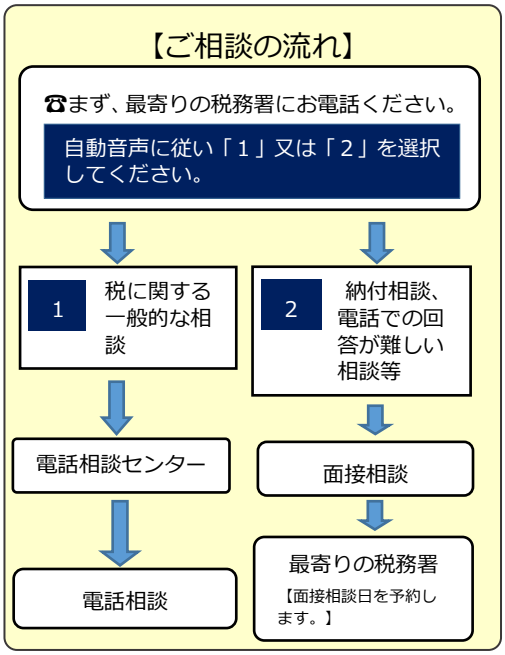

県内の税務署一覧

桑名税務署	桑名市江場７－６	０５９４－２２－５１２１ 月～金曜（祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００ （確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）
四日市税務署	四日市市西浦２－２－８	０５９－３５２－３１４１ 月～金曜（祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００ （確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）
鈴鹿税務署	鈴鹿市神戸９－２４－45	０５９－３８２－０３５１ 月～金曜（祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００ （確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）

	津税務署	津市桜橋２－99	０５９－２２８－３１３１ 月～金曜（祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００ （確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）
	松阪税務署	松阪市高町 493－6 松阪合同庁舎	０５９８－５２－３０２１ 月～金曜（祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００ （確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）
	伊勢税務署	伊勢市岩渕１－２－24	０５９６－２８－３１９１ 月～金曜（祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００ （確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）
	上野税務署	伊賀市緑ケ丘本町 1680	０５９５－２１－０９５０ 月～金曜（祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００ （確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）
	尾鷲税務署	尾鷲市末広町１－30	０５９７－２２－２２２２ 月～金曜（祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００ （確定申告の申告書作成会場の受付時間は異なる場合があります。）
	タックスアンサー （国税庁ホームページ）	《URL》 www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm	

ii　税務相談所（東海税理士会各支部）

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
津支部税務相談所	津市広明町 121 津税理士会館	059-226-3222	随時（予約制、月～金曜） （事前に電話申込みください。（9:00～17:00 ただし 12:00～13:00 を除く））
桑名支部税務相談所	桑名市桑栄町 1-1 サンファーレ南館２階	0594-24-6770	毎月第２、第３木曜日 9:30～11:30 / 13:00～15:00 （祝日及び事務局休業日を除く前日の 14:00 までに電話予約下さい。）
鈴鹿支部税務相談所	鈴鹿市飯野寺家町 816 鈴鹿商工会議所３階	059-382-7715	毎月第２火曜日（８月は第１火曜日）10:00～ 16:00 （２月、３月は休みお待たせすることがありますので、あらかじめ予約してからお越しください。）
四日市支部税務相談所	四日市市中浜田町 3-28 大進ビル２階	0593-51-8811	毎週月曜日・木曜日 10:00～16:00 （休憩 12:00～13:00） （月例会開催日は午前中のみ。原則 30 分以内です。事前に電話でご確認ください。）
松阪支部税務相談所	松阪市若葉町 161-2 松阪商工会議所内	0598-50-2357	４月～１月の第二火曜日 （変更される場合がありますので、お電話にてご確認ください） （予約制ですので、事前にお電話ください。）
伊勢支部税務相談所	伊勢市岩淵 1-7-17 伊勢商工会議所４階	0596-27-0723	月・水・金曜日 10:00～15:00 （祝祭日を除く。予約制ですので、事前にお電話ください。）
【相談内容】	上記の支部では税務相談所を併設し、一般の方々の税務に関する相談事をお聞きしています。相談日、費用等につきましては、直接各支部におたずねください。		

⑤　刑事・民事事件の手続等に関する問合わせ

名　称	所　在　地	連絡先	受付時間
津地方裁判所 津家庭裁判所 津簡易裁判所	津市中央 3-1	【地方裁判所民事】 059-226-4744 【地方裁判所刑事】 059-226-4865 【家庭裁判所】 059-226-4711 【簡易裁判所】 059-226-4629	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
津地方裁判所松阪支部 津家庭裁判所松阪支部 松阪簡易裁判所	松阪市中央町 36-1	0598-51-0542	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
津地方裁判所伊賀支部 津家庭裁判所伊賀支部 伊賀簡易裁判所	伊賀市上野丸之内 130-1	0595-21-0002	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
津地方裁判所四日市支部 津家庭裁判所四日市支部 四日市簡易裁判所	四日市市三栄町 1-22	【地方裁判所民事】 059-352-7214 【地方裁判所刑事】 059-352-7165 【家庭裁判所】 059-352-7185 【簡易裁判所】 059-352-7197	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
津地方裁判所伊勢支部 津家庭裁判所伊勢支部 伊勢簡易裁判所	伊勢市岡本 1-2-6	【地方裁判所・簡易裁判所民事】 0596-28-9181 【地方裁判所・簡易裁判所刑事】 0596-28-9182 【家庭裁判所】 0596-28-3135	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
津地方裁判所熊野支部 津家庭裁判所熊野支部 熊野簡易裁判所	熊野市井戸町 784	0597-85-2145	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
鈴鹿簡易裁判所	鈴鹿市神戸 3-25-3	059-382-0471	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
桑名簡易裁判所	三重県桑名市吉之丸 12	0594-22-0890	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００
津家庭裁判所尾鷲出張所 尾鷲簡易裁判所	三重県尾鷲市中央町 6-23	0597-22-0448	月～金曜 （祝日、年末年始を除く） ８：３０～１７：００

⑥ 相続や成年後見制度等に関する相談窓口　【三重県司法書士会】

目的・主な活動内容	司法書士は、暮らしを支える法律をより身近なものとし、皆様の財産や権利を守る大切な役割を担っています。 三重県司法書士会では、総合相談センターにおいて、 ◆遺言・相続・登記相談 ◆成年後見・家事事件相談 ◆借金相談 ◆裁判・その他法律相談 について面接・電話での無料相談を行っています。 加えて、各地域において無料相談会、巡回相談も行っています。
電話・連絡先等	【所在地】 津市丸之内養正町１７－１７　三重県司法書士会館 【面接相談（要予約）】 〇開催日時 毎月第１、第２、第３水曜　１３：３０～１６：３０ 〇予約受付連絡先　０５９－２２１－５５５３ 月～金曜　１０：００～１６：００（祝日、年末年始を除く） 【電話相談】 〇開催日時 毎月第１、第２、第３水曜　１３：３０～１６：００（受付終了） 〇相談専用電話番号　０５９－２７３－６３００ ※相談状況によっては、つながりにくい場合もあります。ご容赦ください。 【各地区における無料相談会及び巡回相談】 三重県司法書士会ホームページにおいて、各地区における無料相談会及び巡回相談の開催予定を掲載しています。 日時、場所、対象、予約等の詳細については、ホームページをご確認のうえ、各問合わせ先に再度ご確認くださいますようお願いいたします。 〇三重県司法書士会ホームページＵＲＬ https://mie-shihou.jp

【参考資料】

三重県犯罪被害者等支援条例

平成 31 年 3 月 18 日公布
三 重 県 条 例 第 3 号

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　推進体制の整備（第八条―第十四条）
第三章　基本的施策（第十五条―第二十四条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　犯罪等　犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

二　犯罪被害者等　犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

三　再被害　犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。

四　二次被害　犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗（ひぼう）中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。

五　民間支援団体　犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

２　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて適切に推進されなければならない。

３　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。

（県の責務）
第四条　県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
２　県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携を図るものとする。
（県民の責務）
第五条　県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。
（事業者の責務）
第六条　事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。
２　事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労の支援及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。
（民間支援団体の責務）
第七条　民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

第二章　推進体制の整備

（総合的な支援体制の整備）
第八条　県は、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、必要な犯罪被害者等支援施策を推進するための総合的な支援体制の整備に努めるものとする。この場合において、県は、再被害及び二次被害の防止並びに犯罪被害者等が受けた被害の潜在化の防止について留意するものとする。
２　県は、前項の総合的な支援体制の整備に当たっては、それぞれの犯罪等による被害の状況を踏まえ、犯罪被害者等が犯罪被害者等支援に関係する行政機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者のいずれに支援を求めた場合であっても、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
（推進計画）
第九条　県は、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。
２　推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一　犯罪被害者等支援に関する基本方針

二　犯罪被害者等支援に関する具体的施策
三　前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な事項
3　県は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。
4　県は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
5　前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。
6　県は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

（支援従事者の育成）

第十条　県は、犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるよう、県及び市町の職員その他犯罪被害者等支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）に対し、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。
2　県は、支援従事者に対し、自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し二次被害を与えることがないよう、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（支援従事者に対する支援）

第十一条　県は、支援従事者が犯罪被害者等支援を行う過程において犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第十二条　県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（市町に対する支援等）

第十三条　県は、市町が相談体制の充実その他の犯罪被害者等支援施策を実施するに当たっては、情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。
2　市町は、地域の状況に応じ、犯罪被害者等支援において、県と相互に連携し、協力するものとする。

（財政上の措置）

第十四条　県は、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章　基本的施策

（相談及び情報の提供）

第十五条　県は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、専門的知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

（経済的負担の軽減）

第十六条　県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（保健医療サービス及び福祉サービスの提供）

第十七条　県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他の心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（損害賠償請求に関する支援）

第十八条　県は、犯罪被害者等の状況を踏まえ、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に関し、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（安全の確保）

第十九条　県は、再被害及び二次被害を防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（居住の安定）

第二十条　県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は再被害及び二次被害を防止するため、県営住宅への優先的な入居その他の必要な施策を講ずるものとする。

（雇用の安定）

第二十一条　県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備及び改善並びに二次被害の防止に向けた取組その他犯罪被害者等支援を促進できるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（県民の理解の促進）

第二十二条　県は、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、犯罪被害を考える週間を設け、啓発を図るとともに情報の提供、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

２　犯罪被害を考える週間は、十一月二十五日から十二月一日までとする。

（学校における教育の促進）

第二十三条　県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

（個人情報の適切な管理）

第二十四条　県は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を取り扱う場合も同様とする。

附　則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

三重県犯罪被害者等見舞金給付要領

（趣旨）

第１条　この要領は、三重県犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）の給付について、三重県補助金等交付規則（昭和３７年三重県規則第３４号）、環境生活部関係補助金等交付要綱（平成２４年三重県告示第２４３号）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）犯罪行為　日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治４０年法律第４５号）第３７条第１項本文、第３９条第１項又は第４１条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第３５条又は第３６条第１項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。

（２）犯罪被害　犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいう。

（３）犯罪被害者　犯罪被害を受けた者をいう。

（４）犯罪被害者等　犯罪被害を受けた者及びその遺族をいう。

（５）重傷病　負傷または疾病にかかる身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が１か月以上かつ通算３日以上の入院を要すると医師に診断されたものをいう。

（６）精神疾患　刑法犯罪のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が３か月以上かつ通算３日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。

（７）犯罪被害を知った日　犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合は、医師の診断により重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。

（見舞金の種類、給付額及び給付対象者）

第３条　見舞金の種類、給付額及び給付対象者は、次の各号に定めるところとする。

なお、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合、又は、給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、上限を６０万円として給付する。

（１）遺族見舞金

ア　給付額

６０万円

イ 給付対象者

犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（第３条第１項第２号、同項第３号に定める給付後死亡した者の遺族を含む）であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する第４条第３項から第４項に定める第１順位遺族

（２）重傷病見舞金

ア　給付額

２０万円

イ　給付対象者

当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する第２条第１項第５号にいう犯罪被害者

（３）精神療養見舞金

ア　給付額

５万円

イ　給付対象者

当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する第２条第１項第６号にいう犯罪被害者

（４）前三号に掲げる見舞金について、給付対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住している場合は、県内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により「県内に住所を有している者」とみなすことができる。

（遺族の範囲及び順位）

第４条　遺族見舞金の給付対象者は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（婚姻の意思及びこれに基づく共同生活の実態がある者をいい、異性間、同性間であることを問わない。第５条第１項第１号においても同じ。）を含む。）

（２）犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯（以下「同一生計維持世帯」という。）における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

（３）前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

２　犯罪被害者の死亡の当時、胎児であった子がその後出生した場合において、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第２号の子とし、その他のときにあっては、同項第３号の子とみなす。

３　遺族見舞金給付対象の遺族の順位は、第１項各号の順序とし、同項第２号及び第３号に掲げる者のうちにあっては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。

ただし、第１順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第２順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。

４　第１項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の給付を受けることができる遺族としない。

（見舞金を給付しないことができる場合）

第５条　知事は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を給付しないことができる。

（１）当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第１順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）があったとき。

ただし、犯罪被害者が１８歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。

（２）犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

（３）犯罪被害者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号及び第６号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であったとき。

（４）前三号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を給付することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（見舞金の給付の申請）

第６条　遺族見舞金の給付を申請しようとする場合は、三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書（様式第１号）及び犯罪被害申告書（様式第２号）に、次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、申請を行う者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の法定代理人が代理申請できる。

（１）犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

（２）申請を行う者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

（３）申請を行う者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

（４）申請を行う者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（婚姻（パートナーシップの関係）の意思、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書、住民票の写し等）

（５）申請を行う者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第１順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）

（６）申請を行う者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

（７）遺族見舞金の給付を受けることができる遺族が２人以上あるときは、三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第３号）

（８）犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）

（９）その他、知事が必要と認める書類

２　重傷病見舞金・精神療養見舞金の給付を申請しようとする場合は、三重県犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書（様式第４号）及び犯罪被害申告書（様式第２号）に、次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、申請を行う者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の法定代理人が代理申請することができる。

（１）重傷病・精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書

診断書には、受傷日、療養期間、入院日数、病名を明記すること。精神療養見舞金にかかるものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算３日以上労務に服することができないことを明記すること。

（２）犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）

（３）犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）

（４）その他、知事が必要と認める書類

３　同一の加害者がした関連する数個の犯罪行為による犯罪被害に対する数個の申請は、包括して１個の申請として取り扱う。

（給付の申請の期限）

第７条　前条の規定による申請は、当該犯罪被害を知った日から１年を経過したとき又は

犯罪被害が発生した日から７年を経過したときは、することができない。
　なお、重傷病見舞金、精神療養見舞金の給付を受けた者が、遺族見舞金の給付を受ける場合にあっても、犯罪被害を知った日から１年を経過したときには、これをすることができない。
　ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成２５年法律第８６号）第２条第１項各号に定める危険運転致死傷にあっては、故意による犯罪であることを知った日から、１年以内に限り、当該申請をすることができる。

（給付の決定等）
第８条　知事は、第６条の規定による申請があった場合は審査を行った後、見舞金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行わなければならない。
２　知事は、前項の決定を行った時は、速やかに、三重県犯罪被害者等見舞金給付決定通知書（様式第５号）又は三重県犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書（様式第６号）により、申請を行った者に通知するものとする。
３　知事は、第１項に規定する見舞金の審査に際し、申請者等から当該申請にかかる状況等について調査をすることができる。この場合、知事は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。
４　前項の規定は、見舞金の給付決定後においても適用があるものとする。

（見舞金の請求）
第９条　前条に規定する通知により見舞金の給付決定を受けた者は、三重県犯罪被害者等見舞金給付請求書（様式第７号）により、知事に当該見舞金の給付を請求するものとする。

（給付の決定の取り消し）
第１０条　知事は、見舞金の給付決定を受けた者が当該給付を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。
２　知事は、見舞金を給付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

（見舞金の返還）
第１１条　前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が給付されているときは、当該見舞金の給付を受けた者は知事が定める日までに見舞金を返還しなければならない。

（その他）
第１２条　この要領に定めるもののほか、見舞金の給付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則
　この要領は、平成３１年４月１日から施行し、同日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

附則
　この要領は、令和３年１月１８日から施行する。

附則
　この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附則

１　この要領は、令和５年７月１３日から施行する。

２　この要領の施行前にした犯罪行為の犯罪被害については、なお従前の例による。

犯罪被害者等支援関連事業（令和７年度版）
令和７年８月

【作成】
三重県　環境生活部　くらし・交通安全課
住　所　三重県津市広明町１３番地
電　話　059－224－2664
ＦＡＸ　059－224－3069
E-mail　anzen@pref.mie.lg.jp